

箸及鶏の羽毛と、それから白い野薔薇の葉を粉末とせるものを用意する。この野薔薇は春期最も早く發芽するのと香氣があるから、其の枝を採つて天日にて乾燥し棍棒を以つて其の葉を細末にして篩にかけたものである。斯くて蟻蠶の發生を俟つて此の粉末を蠶種の上に振り掛け、之に細割せる桑葉を給して、然る後之を箸にて他に移し羽毛を以て處分するのである。

## 六 稚蠶飼育と稚蠶の買賣

掃立の際毛蟻を紙に包みて秤に掛け、再びその空紙を秤つて蟻量を秤量することは楓涇及宜興地方の如き一部地方に行はるゝを見るが、然しこれは寧ろ異例と言ふべく、その多くは掃立量に就いて甚だ無頓着である。のみならず、彼等の養蠶經濟から見れば稚蠶期は殆ど之を打算外に置くものゝ如くである。普通三眠までの稚蠶は之を小蠶シヤオゼと唱へ、之に對し壯蠶を老蠶ラウゼといふが、稚蠶期には自然淘汰が行はれるばかりでなく、三眠に至つては弱少の蠶兒を除去するものもあるが、其の選出歩合は多きは一二割といふ。然し乍ら稚蠶飼育に滿更意を用ひぬといふ譯ではない。殊に浙西地方に於ける稚蠶飼育は彼等の寢室を充て、部屋部屋の片隅に三脚式蠶架を据ゑ、稚蠶を紙帳の圓籠に容れて之を蠶架に載せ、その蠶架全體を前述草荐をもつて恰も屏風のやうに圍むで居る。それから蠶架の下に火鉢を置き、部屋の戸口や窓を閉して居る。詰り蠶室に閑人禁制を採るのも一面には妄に蠶室の出入によつて温度の變化を來すを恐るゝによらむか。火鉢には既述の如き一種の埋薪法を採るものもあり、第三章四項或は火鉢に粗糠を入れてその

上に藁火を加へ或は炭火を用ふるものもある。就中補温飼育は海濱地方に於て最も盛に行はれて居る。桑は細割せるものを給し、その回数は二三齡期に於て朝の六時、九時、正午及午後に至つて四時、六時と十時に止り、中には夜半一回を加へ六七回に及んで居る。

反之無錫地方の飼育状態は我が養蠶法から見れば唯々亂棒と言ふ外はないが、又たそれだけ蠶兒の强健性を思はせるのである。即ちその飼育場所は入口に近き土間で降雨時と雖も室内を閉めざる設備なく、また寒冷に際しても浙江省の様に火力を用ひず専ら外界の天候による文字通りの天然飼育である。作業は給桑とそれに蠶兒を圓い蠶籠から他の蠶籠へ移すことの二つが殆ど全部の日課である。後者の蠶座の移轉は詰り分箔、擴座乃至は除沙の仕事と同時に含んで居る譯であるが是は一日必ず一回稚蠶期には箸を用ひ、二齡頃からは手にて蠶兒を軽く他の新しい蠶座に移轉さす方法で、天候が暑く乾燥する時は日に二回位行ふといふ。そればかりでなく此の作業は眠期中に於ても一回行ひ、この場合は糞糠灰フンカシと稱して粗糠を焼いた灰を蠶籠に敷き其の上に蠶兒を移して居る。給桑は三齡から全芽を與へて居る者が多い。飼食は當地方では之を開葉カイエと呼び、給桑回数は一、二日數回、桑葉の乾燥程度と蠶兒の食慾具合を見て給葉しその回数は固より一定して居ない。更に浙江省嘉興地方には稚蠶期我が箱飼に類する飼育が尠からず行はれ、就中街路の商家に最も之を見受ける。これは三脚式蠶架を用ひずに稚蠶を入れた圓籠を其儘積重ね、上部にもう一枚の圓籠を蓋の代用に覆せて、其の全部をズツク袋若くは菰を以て蔽ふのである。更に甚しきは之に布團をかけて居るものもある。即ち此の方法は保温



から考案されたもの、如く、一寸變つた飼育法である。

蠶種は思ひ切り澤山に掃立てるから、二眠前後に至つて飼育の経過が良好なれば却て蠶兒の過剰に苦しむものがある。一方中には極度の遠蠶に蠶兒の不足を訴ふものもあれば、或は漸くその頃新に育蠶を試みやうといふ思惑者もある。この兩者の相反する欲求を満すべく、二眠になると小蠶買賣の行はれて居るのは面白い。此の買賣は主として湖州を中心とする一帯に行はれ、就中石門から新市、千金鎮等が最も盛である。此の地方はその時期になると、餘剩蠶兒を賣らむとする者は之を蠶籠に入れ、之を女の衣服で纏ふて街へ賣りに出掛ける。斯様に布呂敷の代用に特に女の衣裳を用ふるのは迷信から來て居る。街上はこの稚蠶買賣で一時の殷盛を呈するが、買人は籠の中の蠶兒を検したる上、蠶籠一枚に付き若干と値段を定め、或は其の斤量を以てするものもある。その値段は固より需給の原則に支配されるが、先づ一斤五十仙乃至二元の相場である。

## 七 出火からの飼育

斯くて三眠に至れば之を出火ツエフと言つて、この開葉飼食カイエシキからは仕事も漸く忙はしく、同時に眞劍味を帯びて來る。それは最早四齡には收穫すべき繭量も略ぼ見當が付くし、また多々益々要する桑に就ても過不足なきか豫想を立てて、不足量は之を買桑に仰がねばならぬから、飼育は頗る打算的とならざるを得ないのである。彼等の眞の飼育は三眠起きから出發するといふも過言

ではない。即ち出火の起蠶を秤に掛けてこの蠶兒四斤宛を大形の蠶箔一枚に入れ、或はその蠶兒一斤半宛を一枚に收容して之を出火一帳と稱し、同時に之より上簇までに要する桑量を計算するといふやうに、其の養蠶經營は出火即ち三眠から出發して居る。例へば蠶業地に入つて農家に「今年幾ら蠶を飼つたか」と飼育量の多寡を問へば、浙江省では大抵「出火若干斤」「三眠蠶兒の重量」とか、若くは「出火若干帳」「三眠蠶兒の蠶箔數」と答へるし、また無錫地方では「若干檯」「三眠蠶兒の蠶架檯數」といふが如く、孰れも壯蠶期の數量を以てするに見ても這間の消息を語つて居る。

先づ飼育に就て浙西の代表地湖州地方の實況を見るに、此の地方に於ける竹製圓形の蠶箔は他地方のものより縁が高く、編目が荒いから稚蠶壯蠶用共紙張りをして用ひて居る。三眠起から全芽を給桑するに、天氣具合によつて日に三四回から五六回、夜間二回位の回数で、これは葉の表を上に向けて與へる。斯くて給桑回数がだん／＼重なつて、葉脈のみが下に積み重なり、厚さ四五寸になると、蠶兒と共に表層を剥ぎ取つて他の蠶箔に移し、残つた葉脈は之を天日に乾燥し、蠶糞は箆に入れて、兩者とも肥料用に供すべく、仲々手際良く行はれて居る。

この除沙分箔は各齡とも催眠近き頃一回若くは二回行はれて居るが、新市鎮地方ではこの際に目の極く荒い蠶網を使用して居るのを見受けた。そして各眠期になると石灰を蠶兒に振り掛け、中には蠶兒が白い粉末で埋れて居るものもあり、或は石灰を少量にして、之に糖糠灰糖糠灰を混せて撒布するものもある。



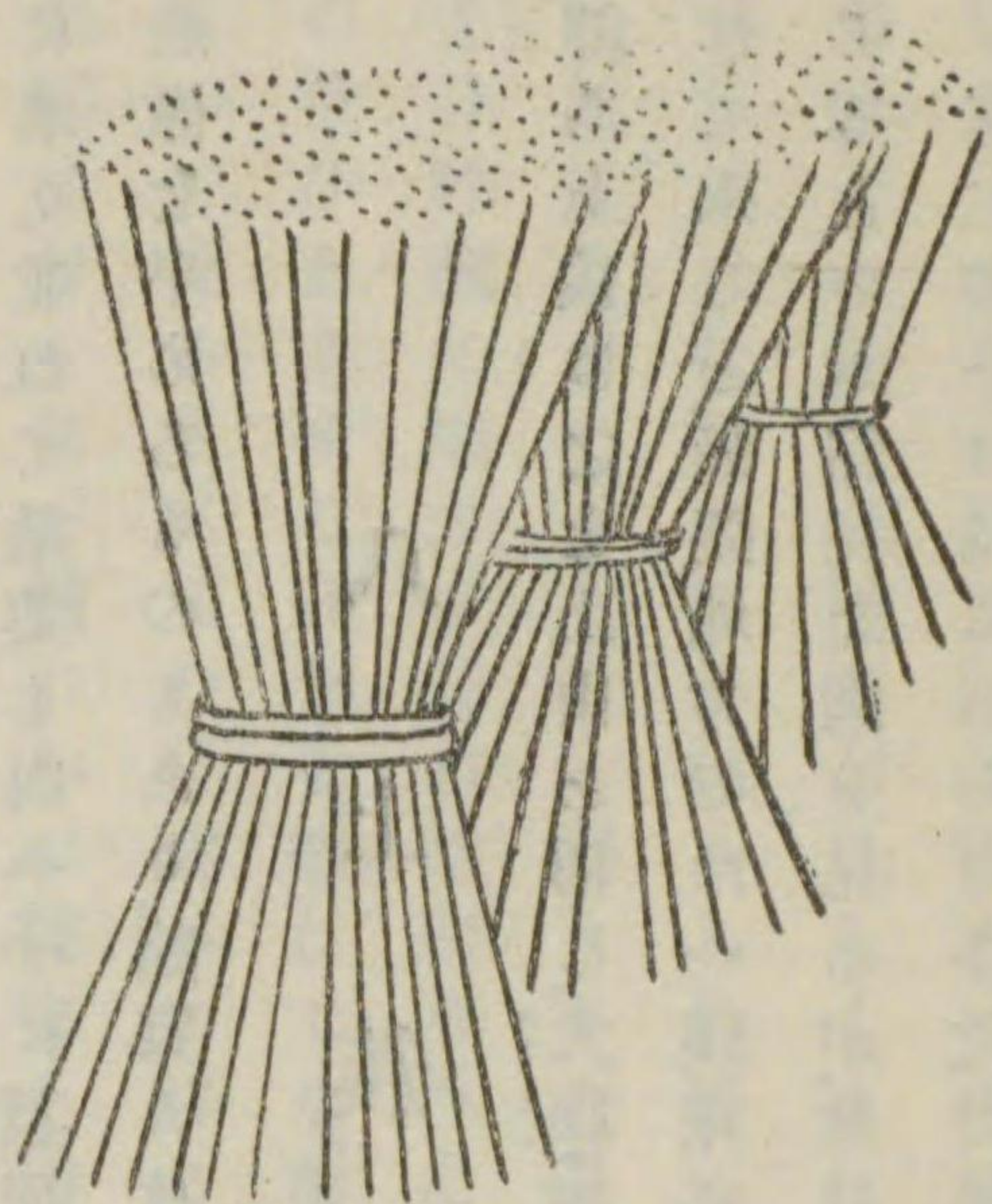
眠蠶に石灰の粉末を撒布する風習は湖州を始め宜興地方の如く太湖に濱する地方に行はれて居る。この石灰を何の爲めに使用するかには就いては、彼等は石灰は蠶兒を温め蠶座を乾燥する目的だと稱して居るが、恐らくこれは本邦の石灰育と同様の意味なるべく、支那に於ては既に昔からこの様な方法が試みられ居るのである。桑葉は多く拳より伐條して、雨天ならば軒下に吊し、乾はしてから葉をもぎとり、之を圓形の籠に入れ、蠶箔を以て蓋をして貯藏するが、二日間位は充分貯藏に堪え、本邦の桑のやうに摘葉間もなく枯れて終うやうなことはない。且つまた蠶兒の喰ひあませる残物を檢しても、葉は殆ど喰ひ盡して終ひ、唯葉脈のみが残つて居る有様で、之によつて見るも、支那の桑葉が如何に良質なるかと窺はれる。そして最早此頃から綠色濃やかな桑園は日一日と梢のみの裸姿を増し、老人から小供まで一家を擧げて育蠶に當つて居る。轉じて江蘇省無錫地方に入るに前地同様養蠶は實に盛で、どこの村落に入つても一家々々飼育をせぬものは殆どないと云つて良い位であるが、飼育法は前記地方よりも一層簡單である。それは前項の如く三眠からは全葉若くは全芽を給し、熟の堆積に伴ひ除沙分箔に代ゆるに、蠶兒を一々拾ひ取つて蠶箔から蠶箔へと移轉を繰返すのが飼育の日課である。そして蠶兒を移すにも蠶箔の片隅からギツシリ並べて行き、蠶兒個々に自由の餘地を與へない。即ち極めて密飼であることは各地を通じての特徴と言ふべく、前記湖州地方は徑四尺の圓籠に三眠蠶兒四斤、また徳清地方は徑三尺大に一斤半を收容するといふが如く、その蠶座面積は所謂新法の二分の一若くは三分の一に過ぎないであらう。これは一つには蠶室が狹隘なからで、僅々二三坪の室内で、餘

杭種なら一枚蠶量十匁、自家採種で二斤種内外を飼育し、無錫の或る農家では改良種七枚を飼育せるものを見た。尙この密飼は保温や給桑の節約等に關係あるものゝ如くである。斯くて天候の順調と相俟ち給桑が潤澤ならば好成績を擧げることには疑はないが、蠶兒が順調ならば兎角桑不足に陥り易い。例へば一九二五年上簇近くに無錫の近郊を一巡したが、何處へ行つても養蠶家は桑高を零し、桑を澤山やりたいが、高いから思ふ様に買へないといふ態であつた。或る家では野桑を與へ、甚しきは桑に代ゆるに柘樹の葉を與へるものも見た程であり、中には蠶を溜に放棄して肥料にせるものありと聞いた。自然斯ふいふ年柄には給桑の不十分なる爲めに繭は絲量に乏しく、果を製絲家に及ぼすのが常である。殊に此の傾向は無錫地方に甚しく、葉價の暴騰に堪え兼ねて桑葉も與へず、蠶兒を熟蠶とすべく、蠶架を屋外に持ち出し、天日に當て、蠶體の透徹を早めるものもあり、繭買人は之を評するに「無錫の餓蠶上山法」と唱へて批難する。

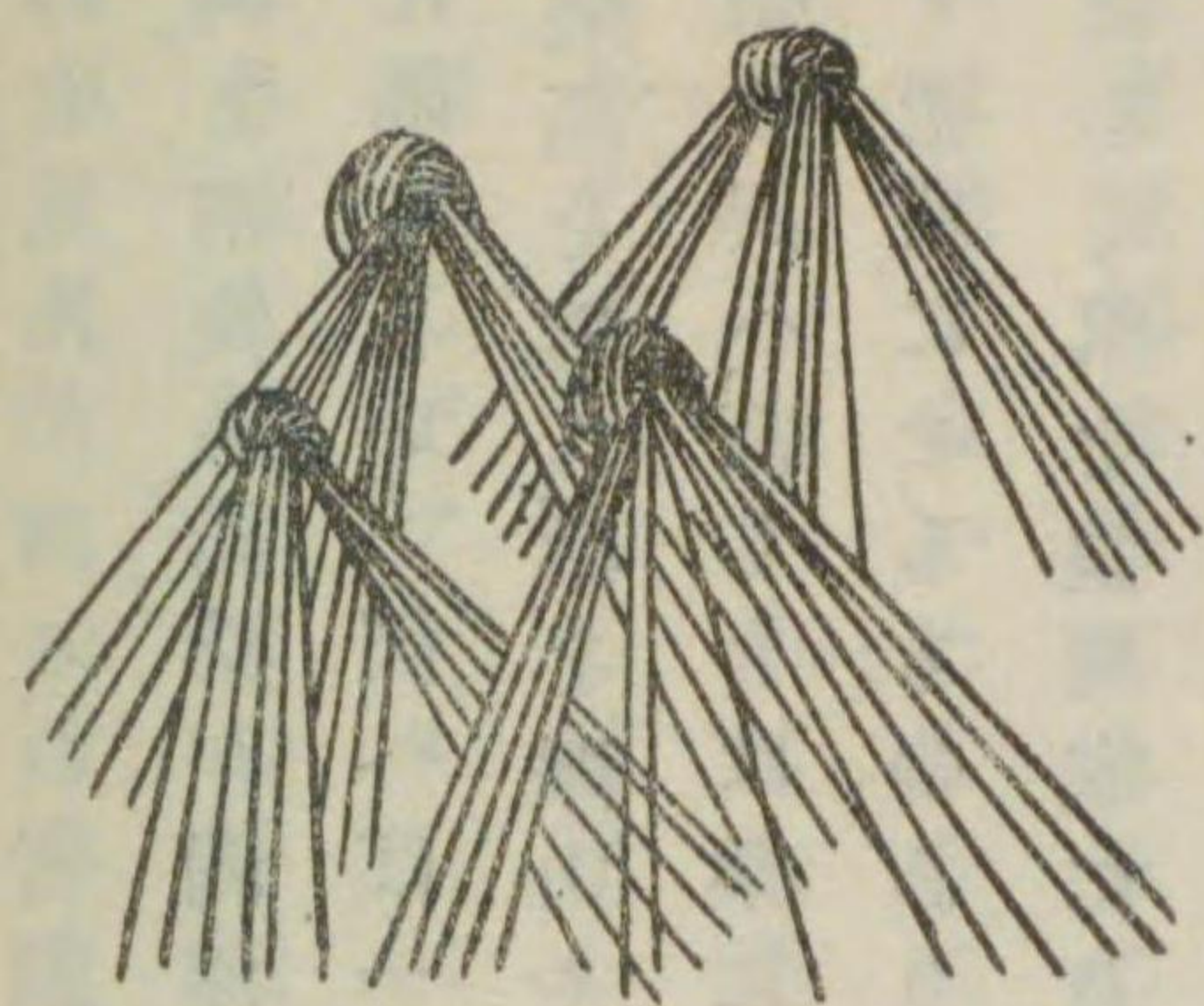
## 八 上簇法

即ち上簇は之を上山と稱し、大眠(四眠)から五六日目に至つて蠶體上半身の透徹せるものが現はれて來ると、無錫地方では一頭宛手にとつて之を透し見て熟蠶を拾ひ取り、之を盆に移して上簇するといふ悠長な圖を見るが、然し浙江地方にあつては澤山の熟蠶を筴又は桶に入れて上簇室へ運ぶ様子は見るからに多忙である。何しろ農家は狭少な割合に飼育量が多く、勢ひ蠶室を直に上簇室に充てねばならぬが都合の良いことには蠶棚は移動式の蠶架子であるから、上簇期



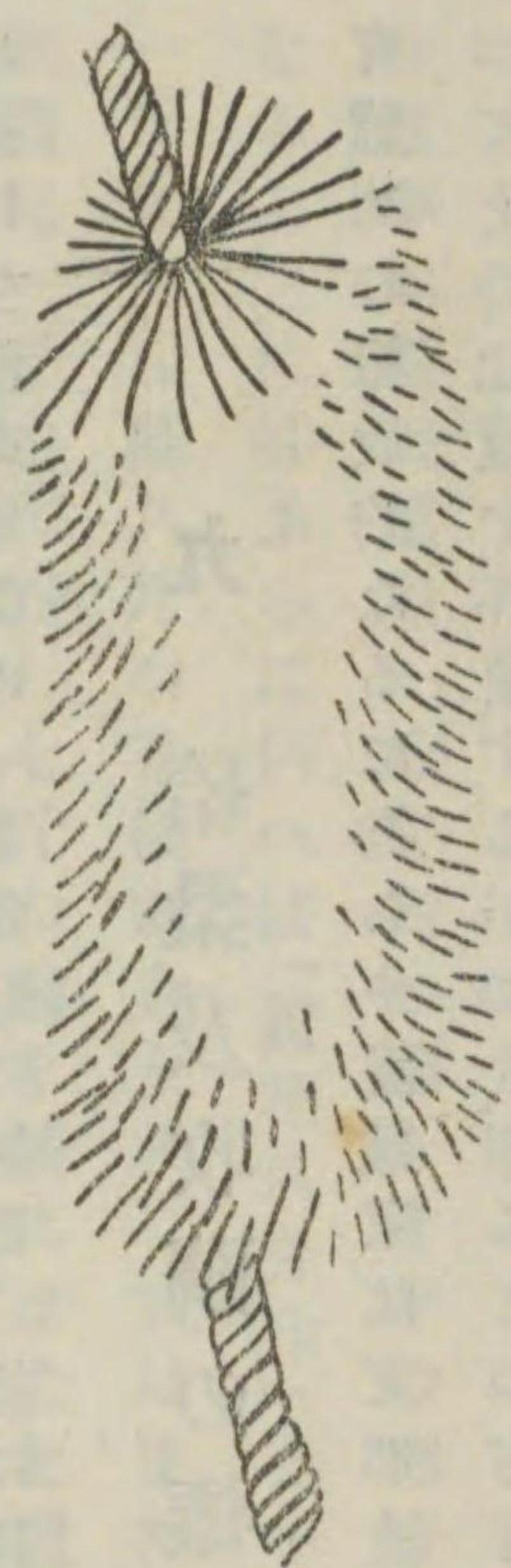


鼓狀簇



傘狀簇

して順次編込めるもので、之には簡單なる製作器を用ひて居る。簇の圓味は徑七八寸、長さは蛇



蜘蛛狀簇

狀六七尺から長きは三十尺に及ぶものがある。

是等の簇を用ひて上簇する狀況は各地一様ではない。紹興地方では土間の上に直に鼓狀の

簇を立並べるに、之を極めて密着せしめて熟蠶をその上面に放つて居る。之に反し無錫地方は先づ土間へ柔かにせる藁を敷き、その上に鼓狀簇を一個宛若干の間隔を保つて立て並べ、之に熟蠶を放

つに、一半は簇の上面よりし、他半は下敷の藁の上に放つて簇に這ひ上らせる。この土間で足らぬ場合には屋根裏に横板を渡して上簇に充てるものが多い。而して之に異彩を放つのは海寧杭州蕭山等の一行には上簇法である。前述の如く大袈裟な上簇臺を設けて之に筵席を敷いてから簇を立て並べて蠶を放ち、上簇臺の下には火鉢數個を置いて排濕を計る。次いで上簇臺の周圍を例の葦子張で圍みたる後門戸を塞して室内を暗くし、上簇三日間は絶対に室内の出入を避けて居る。上簇期に補温するは殆ど此の地方に限られて居るが、往々之から火事を起すこともある。それから海寧地方では簇の間隔を疎らにして熟蠶は筵より鼓狀の簇に這上らしめる。之に對し彼等は強健なる蠶兒は簇の上部に優繭を結び、簇の下部に結繭するものは劣繭が多いといふが、固より眞偽の程は確かではない。此處から硤石嘉興方面になると簇を密着して並べ、その上面に熟蠶を放つこと紹興地方と同様である。更に特色ある蜈蚣簇は江蘇省に



於て宜金深地方に最も多く、無錫地方にも一部使はれて居る。この簇は土間に蛇狀に横ふるものもあれば或は壁へ木架を斜に立て掛けて、之に蜈蚣簇を垂らして空間を利用するものもある。蠶兒に對する簇の使用量は鼓狀の簇に就いて言へば前述の如く其の配置の粗密によりて異り、大體壯蠶四斤入の蠶籠一枚に對し、簇を密着する紹興嘉興地方は約三十束を要するに、海寧地方の如く間隔を設くるものは十二三束で足りる。また無錫地方は一籠即ち蠶箔十枚で壯蠶約五十斤に對し凡そ二百束を要すといふ。簇は農家自ら製作するものもあれば、また之れが賣買も盛に行はれて居る。其の値段に付き一九二五年調査せる所によれば、無錫地方は五十束に付き一元、蘇州地方に於て二十五束入一捆に付き二十仙、及海寧地方は一捆三十束入で、その重量二十斤、値段は百斤に付き一元二三十仙であつた。序に簇の廢物利用に就いて特に言ふべきは江南の主要米産地たる蘇州地方の農家は孰れも藁を燃やして飯を炊く慣習にして、此地方にあつては藁は生活必需品の一を爲して居る。故に簇も亦た大抵この特殊な燃料に充てられて居る。

## 九 給桑及收繭の標準

育蠶法の粗放的なるに拘らず養蠶家は支那流の算盤を忘れない。彼等が三眠若くは四眠に至つてその起蠶を秤量するが如き、即ちこの打算から來たもので、之よりして收繭の見込や今後に要すべき桑量を推算して之を桑相場や繭絲價の豫想に對照するなど、四齡からは比較的ハッキリした目標に向つて飼育を進めて行くことは興味ある點である。而かも彼等の間には多年

の經驗から三眠若くは四眠に於ける蠶兒量に對する桑量及收繭量の關係に就き一定の比率とも言ふべきものを持つて居る。試みに收繭の終つた頃蘇州の南部地方に入つて農家に「今年の年收(作柄)はどうか」と問へば彼等は數學的に例へば「斤半」と答へる。この斤半といふ意味は繭の收穫率か四眠蠶兒一斤に對し繭一斤半の割合であつたことを指すのである。また湖州地方になると之に答ふるに例へば「蠶花八分作」といふが、これは前者よりも一眠早く、即ち三眠蠶兒量一斤に對し繭八斤の收穫割合を示し、或はまた石門地方では少しく變つて既述出火一帳即ち三眠蠶兒一斤半に對し七斤の繭を穫れば之を蠶花七分、八斤ならば八分といふが如くである。而して其實收に至つては勿論その豊凶によつて二三分作から十一二分の相違があり、世にいふ十二分なる語も或は此邊から出た語源ではあるまいか。

斯様に三眠又は四眠の起蠶を秤量し、其の蠶體量と收繭量に關する標準の建方は地方によつて相違はあるが、その内容に至りては飼育が順調に行つたと假定すれば、三眠蠶兒量は四眠起には之が四倍量に長大し、之より二倍に當る收繭量、言ひ換れば一—四—八といふ比率で三眠蠶兒量に對し八倍の收繭を以て上作といふのが各地を通し彼等の有する一定不變の原則である。そして斯ういふ成績を挙げれば先づ上々作として彼等のいふ蠶花茂盛を贊すべきである。随つて先にも述べた通り稚蠶飼育は殆ど之を打算外に置くから蠶量一匁當りの收繭量に就いては前者の如き確たる標準はない。然し掃立の際に蠶量を測る慣習の行はるる楓涇地方に於ける標準は蠶量一匁に對し繭十斤といひ、同様宜興地方では繭十四斤と聞く、それから餘杭種一枚



からは收繭二百斤に桑量二千斤と言ひ、紹興種一枚よりは繭百斤、之に要する桑量千斤の標準といふもこれは蠶種製造家の言ふ所で掛値のあるは言ふまでもない。

次に桑の使用量に關する標準に就いてはその使用する全芽全葉乃至條桑等地方により區々たる爲めに、收繭量に於て見るが如き各地を一貫する比率を見出せぬ。據つて左に蠶體量、收繭量及桑量の三者の關係に就き煩を厭はず各地に調査せる所を擧げて見やう。

(杭州)餘杭種一枚より壯蠶期の蠶箔數は四眠蠶兒四斤入として二十枚(八十斤)を算し、この箔一枚に付き繭十斤、桑量百二十斤の割合といふ(四眠兒一斤に對し葉桑量二十斤)

(湖州)蠶箔一枚に四眠蠶兒四斤宛を收容し、所謂出火四斤は四眠蠶兒十六斤となつて二乃至四枚の蠶箔に擴げ、その十六斤より繭三十二斤、桑量は出火四斤に付き二千斤といふ(同上桑二十五斤)

(石門)餘杭種一枚から出火十二三枚(一枚に付き三眠蠶兒一斤半)所謂出火一帳は四眠蠶兒六斤となり其の繭量十二斤、桑は二百斤を要す(同上桑三十三斤餘)

(嘉興)四眠蠶兒一斤に對し繭二斤、桑は同上三十斤

(楓涇)紹興種一枚より蠶量四匁乃至四匁五分、蠶量一匁から四眠兒五斤、其の繭量十斤及桑百斤といふ(同上二十斤)

(洞庭山)三眠蠶兒一斤から四眠蠶兒四斤、繭八斤、桑は(三十五斤)

(宜興)蟻量一匁より四眠蠶兒七斤、繭十二斤、桑は(同上二十五斤)

(無錫)一斤種より蠶架二檣(即ち蠶箔數二十枚)箔一枚より繭六斤の割、一斤種から繭百二十斤、一檣に付き桑量條桑二千斤といふ(同上桑六十六斤餘)

上列に見るに四眠蠶兒一斤に對する桑量は葉桑二十乃至三十五斤及條桑に於て六十餘斤を示し、中には若干疑を挾むべきものもあるが、大體葉桑三十斤と看做して大差あるまい。而して此種標準は祈禱的育蠶法に對照して興味ある目標と言ふべきである。

## 一〇 夏秋蠶の飼育

一般に育蠶は昔から年に一度と考られ、春蠶か終ると農家は直に麥の刈入や田植など農事の繁忙期に入り夏秋蠶飼育は未だ物の數ではない。近時無錫を中心とする地方に於て夏蠶飼育は漸増の傾向を示し、また杭州其他地方にも夏繭の出廻を見るが、其の産繭額は江浙兩省を通じて三萬擔見當と僅々春蠶繭産額の凡そ一割に過ぎない。のみならず現時行はるゝ育蠶法を以てしては、夏蠶飼育に限り好果を收め難い諸般の障害が控へて居る。既述の如く無錫地方の農家は、大抵春蠶期に頭二蠶(二化性の一化期)を飼育して自家採種を行ふが、この蠶種は當然半月の後は發蟻し、六月末頃から夏蠶飼育を營むで居る。然しその頃の氣象状態になると温度は速かに昇騰すると共に暫雷雨を交へ、その蒸熱に遭遇しては假りに本邦養蠶家が飼育に當つたとしても優繭は望み得ないであらう。加へて春蠶期には餘り見受けない多化性蠶蛆が盛に飛び來つて直接蠶體に産卵し、これが襲來を防ぐ爲めに例の蠶架子には一面蚊帳をはり、甚しきはズツク袋を覆せるなど、一層蠶體の生理を害せざるを得ぬ。さらぬだに蠶種は不健全な有毒蠶種と來て居るから夏繭の貧弱なことは言ふまでもなく、例年その絲量の如き春繭に比し少くとも



二三割を減し、解舒も不良に、絲質には類節を増し、中には輸出向不適品も尠くない。斯る事情から夏蠶飼育は勃興の氣運に漲つて居るが、品種の改良、育蠶技術の進歩に俟たねば、容易にその發達を期待されない。

けれども此の時期を過ぎて天空高く大陸の秋に至つては降雨は甚だ稀に、大氣よく乾燥し且つその期間の長いことは、全く以て好箇の育蠶季節である。處で未だ蠶種の冷蔵法や人工孵化法の利用を見ない今日、如何にせむ農家は此の時期に蠶種を得難く、僅に無錫地方に於て貧弱な夏繭と餘り變のない桂花繭及菊花繭の出廻を見るに過ぎぬ。然しなから最近斯界の先覺たる江蘇省立女子蠶業學校や中國合衆蠶桑改良會等の獎勵機關は秋蠶飼育の獎勵に着眼し一九二七年前者は學校に、また後者は鎮江に蠶種冷蔵庫を設立すると同時に女子蠶業學校に於て製造せる蠶種四千五百枚(二八蛾付)及蠶桑改良會製造の一萬二千枚を主として無錫縣内養蠶家に配付したるに大體好成績を得た。之に就いて當時女子蠶業學校の教職を執れる白澤幹氏は我が蠶絲中央會の委嘱を受けて調査せる「支那養蠶經營費の研究」蠶絲業業勢調査第五報に於て蘇浙地方に於ける晩秋蠶が將來甚だ有望なりとして左記諸點を擧げて居る。

一、農閑期の利用。八月中旬より九月下旬頃迄の間に於ては稍農閑の時期に當り相當に各農家共勞力に餘裕を生じて居る。

二、秋蠶専用桑園の特設の必要がない。春蠶の飼育は五月中旬迄に終るから桑樹は春蠶期伐採後良く繁茂し、其伸長の状態は本邦の春期發芽前伐採桑樹に比し優るとも劣ることがない。

い。夫れ故に九月以後の採葉は桑樹に格別の被害を與へないから、特に専用桑園を作らずとも、立派に晩秋蠶飼育を爲し得る。

三、氣候適順。八月下旬より九月に入り急に氣候低下し、而も九月頃の所謂秋日和が均一的に永く續くから晩秋蠶飼育には最も良い。

四、夏蠶の飼育が困難であるから勢ひ晩秋蠶が飼育し得るとすれば之に力が入る譯である。斯く晩秋蠶は好望なる基礎に立つを以て一度氣運が熟したならば相當の發達を期待すべく斯の曉中支蠶業は我然躍進を來すであらう。

## 一一 養蠶の收支

更に蠶業の將來を付度するに必要なは、繭の生産費に關する調査研究であるが、これは豊富な日子と財力を與ふるにしても、支那のやうに育蠶に關する精確の材料を得難く、且又これか計算の基礎を爲す度量衡の曖昧なる爲めに仲々容易な業ではない。然し隴氣ながらも、之に關する輪廓を描いて農家がどの程度に損得のあるかを知るべく、左に一九二四及二五年に於ける二三養蠶家の收支に關する實例を引いて見やう。

一 浙江省 蕭山縣の龔山鎮で見た某養蠶家は紹興種九枚を掃立て、四眠期に於ける蠶兒量は約三百斤あつたが、之から六百斤の收繭を見る見當であつた。四眠からは全部桑葉を買入れたが、その數量は一萬四百餘斤で約三百四十元の桑代金を拂つたから六百斤の繭を賣つたでは



儲からないが、まあ座繰絲に繰くから算盤が採れる譯だと語つて居た。

二蘇州洞庭山 に於ける某養蠶家に就いて見るに掃立枚数は三枚で、三眠の蠶兒量が五十餘斤それから四眠期に秤量して二百斤あつたが、之からの收繭量は三百斤であつた。之に對する支出に就いては桑葉の買入費は此の年先物を契約したので百斤二元の相場で百七十元を支拂つたといふ。次ぎて上簇用の蠶が十二元。養蠶日傭が二人で半月分の傭人料二十五元と見積つて合計二百七十元となり其他の雜費を加へては儲けのない勘定だといふ。こぼして居た。

三無錫 に於ける某養蠶家は二斤種の掃立をしたといふ、そして其の中五六十匁の種繭は夏蠶種であつた。

收繭量に就ては一斤種から二百斤獲れるのが最上の作柄であるが今年は八十斤見當で百六十斤の成繭を見たといふ。そして平均の賣値段を五十五仙として八十八元の收入を見た。

之に對する金錢の支出を見るに此の養蠶家は家族男一人及び女二人と更に小供一人で飼育に當り繁忙期に於て四日間二人の傭人を使つた。その賃銀は一元に付いて三工を支拂つたから延人員八人に對し二元六十七仙を支拂ひ、食費一日三十仙見當と見て二元四十仙、合せて五元七仙の傭人料となつた。

桑葉は三畝の桑園を所有して四眠起三日目迄は自家の桑葉を充て、それから以後は桑葉を買入れたが之に對して凡そ四十元の支出をした。其他の雜費に於て上簇用の蠶は百斤二元の相場で六元を支拂つたから現銀の支出は傭人料及桑葉代共大略五十二元を要したから差引三十六元の純收入を見た譯である。

四壘一九二五年無錫地方 は桑高の年柄であつたが、或る農家は冬の戦亂に遭つて、衣食に窮

せるところから、養蠶で一儲けしようと思ひ込み桑葉を買入れ、蠶架四臺を飼育せるに計らずや四眠起から蠶がばたばた斃れて終ひ、僅に三四十斤の繭を獲つたに過ぎなかつた。それが爲めに繭行が開いて債鬼が押掛けて來ても桑代百三十餘元を支拂ふことが出來ず、窮餘の果て夫婦共自縊を遂げたとの話を聞いた。

是等實例は廣い範圍に亘つて、より多く集めたならば有力なる材料たり得るも、前例の如きは比較的要領を得たる答案であつて農民に對する此種質問は徒勞に終る場合が多い。而かも單なる前例に見ても、育蠶は豊凶の差甚しきと、買桑に俟つもの多しことを看過せない、そしてこの二つの顯著なる事實の爲めに斯業は技術的に安定を缺くと共に桑値段の高低によつて一層投機性を加へて居る、試みに概略乍ら繭の生産費を見積るに、之を構成すべき桑代及蠶具類に就ては既述各項を参照し、茲に勞力の點を見るに大體壯蠶期に蠶架一檯即ち圓籠二十枚に付き二人を要する割合といふ。その多くは自家勞力によるが多忙期には人手を借る者が尠くない。嘉興地方の如きこの季節に養蠶婦が家庭に入つて、中には之れが風俗を害するものもあるといふ。養蠶賃銀は月極によると食費主人持一ヶ月に付き男六元及女四元の見當にあるが、日傭になると、之より稍高く普通一日二三十仙から多忙期には七八十仙に騰る地方もある、序に一般月傭に就いて食事自辨のものとならざるものとの間に幾何の相違があるかといふに、例へば餘杭地方では廣く家庭に出入する裁縫師は食事自辨一工四十仙、同主家持一工二十二仙との申合を設けその間十八仙が一日の食費に該當するを見る。據つて養蠶期特に傭入るものは一日食費



共凡そ五十仙と看做して大差あるまい。今餘杭種一枚を掃立て、壯蠶圓籠に十六七枚を得、桑はその四割を買桑に俟ち、勞力は多忙期七日間二人を雇備するものとし、且作柄は普通に行つて之より生繭百斤を得たものと假定し、其の費用を見積るに次の通りである。

## 生繭百斤當り生産費見積

二・五〇 <sup>元</sup> <sub>仙</sub>	(蠶種) 餘杭種一枚の代價
三六・七五	(桑代) 桑量葉桑千七百五十斤の内自給千五十斤、一五〇仙替一五元七五仙、買桑七百斤三元替二十一元
一一・五〇	(勞力) 延人員四十四人の内傭人一四人、一工五〇仙替七元、自家勞力三〇人、一工一五仙替四元五十仙、
三・二五	(雜費) 簇三百束一元五〇仙、蠶具償却一元及木炭其他七五仙
五四・〇〇	(合計)

之に對し雜収入は簇用の糞及蠶糞等二元を見積れば、差引五十二元、一貫匁當り三元二十五仙である。而して一般繭價は百斤六十元前後を中心にして居るから、普通作ならば多少利潤を見るべきも、收穫の不安定に養蠶は必らずしも固い生業でないことは注目し値すべき點である。

## 一一一 蠶の病蟲害

農家の經濟に主要なる蠶作が殆ど天候によつて左右されることは育蠶技術の拙劣にもよる

が、更に蠶病が之に與つて力ある、何しろ蠶種の病毒検査は固より蠶室蠶具の消毒に至つては全然放任の姿にあるから、蠶病蔓延の如きは怪しむに足らぬ。我が當業者の神經を尖らす微粒子病の如き餘杭種や紹興種の検査を試みても、普通七五乃至九五「パーセント」の病毒歩合を有し七五「パーセント」以下のものは甚だ稀である。斯様な蠶種に配する蠶架蠶箔は永年唯の一度も洗滌せぬ代物であるから結局弱い蠶兒が斃れて強きものゝみが結繭するに過ぎぬ、一朝天候の不調に遇へば忽ち斃蠶が續出する有様である、一九二四年の如き無錫の北路寺頭附近に於ては四眠を起してから白僵病が多く、何處の家にも固くなつた白色の死蠶が策に五升から一斗位はあるのを見た。昔この死蠶が洋人の藥舖に百斤九十兩で賣られたといふ珍談もある、殊に無錫の育蠶法に於て毎日蠶兒を一々手に拾取つて之を移す作業も亦た蠶病を傳播する原因であらう。随つて蠶病の種類には硬化病軟化病及膿病等あらゆる蠶病は到る處に見る。支那傳來の蠶書によれば之に漢法醫式の病名と療法を教へて居るが、それさへ一般養蠶家は無關心である、また前述夏蠶に加害を極むる蛆蠅は之を藏蒼蠅チンツエと稱し、豫防法に惱むが、春蠶にその被害を見ること僅少である。要するに蠶病に關しては農民の覺醒に俟たねばならぬが、近時斯業獎勵機關は無毒蠶種の普及に努むる一方農家の蠶室蠶具に消毒の宣傳を試みて居る。而して是等が農民に徹底するか否かは今後の事實に俟つ外はない。



## 第五章 繭取引

## 一 繭取引の徑路と出廻額

現時我國の繭取引は言ふまでもなく製絲家自ら生繭買入所を設けて直接生産者より購入するものが大部分を占め、所謂繭の仕入は製絲經營の主要なる業務を爲して居る。反之蘇浙地方には特に購繭機關として免許制度による繭行なるものが存在し、養蠶家は繭を必らず繭行に賣らねばならぬと同時に養蠶家から繭を買ひ得るものは繭行のみが持つ特權である。而かもこの繭行を所有するものは多くは直接生産に關係なき地方有力者の手に歸して居る。随つて製絲家は繭行を通じて購繭に當らねばならぬが、この繭行を利用するものは單に製絲家のみではない。其間商人が盛に繭行によつて購繭に當り、例年産地出廻額乾繭大約三十萬擔の五六割までは此の中間業者の手に取扱はれ、其の數量だけは乾繭によつて買賣されて居る。斯る事情よりして繭取引は製絲業と切離して研究を要する問題である。而して先づ繭が總て養蠶家の手から繭行なる機關を経て製絲家に買はれるまでの徑路には大體左記の三通りがある。

## 一、製絲家が直接繭行で産地買付をするもの

本來からいふと繭買入所なる繭行は製絲家の手に屬すべきものであるが、製絲家で繭行を持つて居るものは全繭行數の一割あるか、なしかで大部分は土地の有力者が所有して居る。

それで製絲家は年々繭行を賃借して仕入をやる譯であるが、繭行を使用する割合は地方によつて一様でないから一寸見當を付け難い。しかし乾繭の總出廻額は約十箇月分の原料と見て製絲家の直接買付けは四箇月分位の原料であるから、年によつて多少の相違はあるが、製絲家は大體繭行數の四割を使用するものと觀られる。

## 二、上海及無錫の乾繭市場に於て買賣されるもの

繭商又は繭行主が自己の危険と計算を以て生繭を仕入れ、乾繭市場に送つて製絲家に賣却するもの多く、この見込商買は餘繭ユルモと稱して居る、これは比較的味のある商買だから玉繭屑物の取扱商を始め蠶絲に關係ある商人が盛に着手して居る。

## 三、繭の先物買賣によるもの

これは未だ春繭の出廻前に於て、繭商と製絲家との間に上海着繭價何掛、即ち繭本繭本何百兩として契約し、手付金として製絲家から百斤に付き二十兩を出す慣習である。賣手からすれば豊凶の差が甚しい支那繭では随分危険ではあるが、多くは買付に不便なる通州及安徽繭に對して行はれて居る。尤も無錫及紹興繭に就いても作柄豫想が大體確實になると、品質即ち折頭折頭何百斤物一擔に付き若干兩として契約されることがあり、此の場合の手附金は契約額の六割見當である。

加へて繭市場の開拓は器械製絲業の消長に密接な關係を持つが、此の點に關して一方浙江省の主要蠶業地は蘇杭機業に對する原料供給に於て殆ど唯一の源泉地を爲して居る、故に此の廣



汎な地帯は製絲家と内地向機業家の對抗によつて間接には年々原料の争奪を免れない、打算的な養蠶家は繭の値が高ければ繭で賣り、安ければ之を繰いて座繰絲で賣るといふ都合主義に出で、之が爲めに年々繭の出廻額に増減を來すと共に浙江省に於ける繭價は座繰絲の値段と密接な關係にあることは先づ注目すべきものゝ一つである。而して産繭額の約九割を占むる春繭の出廻額に關しては信據するに足る統計はないが、繭業組合とも言ふべき絲繭公會は毎年收繭の終りたる頃左表に掲ぐる各地出廻額を發表する例となつて居る。其の發表は實際仕入に當るものゝ意見を彼此綜合して作るものであるから、其の數字に甚しい見當違はないやうである。

最近數年間中支乾繭出廻額

産地	一九二七年	一九二六年	一九二五年	一九二四年	一九二三年	一九二二年	一九二〇年
紹興	一六〇	一四〇	一三〇	一〇〇	一二〇	一二〇	一四〇
蕭山	一四〇	五五	五〇	七〇	七〇	三〇	七〇
諸山	二二・五	二二〇	一五〇	一二五	一二〇	五〇	一二〇
餘杭	一九・五	一七〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	三〇	一二〇
湖州	一二〇	六〇	一	六〇	六〇	三〇	三〇
海寧	一	五〇	一	六〇	六〇	三〇	三〇
汾陽	一	一	一	一	一	一	一
富陽	一	一	一	一	一	一	一

(單位千擔)

産地	一九二七年	一九二六年	一九二五年	一九二四年	一九二三年	一九二二年	一九二〇年
嘉興	一六〇	二〇〇	二五〇	二〇〇	二〇〇	四〇	一八〇
平湖	九・五	五〇	二五〇	二〇〇	二〇〇	四〇	一八〇
蘇州	一三〇	一〇〇	五〇	四〇	四〇	二〇	二五
洞庭	一三〇	一〇〇	五〇	四〇	四〇	二〇	二五
宜兴	三一〇	二五〇	三〇〇	二五〇	二〇〇	一五〇	一六〇
溧陽	三一〇	二五〇	三〇〇	二五〇	二〇〇	一五〇	一六〇
無錫	一二〇〇	九〇〇	七〇〇	六〇〇	七五〇	五八〇	七五〇
常州	一二〇〇	九〇〇	七〇〇	六〇〇	七五〇	五八〇	七五〇
通州	三五	一・五	五〇	二・五	三・六	三〇	八〇
江蘇	二〇	一・五	五〇	二・五	三・六	三〇	八〇
鎮江	六〇	一・五	三〇	二・五	三・六	三〇	八〇
南京	六〇	一・五	三〇	二・五	三・六	三〇	八〇
安徽	二〇〇	二五〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	三〇	七〇
嘉定	二〇〇	二五〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	三〇	七〇
嘉華	一	一	一	一	一	一	一
龍華	一	一	一	一	一	一	一



雜	二・五	二・〇	二・〇	三・〇	一	二・〇
湖	六・〇	一五・〇	三・〇	三・〇	二・四	三・〇
北						三・〇
合	三一三・五	二六三・〇	一八六・〇	一七三・〇	一八三・五	一一五・〇
計						一七〇・五

而して一九二七年即ち昭和二年度は近年稀なる豊作で前年度に比し三割増と言はれ、江北地方及湖北省を除くもその乾繭出廻高は一躍三十萬擔臺と從來の記録を破るに至つた。即ち之を上表に見るも新場所と言ふべき地方が漸次發達しつつあることと、製絲家が近時一層座繰絲の領域に蠶食しつつある傾向を示して居る。

## 二 繭行の性質及設備

繭取引に就ては先づ何よりも繭行<sup>ナイオン</sup>なるものの性質から明にせねばならぬが、大要、繭行とは當局の免許を得て、繭乾燥場を設備し、之を製絲家若くは繭商人に貸與し若くはその委託を受けて繭に當り、賃貸料若くは買賣口錢を目的とする問屋營業である」と定義を下して良からう。斯様に免許による繭行でなくては産地に乾繭場を設くるを許さぬといふやうな統制ある制度があつた。支那に行はるるを見るは聊か奇異の感なきを得ないが、此種營業は牙行<sup>ナイオン</sup>と唱へ遠く漢の時代より存在する制度である。支那法規に本邦の問屋の如く他人の爲めに貨物賣買の周旋を爲し其の手数料を徴る營業者を牙行と稱へ、財政部の認可を経て地方財政廳から發する牙帖<sup>ナイオン</sup>鑑札がなくては此種營業を禁ぜられて居る、詰り繭行は貨物として繭を取扱ふ牙行の意味に外なら

ない。繭行の牙帖は略して繭帖とも云はれ、年々之れが交附を受け、同時に牙税と云ふ營業税を徴せられる。

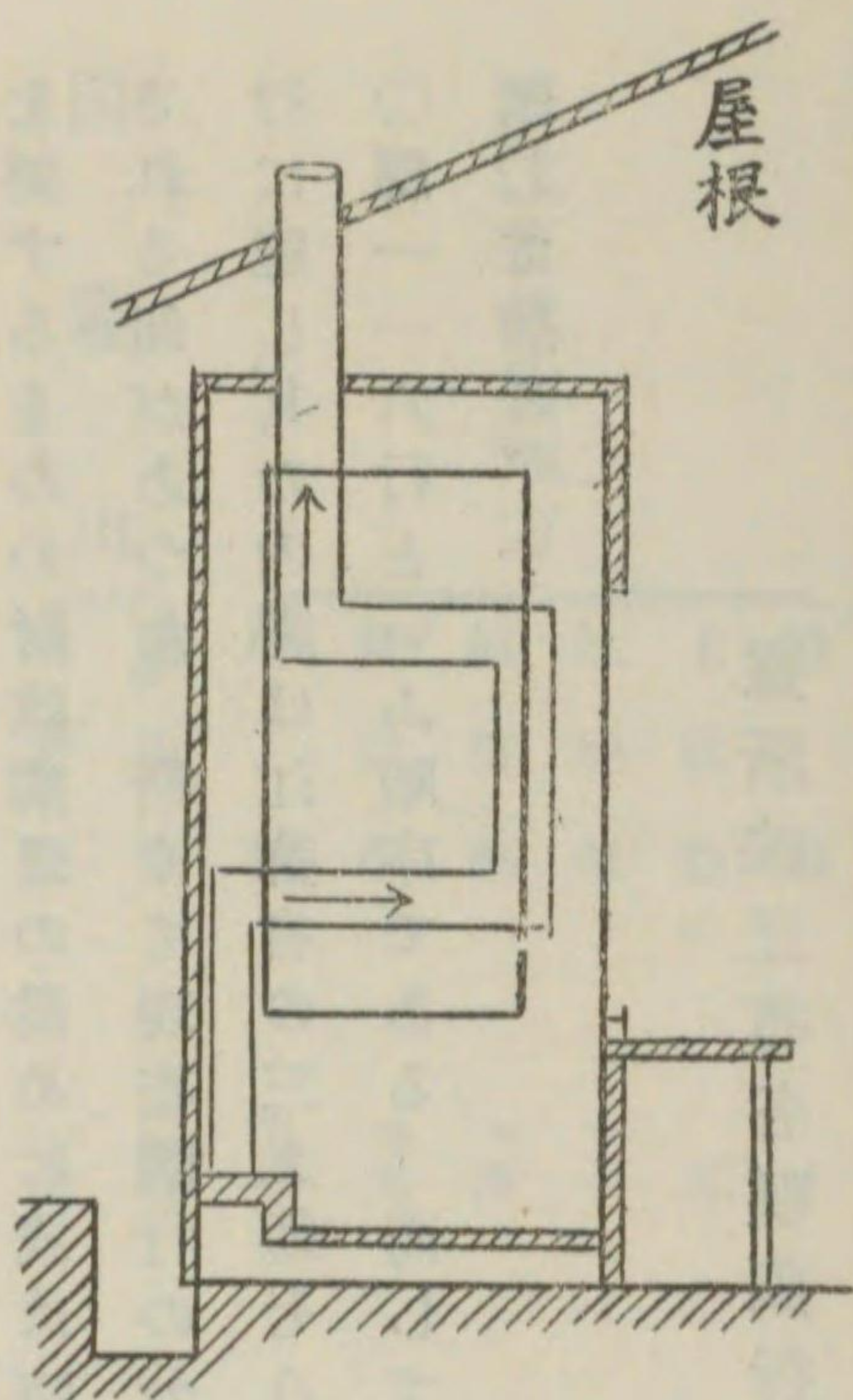
その牙帖の内容には籍貫、姓名、開設場所、行號、交易貨物、保證帖別、等則、捐銀、税銀及效用開始日期等を示したもので、繭行の交易貨物は繭といふ高級品であるから、等則も最上にして繁盛上則といふ等級である、従つて税金も高く各省一様ではないが、浙江省では一年の捐銀が九十六元、税銀(附加税)四十元及牙帖の手数料六元八十仙と、合計一四二元八〇仙を要する。この他繭行が例年要する經費を見るに、先づ繭業公所に於ける繭秤の検査料が凡そ三十元、それから繭行所在地に於て繭行に關し騷擾の在つた場合などに顔役であり、村長格である地保<sup>ヂヤウ</sup>に對し四五十元、又乾繭出荷の場合厘金局の立會吏員に五十元其他地方警察署長への心付けから地方々々によつて學校費、水利費、防團費、嬰堂費、孤兒院、及牛痘費等種々な名目で地方の雜徴が彼れ是れ百元位にはなる。之れに乾燥室其他設備の修理費二百元を加算すると繭行一箇年の經費は六百元位には上るらしい。この支出に對して繭行の賃貸料は通例八百元乃至千五百元の收入になるから、比較的利廻の良い營業である。しかし江浙兩省の主要なる産繭地は民國十年農商部令第五百號を以て今後絶對に繭行の増設を許可しなくなつたから、現在では繭行の權利を買ふのでも數千元を要し、之を手に入れることは容易でない。

更に繭行に似而非なるものに鮮繭踏莊と稱するものがあるが、之を引合に出せば、繭行の性質は一層ハツキリして來る。この踏莊<sup>ダツヂヤウ</sup>なるものは浙江省海甯縣下の硤石謝橋一帶を始め繭行の

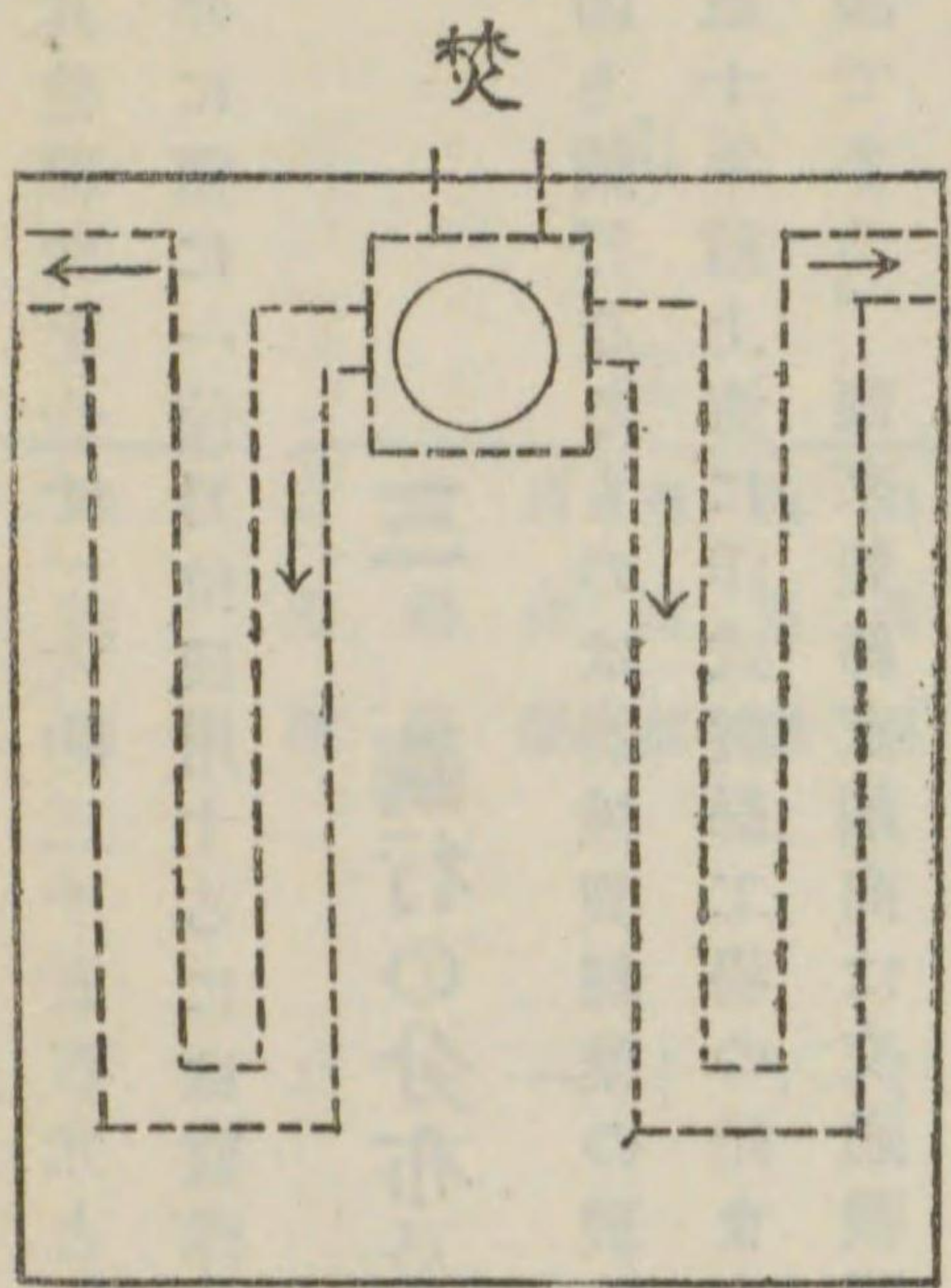


ない座繰業地に存在し、座繰業者間の生繭取引機關である。即ち踏莊に繭を供給するは養蠶家が繭の儘賣らんとする者又は自家繰絲に用ひた剩餘の繭を處分するものであり、踏莊から繭を需要するは之を買つて座繰絲を繰かんと欲する者である、此の賣買兩者は相方共農家で踏莊は仲立手數料を目的とする問屋である、踏莊の口錢は繭十斤に就いて三十仙として居る。この取引單位を十斤としたのは此の地方の座繰絲は一總の原料を十斤として居るからである。斯様に踏莊の業務は繭行に酷く似て居るから踏莊の取引には當局は嚴重なる制限を設けて繭行の業務と混同しない様に計つて居る、即ち踏莊の取扱へる繭は先づ之を他境に持出すを禁ぜられて居る、それから繭行に轉賣するは勿論乾燥器を設備して乾繭とすることが出來ないのである。繭行は江浙の平野地方に在つては多く水路に面して設けられ、普通の民屋に比すれば際立つて堂々たる建物が多い。買入場は表通りに面して、賣人は内部に這入れない様に高さ五尺位の格子で柵が設けられ、繭は此の柵を超へて買入の手に渡される。すると天井から二本乃至數本の天秤が吊されてある。之れで看貫して買入れた繭は乾燥場に送られる途中に再看場があつて此處で必らず再看されることになつて居る。

乾燥室は煉瓦で作られ我が土室式に類する焚火式である。室の奥行は九尺で、間口は十二三尺の室に區劃せられ、毎室の裏側に焚口があつてその奥に圓い鐵の釜が据へ付けられてある。煙道は此處で二道に分れて下底部を一回往復して更に壁に傳はつて居る、その壁を煙道が「形に這つて居るものを、一回龍と稱し、新式のものになると二回龍といつて壁を「」形に傳はつて



側面圖



平面坑道

天井に至り、隣室の煙道と合して煙突に通じて居る、故に普通二室即ち双灶を以て一副と稱し繭行の規模を表はす單位となつて居る。室内は普通八段からなる乾繭架二組を据付け、各段に箔三枚を差し、一室の容量は箔四十八枚である。箔の大きさは方形凡そ三尺にして本邦に用ひらるものと略ぼ同様である。乾燥能力は箔一枚に生繭約一貫匁を容れ、一日晝夜で三回の本乾作業が出来る。

繭行の最大なものになると、三十副以上を備へて居るが、普通拾副内外のものが最も多く、それでも繭買入及乾燥場としては大仕掛のもので、拾副位の繭行で建坪は三百坪見當はあり、設備費は大凡左記の如し

- 乾燥室 一副に付き二百五十元 一、一五〇〇元
- 乾燥用架子 千四百枚四十五仙替 六三〇元
- 繭籃八千個 一個二十仙替 一六〇元











原料に轉じ、溧陽絲は殆ど市場に跡を絶たんとするが如きはその一例である。斯くして繭行の増設は機業家にとつて尠からぬ脅威であるが故に彼等機業家は既に十數年からのそれが増設に反對を唱へ、所謂繭行限制問題は機業家と製絲家の間に睨み合となつて、永らくその懸案は地方的に解決を見る能はずして遂に北京政府の問題となり、漸く民國十年農商部令第五〇〇號によつて一先づ解決を見たといふ八ヶ間敷の問題であつたから、少しくこれか顛末に就いて述べるであらう。

早くも民國初年から座繰絲を原料とする絹業者の團體たる江浙綢緞機織聯合會は繭行の増設を以て「我が國四千年來の機業を危うくするものなり」と呼號し、當局に向つて嚴重其取締の要求を迫つた。之に對し製絲家及繭行業者より成る江浙皖絲廠繭業總公所は其反對に應酬するに「器械絲は輸出の大宗にして輸入超過を緩和する作用を爲すものである、若し此産繭を國內の需要に供し、人盡く身に綢緞を纏ふに至らば國歩は日に難に民の生計は日に苦境に陥るべく、然かも江浙兩省百五十縣中繭行未開の七十七縣は天賦の特産を發展せしむる能はず」と反駁し、曾て絲綢繭各業の首腦者は南京に會議を開き繭行取締問題を討議する所あつた。然し利害關係を異にする兩者の主張は何等解決を見るに至らなかつた。然るに民國四年絲廠繭業總公所は自らも繭行の濫設を以て既設繭行の特権を毀傷するを慮る所ありたれば、遂に江浙兩省は各繭行取締暫行條例の施行を見るに至つた。今江蘇省に於ける同條例の主なる點を擧げると

(一)民國四年より毎縣五家以上あるものは向後五箇年間繭行設置を停止し、同滿期の後は其地方の状況に照して處理する事

(二)繭行未開若くは五家未滿の縣に在りては江寧、句容、溧水、高淳、吳縣及吳江の五縣(南京及蘇州機業の原料地)を除き各繭行五家迄設置を許す事

更に浙江省に於ける取締規則は

(一)既設繭行を中心とする二十支里(我が三里餘範圍内の地域には繭行の添設を許さざる事

(二)新設繭行の規模は爾今乾燥室十箇を超へざる事

然共繭行は比較的有利なる事業なれば繭行開設希望者多きに加へ地方財政の困窮乃至政情不安定等の事情に依り前記取締規則も完全に履行されず隨所に違犯者ありて絹業者の不平が絶えなかつた、就中華民國六年江蘇省議會は前項の規約を無視して各縣の繭行數は二十家を限度となすの案を議決し、次日公布施行するに至りたれば機織聯合會は猛然之に反對し爾來兩者の爭執歇まず、限制繭行問題は當業者の視聽を集めたる問題であつたが、中央政府も之に鑑みる所ありて遂に農商部は民國十年三月部令第五〇〇號を以て六箇條より成る「江浙兩省整理蠶桑絲綢辦法」を公布し多年の懸案を解決するに至つた。

其第一條には「浙江省舊杭州、嘉興、紹興及湖州府並に江蘇省江寧、蘇州、常州、鎮江及松江府の舊九府に屬する地方は今後繭行及繭烘(乾燥場)の設立を禁じ機織原料の餘裕を存する事」とありて、上記の地方は絲區と定め機業者の要求を容れて今後絶體に繭行の開設が出来ない譯である、更に其第五條に於ては「浙江省嵊縣及江蘇省無錫縣の兩縣下に於ては各地に公共乾燥場を設立し養蠶家の委託乾燥を爲す事を得、但し同所は繭の買入轉賣若くは之に類似する營業を爲す事を得ず、若し之に違犯する者は繭行私設者として處罰す」との規定がある、是れは養蠶家の自家繰絲の便宜を計つたものである、其他の四箇條は蠶繭未開地方に於ける蠶業獎勵方法に就き桑苗輸送の厘金税及未開



墾地に對する免税等が規定されてある。此法令により、主要蠶業地に於ける繭行増設は停止され、其新設を許さるべき地方は蠶業未開地に限らるるに至れるが、江蘇省にては未開地方繭行開設に就き各縣五家を許し十年間は收支償はざるものと看做して、五箇年の獨占權を與へ、十六年日より五年間毎に五家宛の添設を許可する規定を設けた。最近杭州日本專管居留地に繭行八家の新設を見たのは畢竟、繭行條例の適用區域外にありて、繭行開設が容易なるからである。

然るに此の特色ある繭行制度に對し一九二八年南京國民政府は之れが認可制度を著しく寛大にし僅に二百元の免許料を納付すれば隨時烘灶二十箇限度の繭行設立を許可することとして之に一大變革を起した。之が爲めに同年度繭行の激増を來すと共に從來の特許による權利的價值を喪失せしめ其の賃料は暴落を告ぐるに至つた。國民政府の採れる此の變革は蓋し繭取引の將來に至大の影響を與ふであらう。

#### 四 繭行賃貸借の方法

製絲家たると繭商たるとを問はず、産地に於ける生繭の買付は繭行を賃借し或はその委託買付によらねばならぬが、後者の委託買付といふも、實際買入に當るは當業者であるから、購繭者と繭行との契約は總て之を賃貸借と見て差支ない。然らば繭行を借入れるにはどうするかと言ふに先づ産繭の特色や、作柄豫想の下に選定すべきものであるが、邦人ならば土地の人氣も考慮に入れるべきものであらう。通例その賃貸借は二三月頃から始まるが絲況の如何によつて遅速がある。一九二四年の如き無錫地方は前年の凶作と端境期の不況とで四五月頃に至つても

賃借契約は寥々たる有様で、漸く浙江省の紹興繭が出廻つて其の不作を傳へられてから、續々借入られ全數の八割が契約済となれる狀況であつた。繭行主は大抵上海に出掛けて來て繭行プロカーの手を経て希望者と契約するのが普通である。借受人の仲介人に對する手数料は賃借料の一割が通り相場であるが、契約當事者間にプロカーを介在せしめるは兩者の圓滿を期するに便利である。

この繭行契約の方式には租灶、包烘、包交、及行僱の四種あるが、先づ各地を通じて最も廣く行はれて居る租灶から説明すれば

租灶ソツツとは繭行の設備せる乾燥室、秤場、貨樓、貯繭場から繭格乾燥用箔、繭盤及大小の秤等買入に要する一切の設備及器具を全部保證人を立て、春繭一期買入に貸與して購繭用に供する方法である。而して二年以上の長期に亙つて賃貸借するものを特に長租スツツと唱へて居る。賃借料は制度改革前八百元から千五百元迄の間で、嘉興及海寧地方は繭の多い割合に繭行が尠いから最も高く一行二三元といふ相場であつた。今租灶による契約の要點を擧げると

イ、賃借料は若干元と定め、繭行主の勞務、營業稅及繭行所在地に於て課する雜徵はこの内に含むものなること。

ロ、繭行主は豫め設備及器具の修理をなし、若しその修理の不備、器具の不足ありたる場合には行主は直に補充すること。

ハ、繭の買入及乾燥に要する人員の給料、食費、燈油、土間敷用蘆蓆、薪及護兵費其他一切の費用は買方



が之を負擔すること。

二、繭行に於ける購繭資金及繭は買人が保險を附し、繭行の建物及器具に就いては行主の保險に歸すること。

ホ、土地の無頼漢が劣等繭を繭行に押賣し或は之に關して騷擾を醸したる場合には、行主がその責に任ずること。

ヘ、賃借料は三期に分つて交付するものとす、即ち契約成立の日に若干元を付し、次に開秤日に若干元を、殘部は繭を發送するを俟つて交付すること。

詰り租灶は繭行を家賃を支拂つて借りるものであるから、人員の配置から買入乾燥等の仕事は總て買方自身で一切を處理する譯である。更に繭行を借入れて都合により買入をしなかつた場合でも、賃借料又は之に該當する金額を支拂ふのが慣習で、若し之を支拂はなかつたならば、繭行業者の團體から次年には各地繭行の借入を拒絶される。

次に包烘とは無錫を中心として江蘇省地方に相當盛に行はるる方法である。これは繭行が行内に於ける買入費及乾燥費を請負ふものである。包烘料は乾燥一擔に付いては無錫方面が十二元内外、それから宜興、溧陽方面は稍高く十八元見當の相場である。今その契約の内容を説明する爲左記の一例を擧げて見やう。

イ、請負額は最少限度を乾燥百四十擔とし、包烘費は每擔十二元二十仙と定む、若し買入數量が契約額を超過したる時は、その超過數量に對して每擔五十仙を割引すること、また繭價が不引合となり、若くは凶作によりて買入を中止したる時は、契約額に對する買不足の數量に就いて每擔包烘

料より乾燥用薪代二元五十仙を差引いたる八元七十仙を支拂ふべきこと。

ロ、買人に屬する出張員の往復旅費は自辨とし、繭行内にあつて住宿、茶飯等は行主より供應すること。又稱手、聯票、臺簿、記帳掛、發莊、會計掛は行主に於て一切を處辨すること。

ハ、乾燥主任及同人夫の給料食費は行主に於て支拂ふこと。

ニ、乾燥用の薪は行主が豫め準備して供給すること。

ホ、買方が行主に交付したる買入資金又は繭に就いて、行内で盜難若くは紛失のありたる場合は、行主の責任とすること。

ヘ、護兵費及繭行に出張する役員に對する茶飯及心付等は總て繭行主に於て負擔すること。

ト、乾燥の荷造費、船積費及厘金、稅等は買人の負擔に歸し、地方の雜費は買人と關係なきこと。

其他の諸項は租灶と變りなく、要するに包烘は繭行が買入及乾燥費を請負ものなれば、買人からは繭の鑑定人、再看掛等主として監督の爲に數人を派遣すれば足り、無錫地方は大抵包烘及租灶の二種のみである。

更に包交とは包開銷とも言ひ、主として紹興及安徽省地方に行はれて居る。これは前者の包烘と性質を同らし、同様購繭費の請負であるが、包烘によれば繭行庭渡の費用であるに反し、包交は更に上海迄の運賃、稅金等の一切の經費を抱括して上海着、停車場渡の費用、乾燥繭每擔若干元として契約し、その相場は每擔三十元位のものである、故に一名前者の包烘を小包交と言ひ、後者の包交を大包交と呼んで居る、即ち大包の契約様式を示せば次の通りである。

イ、請負額は乾燥二百五十擔と定め、使用人の給料、乾燥人夫其他の賃銀、食費及薪炭を始めとして地



方に關する經費、牙稅、厘金及繭行から上海に至る運賃、厘金稅等總ての費用を總括して上海停車場渡乾繭每擔二十九元とすること。

ロ、買入數量が二百五十擔に滿たざる時は、その買不足數量に對しては厘金稅、運賃及乾燥用薪の費用を控除したる銀額を支拂ひ、また超過量に對しては一元を割引して每擔二十八元とすること。  
ハ、繭稅は假りに每擔十二元と定め、若し實際の支拂額が之より一元以上の相違を生じたる際はその差額を加減すること。

ニ、分莊(出張所)で買入れたる繭は、門莊貨即ち繭行で買入れたものに比し、百斤に付き二元を加算すること。

この包交による時は多くは繭行主が上海に出張して來て、倉庫内で看貫をしてから購繭費の決濟をするから、買人にとつては包烘に比して一層簡略である。

最後に行<sup>オキユン</sup>僱なる契約方法に就いて述べると、此の方式に従へば繭行が買入額に對して歩合を定めて問屋手数料を受けて購繭に従事し、繭行本來の性質から言へば、これが本式である。主として紹興諸暨等の浙東地方に行はれて居るが、其手数料は地方によつては、買方及賣手たる養蠶家の兩者から徴するものや或は全然賣手に轉嫁するものがあつて複雑して居る。先づ紹興東郷地方に於ける慣習を一例を以て示すと。

イ、買入額は洋三萬元とし、問屋の口錢料は山水用五分及防營費、捐費、警察費等を六厘として合計五分六厘なること、買入量の多少に拘らず手数料は三萬元を以て計算し、若し三萬元以上を買入れたる場合には超過額に對し三分の割合とすること。

ロ、秤司を始め買入場に作業する人員の給料及費用は繭行が負擔し、乾燥場に屬する人夫賃、給料及食費と買人の出張旅費等は買人の負擔とすること。

紹興北郷に於ける三界地方に至ると、多くはこの行僱によつて居る。繭行の口錢は六分として繭行は買入費及乾燥費を負擔するが、併し六分の口錢の内三分は賣手たる養蠶家から徴し、残りの三分を買人から取ることになつて居る。諸暨縣に於ても同様繭行は六分の手數料を取るが、此の内買人から二分を、賣人たる養蠶家より四分を徴し、其内の一分に就いては學校費に二厘、育嬰費五厘及自治費三厘といふ割合で地方の雜捐に充當する慣習である。更に蕭山縣に至つては問屋口錢は全然養蠶家に嫁して居る、即ち繭行には八六扣といふものがあつて賣人には繭代の八六掛を支拂ひ、詰り一割四分の口錢を取るが、その一部は買人にも分配して居る。此割合は九六三折と言つて買入額の三分七厘を與へて居るから、換言すれば買人は繭代一萬元に對して九千六百三十元を支拂へば良い譯で、繭行の口錢は差引一割〇三厘の所得となる。今之に就いて左記の一例を擧げれば、その内容は一層明白となるであらう。

イ、買人は繭代金として繭代の九六%及回洋として〇.三%合せて九六.三%を支拂ふこと、茲に回洋とは地方の雜捐を指すものである。

ロ、買人よりは看貨、覆秤及覆碼を派し、また乾燥主任は買人、行主相方より各一人を出すこと、其他の人員の給料及食費は繭行主に於て負擔す

ハ、各種の慈善費及文武の公署に關する費用は繭行負擔とす

ニ、保險料及厘金局員に對する心付は買人より支給す



ホ、繭買入額は洋四萬元と議定し、若し不作又は繭價の不引合等の事情によつて、買入を中止したる場合、その買入額が一萬元に満たざる時は、買入は二萬元と看做して四分の手續を支拂ふこと、また買入額が二萬元以上に達したる時は、イの項に従つて處辦すること

蕭山縣の繭行契約は右の様な獨特なものであるが、その買入に就いても此處には繭相場は一定不變の値が一つあるのみで、例へば一九二四年の相場は一斤四十六仙均一であつた。それで繭質の良否に對しては秤で手加減をして居る。之を逢秤又は放秤と稱し、養蠶家から口錢を取る地方には大抵逢秤が行はれて居るから、繭は安い様ではあるが、秤が弱いから結局他地方と同一な相場になる。斯様に蕭山地方の行佃は特殊なものなるを以て一名之を裡佃リヂンともいふ。

浙江江蘇兩省に於ける繭行の賃借契約は大體右の如くであるが、之を約言すると租灶は蕭山縣を除いて各地に廣く行はれ、包烘は無錫に、包交は紹興方面に、また行佃は浙東地方に行はれて居る。包烘以下の三者は繭行が購繭に従事して口錢を目的とする點に於て根柢は同一なものである。而して租灶と問屋口錢による方式と何れが有利なるかに至つては各一長一短あるを免れない。即ち租灶によれば、繭行の賃借料さへ支拂へば繭を買ふと買ふまいと、それは自由であるが、人員の配置から購繭に要す一切の手續をやらなくてはならないから手續が掛る。之に反して包烘其他の手續料による時は、繭行主と買人が和衷協同して仕入に従事し、買人の手續は簡略ではあるが、しかし繭行は手續料收入の多きを欲し、兎もすれば無暴なる買入に陥り易い缺點があり、要はその時の都合次第によつて前記各種方法その一を選ぶべきものである。

## 五 現銀の輸送と官憲の保護

繭行の賃借を濟まし、繭市が近づく、先づ繭資金の調達と之れが現送に着手せねばならぬ、然し資金の調達に就いては後章に譲り、繭代金は多くは硬貨を以て支拂はねばならぬから、現銀の輸送は一仕事である。假に中支春繭出廻額を乾繭三十萬擔として一擔百五十兩と見れば春繭資金の需要額は四千五百萬兩に達し、六千二百五十萬元といふ現銀の移動を見ることになる。そして支那の貧弱なる田舎には未だ現銀の在 high は極く僅少であるから、大體の推察を下す時は、全額の三割が杭州、嘉興、紹興、蘇州及無錫等の地方都市から融通され、残りの七割が上海から各産繭地に搬出せられるであらう。

然し近時蘇州や無錫地方の如き滬甯鐵路の沿線地帯に互つては漸く信用ある中國銀行の兌換券を以て繭代金を支拂ひ得るやうになつた。殊に一九二六年度の如き前冬無錫地方の農民は蘇浙戰爭の爲めに避難せる際現銀の携帯に不便を痛感してから一層兌換券の流通を促進した。けれども紊亂せる支那に於て兌換券には絶対の信用を拂ひ難く、之を廣く各地方に互つては未だ兌換券の流通を見ることは六つかしく、依然危険と失費とを忍びて現送に當らねばならぬ。この現なまの輸送に就いての順序としては、製絲家及繭商は所要資金の調達が出來ると、その借入れた兩で、先づ弗銀を買入れなくてはならない、弗銀の相場は需給關係によつて日々變動し百元に付き七十二兩を中心にして最低七十兩から最高七十四五兩の幅で上下して居るから、これ



は滿更輕視することの出来ないもので、適當な機會に弗銀の現物又は先物を買入れてから、繭行に輸送する譯である。

この現銀輸送には買人自身運賃を掛けて携帶するのと、送金爲替によるものとの二通りある。然しこの爲替は普通の送金爲替と趣を異にし、例へば上海の某錢莊が嵎縣の錢莊と取引關係があると、上海に於て嵎縣渡し元銀百元に對し七十幾兩といふ相場で、弗を賣る譯にして、その相場には上海より嵎縣迄の運賃、保險料及利潤を含んで居るから、市場の弗相場よりは二三兩高い次第である。それで現銀は自ら携帶するものが多く、此際には必らず保險を附ける必要がある。現銀輸送に關する保險は上海から産繭地の繭行に輸送する迄の竊盜及盜難を含む一切の危險をカバーするもので、その保險料は安徽省及紹興地方が34%（即ち七十五仙）、其他地方は12%（同五十仙）この料率は一九二一年上海の外人保險協會に於て協定した率であるが、最近是から二三割の割引をするのが公然の秘密になつて居る、此の保險には内地に於ける暴動、擾亂又は戦争によつて蒙れる被害に對しては保險會社は責任なく、更に之を保障するには、戰時保險料として七十五仙の割増を要する、それから保險の期間は契約書發行の日から二個月以内になつて居るが、動もすれば一回以上の輸送に流用されて居るらしい。更に現銀輸送と同時に繭の運送保險を附けるのが當然である。この料率は戰時保險料共前者と同率である。この運賃保險は繭行で繭を買入れてから、上海の倉庫に入れる迄の水難及火災に關する保險であるが、但し（一）雨濡れには責任なきこと、（二）民船及小蒸汽船の沈没、衝突及火災等の被害によるに非ざれば共同海損に

は責任なきこと、尤も船が座礁して損失が二割以上なる時はその補償に任ずること、及（三）竊盜、盜難及其他戦争による危險は戰時保險を附けなくては責任なし等の規定である。尙繭の輸送保險のみを附けることは自由であるが、現金及繭兩者を保險に附する場合には、繭の保險額は現銀保險額の七十五%以上なることを條件として居る。然るに昨一九二七年の春江南地方が國民政府の手、に歸するや中國無産黨の跳梁甚しく、宛然恐慌時代を現出したる爲めに繭市を控へて上海外人保險協會は之れが保險の引受に躊躇の色あり、左記の如き高率を協定するに至つた。就中紙幣に對しては特に破格の高率を定めたるは紙幣が現銀に比し總ての點に於て危險率が多いからである。之に對し當業者は紙幣は發行銀行の取付に遭ふ懼があるし、また現銀と紙幣の間に相場の開を生じ、之から蒙る損失があるといふので、保險協會にその引下方を交渉する所があつた。けれども結局料率は協定通りとし、但し得意先の關係によつて個々に相當の割引をすることにして折合つた。次いで翌一九二八年は政情稍安定せるも、未だ人心の不安は去らぬ情況から前年より幾分引下げを行ふたに止まる。而して此の料率に對する公定の割引率は一九二七年には二割五分引とし、翌一九二八年は五割引とし、更に兩年度共若し無事の際には既收保險料の二割（紙幣に對しては四割）を割戻す規定であつた。

#### 繭行輸送現銀、紙幣及繭に對する保險料（每千兩）



項目	一九二七年			一九二八年		
	水火盜	兵匪	計	水火盜	兵匪	計
杭州錢江以北(浙西)	六〇	二〇	八〇	五〇	五〇	一〇〇
江蘇省長江以南	三〇	一〇	四〇	二五	二五	五〇
現銀	一五	五	二〇	一五	一〇	三五
紙幣	五〇	一〇	六〇	四〇	四〇	八〇
安徽省及江蘇省長江以北	一〇	五	一五	一〇	二〇	四〇
現銀	二五	五	三〇	二〇	二〇	四〇
紙幣	六〇	三〇	九〇	五〇	六〇	一一〇
現銀	三〇	一五	四五	三〇	二五	五五
紙幣	一五	五	二〇	一五	一〇	三五

上表兵匪とは戰時保險料の意味である。而して此保險料は非常時に處する保險會社の一時  
的應急策と言ふべく、常態に復せば前述當初の率に戻るであらう。

現銀の荷造は頑丈なる長方形の箱に入れて、五千元入一箱となし、錠をかけて更に封印を施し  
て居る。一箱の重量は三十七八貫あるから、船車の便なき地方では、千元位宛麻袋に包んで運搬

する、上海からの輸送は紹興方面は甯波通の汽船により、其他の浙江省地方は滬杭鐵道により、又  
江蘇地方の大部分は滬甯鐵道による、三つの方向に分れて居る。甯波向輸送は上海税關に若干  
の碼頭税を收め輸出手續をなすの煩がある。滬杭鐵道には專屬の同和公司といふのがあつて  
専ら現銀の鐵道輸送を擔當し、滬甯鐵道では大東公司といふのが之に當り、主要驛に至る運賃率  
は洋一萬元に就いて左の如くである。

上海より嘉興迄	一元、五〇仙	上海より蘇州迄	一元、一〇仙
同 長安	一元、五〇	同 無錫	一元、一〇
同 杭州	一元、五〇	同 常州	一元、一〇
同 開口	一元、五〇		

其他上海驛迄の輸送費一元及積卸費各二十仙の規定である。また一千元以下の小口は總て  
各驛共三十仙、その他一口に就いて印紙税二仙を要する。更に驛から蘭行迄の間は兵隊を付け  
て護衛せしめるのであるが、江浙地方の平野地にありては水路により、小蒸汽船又はモーターボ  
ートで輸送するから面倒はないが、水路の便なき地方は甚だ厄介にして、輸送に要する失費も尠  
くはない。しかして春蠶期には莫大なる現銀が内地に移動して居るが、之に關して盜難のやう  
な被害事件は殆ど稀である。それといふのは、地方政府は此時期だけは、各地に軍隊を派遣して  
嚴重なる警戒をするからである。假りに一蘭行に護兵十人を派するものとすれば、江浙兩省の



全繭行數千餘個所に對しては約一萬餘人の兵員を算し、それに産繭地に至る沿道一帶は充分に警戒をやつて居るから、此時期には江浙兩省の地方軍隊は動員されて居るものと言ふべきである。斯くして地方政府が例の支那には不似合に、繭市の保護に遺憾なきを期する所以のものは生絲が支那輸出品の大宗であるばかりでなく、繭に課する繭税が最も有力なる地方財源を成して居るからである。例年江浙皖三省の長官は繭市期には所管の軍隊、縣知事及警察等に對し繭商保護命令を下して居るが、之によると現銀の輸送徑路も自ら判明するを以て、左に摘録して見よう。

### 一、浙江省

- 一、繭商が現銀を上海より海波に輸送して慈溪、奉化縣に至り、或は更に海波より鐵路百官鎮に至るものは、海波の軍警により埠頭及鐵道を警戒し、又百官鎮より上虞、紹興縣下に至り、或は民船を備用して章家埠、三界鎮、嵗縣及新昌縣に輸送する沿途は百官鎮の軍事長官が警戒の任に當り、且つ繭商より護送の請求ありたる時は直ちに護兵を付すべきこと。
- 一、紹興府城より嵗縣、新昌縣及諸暨縣に現銀を輸送する者は、豫め嵗縣、新昌縣總司令に現銀の發送すべき日を通告せしめ、嵗縣又は紹興より派兵して護送すべし。
- 一、上海より現銀を杭州に輸送し、更に杭州から蕭山、諸暨、桐廬、分水及富陽諸縣に送るものに對しては、軍隊を上流の地方に分駐せしめ、又杭州附近の停車場及江口、拱宸橋の埠頭は軍警協力して保護の任に當ること。且つ繭商より護送の請求ある時は直ちに之に應じ、その任を終れば歸營すべし。この場合の旅費は繭商より支給せしめて、速刻上官に對する派兵許可の手續を省略する

に便ならしむること

- 一、産繭地の各縣知事公署及軍警兩署は舊嘉興、湖州、杭州、紹興及海波府城と、之れに通ずる船車の要地は、現銀の往復頻繁なるを以て各地方官廳は晝夜の別なく、嚴重に警戒すべし。
- 一、淺水兵輪(砲艦)は、上海より黃浦江によつて嘉興、湖州に通ずる航路は小蒸汽による現銀の輸送あるを以て、巡遊して警戒すべし。

### 一、江蘇省

省内繭行に於て現銀の輸送から繭を發送する迄は、凡そ四十日間にして、此の期は繭商を保護する時期なれば各縣知事及水陸防營、警察は隨時隨所に警戒をなし、且つ繭業公所又は繭商より文武公署に護送の請求あれば、直ちに派兵し、またその保護事項は左記の如し。

- 一、蘇州、無錫、橫林、常州、丹陽、鎮江及南京、松江、楓涇等の各驛竝に常熟、江陰、靖江、南通、海門及吳江縣の平望等の埠頭は、現銀の發着あるを以て、軍隊に命じて警戒せしめ、軍隊なき場所は所在の縣知事より警察員を專派して防衛すべし。
- 一、前記の主要都市に於ける銀號及錢莊には現銀の出入頻繁なるを以て充分之を警戒すべし。
- 一、吳縣の洞庭東西山に現銀を發送するものに對しては蘇州驛に淺水兵輪一隻を停泊せしめ、同驛より此地に發送する際に護送すべし。
- 同様吳縣及吳江縣の太湖に接する地方は盜匪の出沒する個所なれば淺水兵輪一隻を備ふること。
- 又無錫地方に砲艦即ち淺水兵輪三隻を分駐せしむ、即ち一隻は楊婆圩に駐して高橋に至る間を、一隻は白鴻圩に駐泊して江陰の大青場に至る間、また一隻は直塘にあつて常州の戚墅堰に至る



間を保護すべし。

更に砲艦一隻を宜興、溧陽及金壇方面に派して、宜興の徐舍鎮に置き、毎日各地を巡遊せしめ且つ一個所の停泊時間は數時間を超へざること。

一、飛划(普通の木造船に兵器を備へたもの)はその活動最も便捷なるを以て黃埠灘の無錫繭業公所に四十個、常州の繭業公所に二十個、宜興の徐舍鎮にある繭業公所に十個、其他金壇に十四個、溧陽に十個、及楓涇に十個等合計百二十個を各繭業公所に備へて、繭商の現銀護送に供すること。

即ち紹興地方は前年の洪水以來匪風甚しく太湖の附近は古來匪賊を以て有名であり、また常州も人氣は餘り良好ではないが、之を山東其他の諸省に比すれば物の數にあらざり、しかも前述の如く地方政府が繭市の保護に努めて居るから、江浙兩省に於ては此の點に關する心配は先づ無用といつてよからう。

## 六 繭秤と通貨

生繭取引の實際に當るには豫め繭秤と繭代金を支拂ふべき通貨に關して豫め精確なる概念を得て置かねばならぬ。勿論支那の秤は總て十六兩を以て一斤となし、兩以下の單位は一兩 $\parallel$ 一〇錢 $\parallel$ 一〇〇分となり、銀の如き貴重品の計量にも分に止まつて居るが生繭の如きは大まかに半斤即ち八兩を最小單位として居る。しかしその一兩の重量に就いては各地或は各商品によつて異り、歴代の政府が賦税の徴收に用ふる庫平兩でさへも、皆同一なものでなく、甚しきは官が収入には大なる秤を用ひ、支出には小なるを用ひて利を計るを無しとせず、その大小の如きは

全く千差萬別である、だから民間で物價を示すには値段に必らず使用秤を附して居る狀況である。しかも支那の度量衡に關する調査は支那の經濟研究には根本的に必要なものであるが、その完璧を期するには各地に互つて詳細な調査を遂げなくては不可能であるから、未だ之に關する充分な参考書は見當らない様である、そこで今江浙兩省に於ける絲繭に關する秤に就いて見ると、最も廣く行はれて居るのは司碼秤スモウスケといふ秤である。これは「英斤百封度 $\parallel$ 司碼秤七五斤」即ち逆に「司碼秤百斤 $\parallel$ 英斤一三三封度 $\parallel$ 」であるから、一封度を我が一二〇匁九一八とすれば「司碼秤百斤 $\parallel$ 和貫一六・一二二四貫」に當り外人は此百斤を一擔 Picul とし、斤を Catty, 兩を mace と呼んで居る。開港場に於ける一般貿易品や、上海に於ける絲繭及屑物を始め地方の繭取引には最も多く使はれて居る。この司碼秤は支那在來の秤から言へば、十六兩八錢秤と呼ばれて居る、それは民間に於て標準とする天平秤に比較して、司碼秤の一斤が天平秤の十六兩八錢に當つて居るからで、言ひ換へれば司碼秤の百斤は天平秤の百五斤に相當し、後者よりも五斤だけ大きい譯である。然し通例天平秤の八十斤は英斤の百封度なりとして居るから、この比率から割出すと司碼秤は英斤の一三一・二五封度となる理であるが、しかし支那の慣習に従へば各秤の差は天平秤を標準として、大小を以て示し、前例をとつて言へば司碼秤は天平より五斤大きいから、逆に天平秤百斤は五斤だけ小さく司碼秤の九十五斤として換算し、その間内割と外割の算法から生ずる差の如きは之を捨てて問はない慣習である。即ち紹興地方の生繭取引に用ひらる秤は忿三秤と稱し、弗銀二十三個の重量を以て一斤の單位として居る。そこで弗銀一元の重量は庫



平兩の〇・七二兩であるから二十三個では一六・五六兩となる。この庫平といふ秤の一斤は天平秤の十六兩七錢六分に當る譯である。故に之を十六兩八錢の碼秤に比較すると、四分の相違があるが、支那人は念三元秤を碼秤と同一に取扱つて居る。江浙兩省の主要産繭地なる紹興、嘉興及無錫地方は大體司碼秤を使用して居るが、今その特殊なる繭秤を示すと左の如くである。

繭秤の名稱

天平秤百斤に對する比

諸暨縣地方	二七元秤	大二三斤
餘杭縣地方	一八兩秤	大一二斤半
海寧縣地方	一八兩二錢秤	大一一四斤半
蘇州及洞庭山	二〇兩秤	大二五斤
金壇縣地方	一七兩秤	大六斤四兩

即ち是等の秤は皆十六兩を一斤として居るが、一兩の目盛を異にして居る譯である。しかしこの標準とする天平秤と雖も正確なものではなく、要するに各種の秤を換算する便宜上前記の比率を用ひて居る次第である。繭代の支拂に用ふる通貨は、江浙地方では弗銀を主とし補助貨に十仙、二十仙の小銀貨と銅貨を使つて居るが、これは大洋計算即ち十進法を採つて居るから簡便であり、且つ又商談が「一山若干」といふ遣り方で、十仙以下は多く切り捨てて居るから安徽省及江北地方を除いては銅貨の支拂は甚だ稀で世話はない。

### 七 購繭員の配置と買入の實況

現銀の輸送と共に登市期が切迫すると、愈々購繭人が繭行へ乗込む段取であるが、是も亦た甚だ大袈裟である。最早此期には大抵の製絲場は春挽操業を終へ、工場の現業員から男工に至るまで産繭地に繰出し、殆ど總出といつた按配であり、また彼等工場従業者にとつて此の期は小使錢の稼ぎ時でもある。繭行にどうして多數の人員を要するかといふに、養蠶家が小口の數量を持ち込んで来るから手数が掛るのと、乾燥方法が比較的厄介なからである。蓋し支那養蠶家の勘定高いことは屢々繰り返して言ふことではあるが、彼等はその收繭を決して一度に纏めて賣るものではなく、多くは數日に互つて數回若くは拾數回に切り賣りして出來得る限り高値を得るに努め、また比較的大きな荷口を持ち込む場合などには一村落に假りに繭行が四個所あれば、先づ小量宛策に入れて四家の繭行に當つて見てから一番高い所に賣るといふ具合である。斯様に小口な荷口を持ち込んで、それも直ぐ賣るのではなく諸所の繭行を素見して、値の良い所で賣るのであるから、買人は夥しく手数を要する。大體一口の平均數量は最も多い浙江省方面で先づ二十斤位のもので、無錫地方になると、平均十斤見當に過ぎず、數年前から無錫地方では五斤以下の小口は買入ないことに申合せをなした。従つて浙江省地方の繭行に於ける看貫秤は大抵二本位であるが、無錫地方は數本を要する次第である。

而して繭行従業員は秤手人ツェンシュウジンといふ買方を中心として組織的に編制されて居る。之に就いて



無錫地方の繭行に於ける人員の配置は次のやうである。

一、買入役員

職名	人数	一人の給料
看貨 (繭鑑定人)	一人	五〇—一〇〇元
稱手 (買方兼看貫)	四	三〇—五〇
聯票 (傳票記入)	四	一五
核印兼小票 (捺印及小票記入)	四	一五
覆稱 (再貫掛り)	一	二〇
覆碼 (再看記帳)	一	二〇
發洋帳連清帳 (會計及記帳)	一	四〇
幫發洋連復連票 (助手及引合)	一	一五
雜務	二	同
傳洋 (現金掛)	一	同
遞票 (傳票送り)	四	同
督裝繭籃 (繭籃整理監督)	一	二〇
副稱手 (稱手の補缺)	一	二〇
武場值發洋處管門 (見廻り役)	一	一〇
一、武場(下働人)	八	八
稱司 (稱手の下役)	八	八

二、烘灶(乾燥場)

職名	人数	一人の給料
裝籃 (同上籃備付)	三	同
扛繭 (繭運搬役)	八	同
看門 (門番)	一	同
查夜 (夜警)	二	同
茶房 (給仕)	二	同
頭腦 (乾燥の親方)	一	二〇
小工 (乾燥人夫)	二五	七
合計	七七人	(請負)

以上は買入場に天秤が四本あつて、四班に分れて買入れに當る譯であるが、此の現業員の外に買入主任や繭行主と、それから錢莊から資金の融通を受ける場合には錢莊員が現銀を携帶して金庫を握り、是等は幹部格で奥帳場に收まつて居る。更に繭行を保護する兵員も十人位は居るから兎に角生繭の一萬貫乃至一萬五千貫を仕入れるに實に百人に近い人数が要る譯である。斯くて繭の買入實況に就き「看貨人」とは繭の鑑定人といふ意味ではあるが、是は一々繭を拜見して値段を指すものではなく、唯稱手人の買入が餘り劣等繭を取り入れない様に監督する役であつて、實際の買入及看貫は「稱手」が當つて居る。支那の繭取引ではこの値踏みと看貫とは切り離すことの出来ないものである。といふのは本邦のやうに繭を見てから一貫何圓と商談を纏めて看貫の上算盤を弾いて代金を支拂ふとは大に様子が異つて居る。即ち稱手人は繭を受



取ると之を鑑定しながら天秤にかけて此の繭ならば一斤六十五仙の買値で十二斤あるから繭代八元三十仙なりといふ計算は瞬く間に腹の中で暗算し、纏まつてから商人には八元三十仙といふ値段だけを告げる。すると賣手も繭を持つて来る時に大體の見當はあるから之より安ければ四十仙なり五十仙の値増を請求するが、稱手人は之が値打物なら、再び天秤に掛けて値段の折合を遂げる。詰り早い話が、一山幾何といふ買方で、多くは十仙以下切捨てである。

従つて稱手人は仕入に於て最も重要な役目である。暗算に巧みなることと、天秤を掛ける「こつ」を覚え込まなくては容易に出来る技術でなく、稱手人の良いと悪いとでは仕入上非常な相違である。それから稱手人は土地の者では養蠶家と顔が知り合ひで弊害があるから、なるべく異つた地方へ配置するのが普通である。この一本の天秤、言ひ換れば稱手人を中心として聯票一人、核印兼小票一人、秤司二人、扛繭二人、繭裝籃一人、遞票一人等九人が一組となつて居る。

即ち先づ「秤司」は賣人が柵の外から差出す繭を受取つて、竹籃で出来た風袋に入れて秤手に渡し、賣買が出来れば大きな繭籠に入れ、出来なければ之を賣人に返却し、其間の籃の整理は「裝籃」がやつて居る。兩方共忙しい仕事であるから各二人である。それで値段が折合ふと稱手は聲を改めて例へば「寫帳十五斤九元半」と唱へると「聯票」は之を聞いて一對となれる傳票に記入して一部を切り離して「核印兼小票」に渡すと、これは傳票に捺印して秤司を経て賣手に交付し、同時にその買入斤数を小票に認め置き、漸次繭籠が一杯になると、小票の斤数を合計して之を扛繭に渡す。「扛繭」はこの小票と繭を乾燥場に搬入する途中に再看場があつて、「覆稱」が再看

を爲し「覆稱」はその再看量を記帳すると共に扛繭から受取つた小票を検して買入場の斤量と引合をする順序である。若し稱手人が四人あれば以上に述べた様な人員が四組ある譯で、之を天地元黄といふ様な字を使つて傳票及帳簿等を區別して居る。この再看は繁忙の際に於て無駄なやうではあるが極めて必要なことである。それは支那人は殆ど先天的に秤に對しては鋭敏であるから値段を増すよりも寧ろ秤を弱く掛ける方が強く響くらしい。だから買入場の買入斤量は到底當になるものではなく、之を再看すると、普通五分乃至一割の欠減がある。従つて此の覆秤により始めて實際の買入値段を知り、且又乾燥歩合が若干程度に上るかが判明し、一面繭の盗失を防ぐことになる。「發洋處」即ち現金支拂所は買入場とは別な方面にあつて賣人が呈出する傳票と引換に現金を渡して居る。

最後に乾燥場なる烘灶ホシヤに於ける作業は普通頭腦ドウノウといふ親方の請負になつて居る。この乾燥人夫賃の請負は右の繭行に就いては乾繭二百擔と限定し、一擔に付き一元の割合で、假令買入量が二百擔に満たなくとも限定額二百元は支拂ふべき慣習である。乾燥工程は烘灶の良否によつて著しい相違があるが、その設備の完全なるものは八時間位で本乾が出来、乾燥室は大抵八段からなる乾燥架二組を入れ各段に三枚の箔が載せられるから、一室の容量は箔四十八枚で一枚當り生糸一貫目見當として四十八貫位のものである。買入場から搬入された繭は差當り小さな筥に入れて積み重ね置き、順次箔に並べ、それから乾燥室に入れて密閉し、約一時間位経過してから扉を開いて水氣を排出せしめ、再び閉ぢてから二時間目に至つて各箔の繭を搔き廻し上



段と下段の箔を差し換へて更に一時間位乾燥すると繭は殺蛹されて半乾の程度になる、これを室外に取出して、仕事の順序を見て再び前記作業を繰返して本乾とするのである。乾燥には薪材を用ひて居るが、江浙の平野地方は産材に乏しく安徽境より仰ぎ栗材が多く、紹興方面は松材を主として居る、生繭百斤を乾燥するに要する薪は百斤といふが標準であり、薪一擔四十仙から八九十仙位のものである。

繭行に於ける買入状況は大體右の様な次第であるが、更に紹興地方及江蘇省の洞庭山地方に限り分莊といふものが許されて居る。此等地方の繭行は繭行のみでは買入量が充分でないから、臨時繭行を去る數華里の地に繭買入出張所を設け之を分莊といふて居る。分莊で買入れた繭には、繭行は更に分莊の手數料を徴る慣習である。現在上記の二地方以外は分莊の設置を禁ぜられて居るが、諸暨其他地方には販子フナシといつて養蠶家から繭を買入れて繭行に賣る仲買人がある。要するに支那の繭取引は開秤してから眞の出盛りは三四日間位のもので一週間の内には買入を終る短期間であるから、賣人は早朝から繭行に押し掛けて頗る股賑を極め、繭行の前には縁日商人なども來て店を構へ、全く御祭り騒ぎの嫌はあるが、しかし短時日に於て懸引の強い農民から零碎の繭を買入れるのであるから、多數の人員を要するは已むを得ないことであり、その作業状況も寧ろ組織的と言ふべく之を日本式にやつたでは到底所要の數量を取入らるべきものではない。

## 八 各地繭市場の特徴

繭の仕人は殆ど年に唯の一回であるから、此時期中心市場たる上海無錫に於ける製絲家を始め蠶絲關係者は殆ど全部産地に出拂ひの姿で上海には僅に頭株の連中が居残り、出先からの通信を俟つに過ぎない。實際此期には上海無錫兩市場に於ける生絲及屑物取引は殆ど休商同然たる状態を呈するが、この静寂空虚な市場に先づ俟たるは紹興西郷の初取引である。これは我が沼津松崎の初取引に比すべく、支那當業者に注目され、この蓋明け相場が繭市全般に尠からぬ衝動を與へる。此の繭市の蓋開が例年五月十二三日頃である。それから三四日經つて嵒縣城市及東郷と紹興全域の開市を見る頃には同時に杭州洪震橋及蕭山縣市場か蓋を開け、一方遠く漢口からも湖北省蠶況の電報が這入つて來る。續いて五月二十日を過ぎると、浙江省は各地出廻りの最高潮に達するが、此頃未だ無錫地方にあつては養蠶家が盛に飼育に追はれる時期であり、當業者も頻りに浙江省の繭況を眺めて嵐の前の静けさと言つた感がある、何しろ製絲家は浙江の繭價が高ければ江蘇の仕入には値押しして掛らねばならぬし、また浙江が不作であれば江蘇では買進まねばならぬからである。斯くて五月二十五六日を過ぎて嘉興地方に於ける開市を殿に浙江省各地の繭市が幕を閉ぢると、轉じて江蘇省に入るが、江蘇省に於て出廻の最も早いのは少しく方面を變へて太湖の西北部に當る宜興から溧陽金壇縣等省の南西隅からで、此地方が矢張り嘉興地方と同じ二十五六日頃からである。それより月末蘇州及洞庭山繭市場が開け、之から一日二日たつて月が替れば愈々中支最大の繭市場たる無錫地方の活躍舞臺となる、最早紹興其他の早場所に當つた購繭員の多くも此處に轉戦し、實に六月初旬は當業者の全力を注ぐ時期でもあれば、また同時に宜金溧地方



を始め江北地方其他江蘇省全圓から山東及安徽省に互つて一勢に開市を見るに至り、彼等が繭仕入の大勢を決すべき時期である。即ち五月中旬に始つて六月中旬に終る約一ヶ月間か中支各地の繭出廻期であるが、此間各地繭市場の状況は必らずしも一様ではない。各市夫々繭の種類も異へば、また變つた夜間買賣もあり、其他種々事情を異にするから、之より順次各繭市場を一瞥して見やう。

### 一、紹興繭市場

抑々曹娥江流域、嵊縣、新昌縣に互る所謂紹興の繭市場は交通不便の爲めに無錫地方よりも遅れて繭行の設立を見たが、その優良繭の産出は上海製絲家の好評を博して年と共に發達し、遂に浙江省を代表して大量生産無錫市場と並稱さるゝに至つた。そして現在産繭額乾繭一萬乃至一萬五千擔の全部が上海に送られて居る。此の區域に於ける繭行數は六十八行を算し、その内譯は嵊縣、城市に十八行、兩頭門、崇仁鎮を中心とする西郷に十行、それから東郷に於て嵊縣管下十行及新昌縣下十八行と二十八行に達し、次いで下流筋三界鎮を中心の北郷に十行といふ分布で、かの紹興種の産地たる南郷には僅に二行を算ふるに過ぎない、出廻の早いのは既述西郷で、その最も遅い北郷は之より一週間の後である。而して紹興の本場とも言ふべきは東郷地方で、嵊縣城市及黃擇鎮の二地が中心地である。此處へ年々やつて来る主なる客筋は先づ上海の一流商館怡和洋行が直營する怡和絲廠で、例年十數行に陣取り、その支配人呂和聲氏の名は此の地方で最も賣れて居る。次いで紹興出身の製絲家たる大來絲廠を始め瑞綸、久成といふが如き上海一流製絲家である。それから一方繭商としては大手筋たる任鳳奎といふのが製絲家に對抗して盛に活躍するが、其他は地場の見込商人が多く、貧弱な製絲家は此處へは手をださぬ。序に私も此處へは去る大正六年から前

後六回足を踏み入れた。流石は優良繭の産地として農家が繭行に持込む籃中の繭を見るに頗る豊富な繭衣に蔽はれ、雪をも欺くばかりの純白さは見るからに氣持が良い。然しこの有名な紹興市場も數年前の洪水以來は不連続きに繭は割高で、買人は兎角高値仕入に陥り勝である。加ふるに近時發達せる嘉興其他の繭市場に壓せられて、紹興市場の浙江省に於ける優越なる地位は漸次失墜せんとする傾がある。

### 一、蕭山及諸暨繭市場

蕭山縣産繭額は乾繭四五千擔にして約その一半は農家自ら座繰絲に挽き、而かも之に優良繭を充て、劣等繭を賣放つ傾向があるから、出廻繭には二三割の玉繭を混入して居る。従つて繭行と買人の間には玉繭選出を條件に取引する方法も行はれて居る、而かも此市場の買付には他に類を見ない獨特な慣習が行はれ、その行佣八六控及九六三折に就いては前第四項に述べたが、更に之を詳述すると、行佣八六控とは繭行が賣人から徵收する一割四分の間屋手數料である。例へば養蠶家が繭行に百元の繭を賣つたとすれば、之より十四元を差引かれて、養蠶家の手取は八十六元となる。そして繭行が取得する手數料上記十四元に就いてその一部を買主たる製絲家に分配する慣習であるが、その分配割合が九六三折と稱するものである、前例を採つて説明すれば前記繭代金百元に對して買主は九十六元三十仙を拂へば宜い譯である、之を逆に言ひ換れば製絲家が繭行の手を経て一萬元の繭を買入れたと假定すれば、之に對する製絲家の實際支拂額は九六三折即ち九千六百三十元にして繭行は之を受取つて養蠶家には八六控即ち八千六百元を支拂へば宜い譯で、つまり繭行はその兩者の差額千三百元が収入となり、繭行の賃貸料、乾燥及買入諸費を含んだものである。そして九六三折といふは繭行賃借相場を指すもので年によつてその割合は多少變動する。



しかも特殊な繭取引はそれのみでなく當地の繭相場の高低なるものは金額で示さず秤の目方で表はして居るから取引は一層複雑して来る。即ち繭行同業者は繭相場に就いては例へば一九二三年は一斤五十六仙、一九二四年は四十六仙に協定した。これが公定の標準相場で買方は品の優劣については四十五仙の相場は變えずに目方で加減して居る。だから當地は値増のことを放秤(目方を良くかける)と呼んで居る。之を例へて言へば優等繭であつたならば看貫に於て實際は七斤であつたものを十斤に看做して秤量し之を七折といふ。すると繭代金は十斤四十六仙替として四元六十仙となり、之に八六控を差引き三元九十六仙が賣手の手取となり七斤に對する一斤當りの相場は五十七仙となる譯である、この秤の目方を與へることはどんな繭に對しても必ず行はれその割合は劣等繭は九折、優等繭は七折といふ見當である。繭行數は縣下三十五行を算へ、その組合事務所は龔山鎮にあるが、繭行は各地に散在して中心市場とも見るべきものがない、市場の主なる買人は慶雲絲廠といふ地場筋製絲家を筆頭に之に續いて最近發展せる杭州筋製絲家によつて殆ど獨占の形勢を示し、最近上海製絲家も餘り顔を見せなくなつた。

### 一、杭州繭市場

舊杭州府屬に於ける中心市場たるは洪震橋繭市場であるが、今から十數年前には唯一つ英國租界に怡和絲廠の買入所があつたのみで、殆どその獨舞臺に過ぎなかつた。處が先にも述べた通り機業家の反對によつて繭行はた易く設置することが出来なくなつた結果、治外法權下にある我が租界内に邦人名義を藉りて繭行の設置を企つるものがあり、我が領事館も之に對し許可方針に出でたる爲めに日本租界内に於ける繭行は年々増設されて最近拾行を算するに至つた。而かも此の市場を控ゆる田舎は廣汎なる地域に互つて旺盛なる座繰業地帯であるから繭の値段さへ高

ければ、繭は幾らでも集まつて來ると、此の市場は他と趣を異にし、通關手續の關係から殺師繭の儘上海に輸送され得る便益があり、之れは本乾繭よりも解舒が良いし且つまた端境期の挽き繋ぎ原料に適する等の事情から急激なる發達を遂げて有力なる市場の一たるに至つた。一方杭州城内の緯成、虎林及天章の三絲廠は繭帖を受けて工場で居買するが、此處へは蕭山及上流山水方面から相當良い品が集まる。其他杭州から餘杭、德清諸縣に互つては點々繭行が散在して居るが、何しろ座繰絲の本場として産繭は頗る豊富であるから、例へば瓶窰地方の如き養蠶家の持込む繭は大抵百斤前後の大口であるといふ。之より海甯縣下に至つても繭行は十三行を算するが長安鎮を中心とする地帯に限られ、硤石謝橋鎮を中心とする座繰業地へは未だ繭行の侵入を許さぬ狀況である。更に杭州方面に就いて一言せねばならぬことは、本邦より今村式乾燥機が輸入されて緯成絲廠を始め數箇所之れが利用を見て居ることである。

### 一、嘉興繭市場

嘉興繭市場は嘉興其他五縣の廣汎な地域に互つて居る。従前は上海久成絲廠系統の製絲家の繩張たる觀を呈し、座繰業地帯として繭行數に比し産繭額は頗る多く、自然繭價も他市場よりは概ね安値にあつた。その結果買人は漸次その數を加へ且又嘉興に嘉裕絲廠の設立を見るに至つた。それから一方嘉興繭と言へば從來綠嘉興といつて綠繭が尠くなかつたが、最近この在來種は滅切少くなつて僅に海鹽地方一部に飼育するに止まり之に代つて紹興系白繭種が著しく殖えて來た。斯くして嘉興市場は浙江省に於て漸次重きを加へ、今や有名なる紹興市場を凌駕せんとする勢を示して居る。此地方の農家は繭を繭行に持込むに幾枚かの蠶箔に入れ、小舟に載せて來るは他市場には見ない風習である。



## 一、楓涇及龍華繭市場

楓涇といふ町は蘇浙省界の線上にあつて一半は浙江に屬し、他は江蘇省であるが、繭行の存在するは後者の地域である。それは繭稅に就いて江蘇が浙江よりも安いから繭行數は三十行を算へる。更に此處を離れて金山縣城を中心に二十行が散在し、浙江省嘉善縣方面から出廻つて來る繭も尠くない。そして品質も悪くはないが、未だ出廻量が多くないので、市場としては重きを爲さぬ。之と同様上海近郊の龍華市場も亦た附近の産繭は知れたものである。然し此市場には所謂絲繭稅なるものがなく、僅に生繭百斤一元四五十仙の地方雜徵があるのみである。この關係から遠く數十華里を離れた地方の産繭が出廻り、買人は殺蛹繭絲に充てる便益もあるが、然し杭州洪震橋と異ひ、上海に近接する地方には盛な養蠶地帯がない爲めに市場の發展を期待し難い。

更に座繰絲の本場たる湖州方面の出廻額は例年乾繭一萬數千擔の多きに達するが、然し之を莫大なる産繭額に比較すれば未だ其の一部に過ぎぬ、而かも優等品は自家繰絲に充てられ、概して劣等品が多く出廻る狀況である。繭行の如きも廣汎なる範圍に點在するのみで、繭市場として未だ見るべきものがない。

## 一、蘇州及洞庭山繭市場

蘇州の租界地は最近數年來急激なる發達を遂げた繭市場である。從來蘇州即ち吳縣下に於ける繭行數は洞庭西山に五行、東山に四行を算へ、其他橫涇木瀆等の繭行を合せて十五行あるが、其の大部分は蘇州に於ける蘇經絲廠に屬して居たから、吳縣下の繭行は大體蘇經絲廠の勢力内にあつて繭相場は何處でも餘り變がない爲めに産繭は隣縣の無錫地方に吸集される所があつた。それ故に蘇州には古くから蘇經及怡和の二繭行が存在して居るが、繭の出廻は少くこれ迄繭市場とし

ては問題にされて居なかつた。

然るに一九二四年に蘇州日本租界に於て繭行の新設を見た。これは邦人名義ではあるが、上海に於て製絲業と絹織物を兼營して居る物華絲廠といふ有力な製絲家の買入であつた。その年は最初の試みでもあるから初日に高値を見せたので敏活なる農民は之を聞き傳へて遠くは隣縣の吳江及無錫境から此市場に持込み殆ど雲集するの盛況であつた。これに就いて當時面白いことは蘇州商務總會副會長某の經營せる蘇州新聞は從來蘇州が機業地として座繰絲保護の上から繭行の設置に就いて反對して來た關係から日本租界に於ける繭行の新設に對して最初は攻撃した。然るに其後繭市の開始に伴ひ無錫地方からも繭が蘇州にやつて來たといふので之に對して大に贊辭を呈した論說を掲げたことであつた。蓋し從來吳縣下の産繭が無錫に吸集されることは蘇州稅務所に於ける繭稅收入の減少となるから此の傾向に就いては蘇州人は快くなかつた。それに最近無錫に於ける各種企業の發展に對しては無錫人に反感を抱いて居るものが尠くない。それと云ふものは過去に於ける蘇州の商權が無錫に移つたのは無錫が地理的に有利な地位にあつたと云ふよりも、寧ろ長髮賊の亂に於て蘇州が賊の爲に八箇年間占領せられ蘇州に於ける商人が他に移轉して了つたことが、主要なる原因であるから蘇州人と無錫人とは感情が合はないといふことである、それであるから同年無錫の繭迄が蘇州の市場に來たといふことに對して餘程痛快がつた次第である。斯様に物華絲廠が日商名義を藉りて、日本租界に緒綸繭行を開設して大々的に買出してから漸く繭市場として認められるに至つた。越へてその翌年は地場筋なる蘇經及延昌恒兩絲廠と怡和繭行、前記の緒綸繭行、それから日華蠶絲會社が帶川三光式を備へたる堂々たる繭行を建設し、建物だけでも嚴然あたりを威壓する有様であつたから、一層の殷盛を來した。續いて



翌大正十五年度日華蠶絲株式會社が瑞豐絲廠を設立してから一層強味を加へ、最近では若干の高値を出しさへすれば幾らでも各地から集つて来る。瑞豐絲廠の如き二百四十釜一ヶ年分の原料は優に工場て居買により取入れが出来有様である。随つて繭は出廻の初期には湖州系の楯形繭が多く、後期は無錫系の繭となり、其間膝元にある女子蠶業學校の改良種を加へて居る。一方洞庭山市場は洞庭半島の先端東山と、之より飛んで湖中にある西山といふ島に分れて居る。後者は殆ど上海の允餘絲廠の獨占に歸し、物騒な土地ではあるが、優良繭の産地として聞え絲量に富む。また東山に於ける買人も前記蘇經及物華絲廠が最も優勢である。此處は紹興地方と同様に他地方には禁ぜられて居る分莊が許され、この繭行出張所で買入れた繭は日日繭行に送つて乾燥する。分莊の借入費は凡そ五十元で、各繭行は大抵二三個所の分莊を設ける。

### 一、無錫繭市場

無錫市場は中部支那に於ける最大の繭市場である。無錫城市を中心とする四縣の繭行數は無慮四百五十行を算へ、是等が取扱ふ繭は例年生匆三百五十萬貫に達して居る。更に宜溧金地方の出廻額生匆百二十三十萬の大部分も一先づ無錫城市に集中し、然る後その一半が上海市場に送られる状況であるから、登繭期の盛況は想ふべきである。されば此時期大製絲家は無錫の旅館に陣取り、モーターボートを準備し、之に絲廠名を記せる旗を立てて盛に運河を走つて居るし、また到る處の田舎に互つて、農民は高く買ひそうな繭行を目掛けて、繭籠を抱へ或は小舟に積んで行く光景は如何にも忙はしい。この活氣ある場面は先づ無錫黃婆灘にある繭業公所に縣内全部の買人が集つて大評定を始める。此處で買入開始日と最高繭價に就き協議が纏まると其の開始日に至つて一齊に買収戦の火蓋が切られるのである。而して無錫市場に於ける特色としては先づその初日

に出廻る繭は之を手に觸れればプスプス音を發する、絲目のない繭で、言ふまでもなく、これは二化性である。この夏繭を買入なくては農民は本物の春繭を持つて來ない。即ち無錫地方は春蠶期一部に夏蠶採種用として二化性蠶種を飼育することは先に述べたが、殊に近來繭價の昂騰に伴つて夏蠶飼育は一層盛になつて來た。その飼育が普及すればする程採種上春蠶期に於ける二化性蠶種の飼育は殖えて來る道理である、それに旁夏蠶種の方が給桑量が少くて足るといふ狡猾なる打算も加はつて無錫養蠶家の春蠶の掃立に二化性が大抵二三割を占めるであらう。この二化性の繭の中には春繭と識別のつかない良い物もあるには相違ないが、言ふ迄もなく二化性の一化期による繭質が優良なるべき筈はない。その多くは繭層の薄い、殆ど繰絲用にならない劣繭である、殊に最初に出廻るものは殆ど悉くこの夏繭である。之を春繭に混じて繭行に持ち込むので買方も堪まらない譯である。最近無錫繭品質劣化の著しい傾向に就いて、その主要なる原因は此處に伏在するであろう、そしてこの惡傾向を誘致したものは買方が從來品質の優劣に就いて餘りに差異のない値段で取入れた點にあるが、製絲家もこの苦い經驗から最近は大變嚴しい選擇買をやつて斯様な劣等品はどしどし踏ね付けて居るから遠からず改善を見るであらう。

次に支那人の性來打算に長けて居ることは今更言ふ迄もないが、繭相場が安ければ浙江省地方では座繰絲にして了うと同巧異曲で、無錫の養蠶家は自ら乾繭として相場の出る迄で持つて居るものが尠くない。しかも此の種の方法によるものは優等繭で比較的餘裕のある農民がやつて居る、彼等は一斤六十五仙以下では生繭で賣らないと言つて居る、今横林といふ一地方に就いて見ても斯様に自分で乾繭として貯繭するものは一九二四年は全産額の五六割を占めて居たといふことである。







旺莊	五分五	前站豆	五分	胡家渡	五分五	大青陽	七分
月城橋	九分	黃橋	九分	三河口	九分五	渡鎮	一角
南關	一角五	江陰	一角一	玉祁	七分	禮舍	七分
黃渡壩	九分	焦塹唐鐵橋	九分	興橋	六分	張涇橋	六分
西漳陳家橋	五分	黃土塘	九分五	晃山橋	七分五	河蕩橋	七分
竹塘	九分	周莊	一角	后城	一角一	郁家橋	一角
東湖蕩	八分	堰橋	六分	北渚	八分	馬鎮	九分
唐頭橋	八分五	石幢	六分五	橫塘	八分	肅折	九分
長壽	九分	繆氏橋	九分	雲亭	一角	前州	六分
北七房	七分	黃口街	七分	小青陽	六分半	寺豆	五分
石堰	八分	瑣山橋	八分五	棋杆宋巷	五分	長安橋	六分
便南橋	七分	西巷橋	七分五	東巷橋	七分五	孟村西洋橋	八分
文林橋	一角	斗山西河頭	七分	揚亭	六分	查家橋	五分五
三巴橋	五分	東八土橋	五分	安鎮南橋	六分五	嚴家橋	九分
蠡國	九分	張繆舍	六分五	黃莊大河	一角三	羊尖	一角
長涇	一角	北涸	一角五	顧山	一角一	靖城	一角二
港下	一角二	常熟施家橋	一角三	江陰	一角一	靖江	一角七
如皋	三角一						

一、雜路 (場邊)

古縣	一角七	張巨	一角六	常州	一角三	官村	一角五
笠瀆	一角五	清白裏	一角七	一之圩	一角六	丹陽	一角七
金壇	一角九	南渡	一角七	蘇州	一角三	木瀆	一角七
宜興	一角四	徐舍	一角六	奔牛	一角五	東山	一角七
西山	一角七	溧陽	一角七				

一、宜溧金繭市場

宜興溧陽及金壇の三縣に互る地方は從來溧陽絲の産地として知られ、此處に出廻る繭は品質不良にして殆ど顧みられなかつたといふ。然るに其後繭市の發達に伴ひ、養蠶が慎重に傾きたるにや最近無錫繭の繭質年劣化の傾向に反し、最近この地方は優良繭の市場として好評噴噴たるものがある、現に繭行の包烘料(購繭請負料)の如き無錫地方の乾繭百斤十二元五十仙に比し、此の市場は十八元の高値を示して居る。買人は無錫の製絲家及繭商が多く、上海筋としては豊泰絲廠が古額である。處でこの地方一帯は太湖の西部に位し交通は尠からず不便である。先づ滬寧線の無錫から西方百五十華里にして宜興に至り、宜興より徐舍四五華里、徐舍より溧陽四五華里と、無錫溧陽間二百四十華里は小蒸汽船の往來はあるが、處處水路淺き爲め、一晝夜を要する。それから別途丹陽驛より南下すること七十二華里にして金壇に達し、此處より更に九十華里溧陽に至るといふ廣汎なる範圍である。その茫茫たる平野は湖川を帶し、萬頃の麥圃は其頃熟色を呈して居るが、桑園は點點散在して居るに過ぎない。そして南方は安徽及浙江境の群蠻に接して居るといふのが先づ此地方大體の地勢である、従つて繭行も宜興縣三〇、金壇及溧陽各二〇箇と未だ範圍の廣い割合には尠く、各地に散在する有様であるから、これが組合たる三縣を合せたる繭業公所を徐舍に置き



且つ三縣城に各繭業辦公處を設けて居るが、相互の連絡がとれて居らず、況して繭相場の如きも各所様様で傳播が鈍いやうである。先づこの地方に就いて宜興から見て行くと、此處は縣城近くに横はるチーウと稱する湖によつて東西兩路に分れ、東路方面の品は無錫系統に近い繭で、宜興繭の本場と見るべきは、徐舍を中心とする西路である。此處へは一九二五年邦商小野村洋行が張渚五洞橋及青白里の三箇所によつて、旭日旗を立て威勢よく買入をやつて居た。この中張渚鎮は山を背負ひ、最も奥にあつて、之より山路四十華里にして、浙江及安徽省に接し、浙の長興及安徽の建平縣に通ずるを以つて、この山地及境外からも繭は相當澤山に出廻つて來る。此の地方は無錫方面の如く蠶業の行はれて居る密度は濃くないし、繭行の購繭法も無錫とは餘程趣を異にして居る、先づ第一に夜間賣買が盛であつて、大きなアセチリンランプを點じて、夜通し買入に従ひ、晝間は寧ろ閑散である。これは宜興に限らず、溧陽、金壇共同様で、私は溧陽の壁橋を午後三時頃通過したるに、此處の繭行は門戸を塞し、賣人は夕刻買入の始まるのを待つて居た。そして溧陽では同業者が集つて、一九二五年から夜間賣買の風習を廢止する申合をしたが、この決議は毫も實行されなかつた。それは前にも述べた通り、此地方は廣大な範圍から集るもので、普通販子フアンジと稱する仲買人が晝間各地から買集めて夜分になつて繭行に持ち運ぶからである。従つて荷口も無錫のやうに五十斤斤といつた様な零碎なものでなく、養蠶家自身が持ち運ぶものと雖も二十斤前後が多く、仲仕の持つて來るものに至つては、五十斤から二三百斤といふ大口である。であるから買入方法も無錫の如く、看貫の天秤を數本吊して、「一口若干」といふやうな買振りではなく、天秤は一本あれば足り、先づ單價を定めてから、看貫する取引狀況は本邦の仕入法に近い。

## 一、靖江縣繭市場

靖江縣は長江を挾んで江陰縣に對峙して居るから繭の種類は江陰地方の産繭に酷く似て居る、そして比較的優良繭の産地であるが、玉繭が割合に多く例年一割位はあるといふのが缺點である。此處は江陰及無錫地方とは長江一筋を隔てて居るに過ぎないが餘程異つた特色がある。先づ第一に奇異なるは此地の繭取引が夜と晝を取り異へて居ることである。即ち毎日繭行の繭買入は午後の四時から始まつて夜の十、十一時頃が最も盛で、早晩五六時頃迄に賣買せられ、晝間は晝寢をして居るといふ純然たる夜間賣買である、次ぎに繭代金の支拂は無錫地方と同様弗銀、小銀貨及銅元であるが、繭價の建値は制錢(厘錢)で優良物最高一吊十文から品落ちは八九百文である、而して其の換算相場は視察の當日一元に對し一串九百二十文であつた、然し制錢の相場は日日變動するから繭行は日日の換算率を門柱に掲示して居る、それからもう一つ此地は賣手から問屋口錢として三分の手數料を徴して居る。縣下の繭行數は二十行、其の内九行の繭行業者は相寄つて恆泰公司なるものを組織して共同買付を爲し、乾繭を上海市場で賣却して居たが、先年より上海で工場を賃借し恆泰絲廠を經營して九家の買入れた繭を原料として居る。だから此地の繭相場は恆泰公司に左右されて居るものと思はれる。

## 一、通海繭市場

通州及海門兩縣は安徽省と共に新場所として繭質は良好でなかつたが、最近有力なる繭市場として稍注目されるに至つた。特に此の市場に就ては製絲家及繭商人は此處へは絶對に入り込めない事情があるのと、それに繭價は一般に協定した決定的値段といふものの外には相場がないから全然競争買を見ないといふ特色ある繭市場である、といふのは海通兩縣下四十四家の繭行が一團となつて海通繭業總公司といふシンヂャゲイトを組織し、いはば一種の共同買付をやつて居るか



らである。この海通繭業總公司といふのは海通兩縣下の繭行全員を以つて組合員とし、繭行が買入る繭價に付いては特に劣等品を除いては一樣に公定價格即ち一九二四年は五十六元といふ繭相場で買付けせしめ、この公定價格以上の高價にて買ったものには制裁として罰則がある、そして總公司は日日繭行の買入數量を通告せしめて、收購を終りたる後、各繭行の大小に應じて繭量量を公平に分配せしめるのである、今少しく之を詳細に説明して見るなれば例へば同年開秤したる繭行數は三十六家にしてその乾燥室數(烘灶)は二百九十七箇であつた、故に若しもこの三十六行の總買入數量が乾繭五千九百四十擔だと假定すれば乾燥室一箇に對する平均買付量は乾繭二十擔となる譯である、だから今八室の乾燥室を持つて居る繭行がありとすれば、その取入數量は乾繭百六十擔となり若しも是れ以上に買入れたるものは其の餘剩數量を他の買不足の繭行に分配しなくてはならない規定である。即ち總公司は營業を目的とするものでないから直接買入には關係しないが、要は繭行同業者をして競争買の弊に陥らしめぬ様に協定價格を作り、更に之を徹底的に履行せしめる手段として各繭行の買入數量を過不足なく分配せしめて同業者の利益を保護するのが目的である。當業者の競争買を防止する方法としてはこれ位徹底した方策は他にあらま

### 九 購 繭 費

所謂繭行の繭取引は斯様に大袈裟のものであるが、然らば買入に要する諸掛は幾何を要するやといふに、先づ上海製絲工場着の一切の費用は乾繭百斤に就き無錫地方で三十元前後、紹興地

方からの買出しで三十四五元といふ見當である、假りに平均三十元と見れば生繭一貫匁當りの工場着費用は六十二仙となる計算で、比較的安く付く次第である、これは未だ生活費が低くて、人間が安く使へるからであらう、今その經費の内容に互つて説明して見ると、先づ買入費用に於て買入數量の多寡に拘らず乾繭一擔に對して要する費用を擧げると次の通りである。

#### 一、税 金

產地より上海迄に乾繭百斤に課せられる税目及その税率は左の如くである。

	江蘇省	浙江省
正 税	八・〇〇元 <small>仙</small>	九・〇〇元 <small>仙</small>
附 加 税	五〇	九〇 (繭の厘金税)
公 所 捐	三〇	三〇 (同上附加税)
改 良 會 費	一〇	一〇 (總公所一〇仙、地方公所二〇仙)
滬 捐	—	一・〇〇 (蠶桑改良會の經費)
子 口 半 税	二・三〇	二・三〇 (上海黃浦江保修税)
特別附加税	一・六〇	— (海關兩の一兩五錢)
計	一二・八〇	一三・六〇 (一九二五年より繭税八元の二割)

但一九二五年春蠶期江蘇省は奉天軍の占領するところとなつて其の駐軍費の名目の下に正税に對する二割の附加税を徴せられ爾來國民政府の治下に於ても之を踏襲して居る。

厘金局は繭出廻期には各縣の主要地に繭税徵收所を設け、繭行が繭を發送する時は、その吏員



の出張を請ひ、立會看貫の上子口半税を除く前記の諸税を納付するが、江蘇省では繭行が生繭を輸送する場合は、生繭百斤に就き正税は三分の一即ち二元六十六仙の割合で徴収して居る。乾繭が上海に到着したる時は、上海の海關内地貨物通過係に申告して子口半税を納付すべきである。此際停車場に於ける検査の看貫料が一荷口に就いて、六元及通關料十元を要する。此際子口半税納付證の發行を受け、之を子口派司パスと稱し、他日乾繭又は生絲として輸出の場合派司を呈示すれば子口半税の再徴を免る制度である。

二、運賃

繭の運賃は産地の遠近により異り、紹興地方の如くに鐵道から遠のいた地方にあつては、乾繭一包に就き停車場に積み出すに、例へば紹興繭は嵊縣より曹娥迄十五仙、曹娥から義橋間三十仙及義橋から開口驛迄十五仙と、合計六十仙を要するが、無錫地方は各停車場迄の運搬費は每包五仙から十五仙迄である。それから各主要驛より上海驛に至る鐵道運賃を左表に示すと

蘇州より	二八	仙	松江より	二七	仙
無錫	三一		楓涇	二八	
橫林	三六		嘉興	四〇	
常州	四一		長安	五四	
丹陽	四四		杭州及開口	六六	

乾繭一包の容量は普通三四十斤入であるが、一包五十斤を限度とし、五十斤乃至七十五斤入は

一包半及七十五斤以上は二包と看做して計算される規定である。更に之を噸積にすると率は多少安くなる。上海驛から工場又は倉庫迄の馬力代は一包九仙であるから、無錫より上海着に就いて見ると、繭行より驛までの運賃及積卸費を入れて工場着の運賃諸掛りは、乾繭一擔に付き一元五十仙見當である。尙ほ水運の便ある地方に於ては一部鐵道運賃より低廉なる民船によつて上海に移入するものもある。

三、乾燥費

乾燥用に供する薪代は地方により異なるが、大體一擔八十仙乃至一元と見て生繭一擔に薪一擔を要する割合で、人夫賃は乾繭一元の請負相場なれば、之を加算して乾燥費は乾繭百斤に付き三元四十仙乃至四元と見て大差あるまい。依つて乾繭一擔の税金、運賃及乾燥費は無錫地方に於て合計十六元一〇仙となる勘定である。其他の經費に於ける百斤當りの費用は購繭量の多少によつて伸縮すべき性質のものである。今無錫地方に於ける繭行を租灶契約によつて、乾繭二百擔を買入るものと假定して、其の費用を見積ると左の如くである。

買入費 (税金運賃及乾繭費を除く) 見積

項目	金額	對百斤
一、繭行賃貸借に屬する費用	(一、四〇〇)元	(七〇〇)仙
繭行賃借料春繭一期	一、〇〇〇	五〇〇







現金繭保險料	一・六六	一・九〇	一・五五	二・〇九	二・三〇	一・三二	一・元	一・元
現金袋運賃	三	四	三	四	三	一	一	一
乾繭運送費	二・七四	三・〇〇	二・五六	二・五五	一・七五	一・五七	一・七	一・元
荷造費	一・四七	一・四七	一・四七	一・六〇	七	一・五	一・三	一・元
人件費	三・九	三・五三	三・八七	五・七三	六・〇五	三・七	三・八二	三・八三
落地稅	二・六	二・九五	二・三六	二・六二	一・六七	二・六	二・七四	二・三
南京輸出稅	一	一	一	一	一	一	一	一
子口半稅	二・三三	二・三三	二・三五	二・三	無錫倉入	二・四〇	二・元	二・七
上海移入稅	一	一	一	一	一	一	一	一
小蒸汽船借賃	一	一	一	一	一	一	一	一
小蒸氣船炭價	一	一	一	一	一	一	一	一
宿船賃	一	一	一	一	一	一	一	一
乾燥薪代	一	一	一	一	一	一	一	一
警護費	七	一五	三	二	七	一	一	一
食料	〇	〇四	〇	三	五	三	三	三
利子	二・二	二・〇八	一・九五	二・二	二・五〇	一・九〇	一・八三	一・六
旅費	三	一六	三	四	五	一	一	一
雜費	三	二五	三	七	三	元	三	三
合計	二七・三六	二八・四一	二八・五	三・七四	六・一五	四四・三	四四・六	四四・三

### 一〇 繭の相場

生繭相場は先づ端境季までに成立するところの新絲先約の値段が標準となる。豊凶の差が甚しい支那に於て製絲家が繭の登市前に新絲を賣るが如きは聊か冒險の感あるが、絲況の活氣ある場合など一二月の候から盛に新絲商談の始まるのが例である。次いで愈々買入に當つては初日に先づ乾燥歩合を試み、乾繭百斤を仕上げるに要する生繭量を檢し、例へば生繭三百五斤が乾繭百斤になつたとすれば、之を烘折<sup>ホツク</sup>三百五斤と唱へて居る。此の烘折が分れば採算繭價も出て來るが、然し實際の仕入に於ては繭行制度の存在に伴ふて之を本邦に於ける繭價が横濱生絲定期相場の一高一底を鋭敏に測駈される狀況に比すれば、支那に於ける生繭の相場は絲價に對する關係が寧ろ鈍感である。といふよりも繭行で愈々買入に着手すれば絲價に頓着なく大勢に押されて成行買をするの外はないのである。即ち産地には各縣に繭行の同業組合と見るべき繭業公所なるものがあつて、買入は繭の登市前に此處に會合して、何日より買入るべきか(開秤日)及繭の買入最高値段議價を決定し、若干仙以上は買はぬといふ協定をするのが例である。この議價は大體新絲約定の相場を基礎として協定される譯であるが、その協定價格には何等の權威なく、單に買入が希望する採算値段を示す位の程度のもので、實際の相場は殆ど例外なく、之より高くなるのが普通の狀況である。

従つて本邦に於ける買付法のやうに絲價から割出して打算的に買入れるとか或は電報によ



つて仕入を指圖するが如きは江浙地方では到底實行困難である。今之れが原因となるべき事情を擧げて見るなれば

- (一) 繭の仕入が移動的でないこと。購繭準備には繭行の借入、人員の配置及現銀の輸送等に相當巨額な費用を投じて買入に取り掛るものであるから、假令作柄の不良、繭價の不引合に陥つても、この費用を捨てて買入を中止することは不便である。
- (二) 繭出廻期は極めて短時日なること。繭の出盛期は數日間位のものであるから、此期に各繭行は馬力を掛けて買収に努め、勢ひ競争買となるを免れない。しかし此時期に躊躇したならば、到底充分の數量を取入れることは困難である。
- (三) 繭の鑑定の困難なること。養蠶家が繭行に持ち込む繭は屑繭込みであつて、厚い毛羽を蔽ひ、しかも荷口が頗る小口であるから掛目に關する總見當を見定めることが六つかし。
- (四) 繭質の優劣を見て値段の高低を付け難いこと。特に品質優良の繭に對し格別の値段を付ければ、押の強い賣人に壓せられて不良な繭までも、その値段に釣上げられる傾向があり、爲めに繭價は品質の優劣に關しては餘り大差のない値段で取入ねばならぬ。
- (五) 座繰絲の値段に牽制されること。繭價が餘りに安ければ浙西地方の農家は座繰絲に挽いて終ひ、無錫地方の農家は自ら乾燥貯繭して値の出るまで待つものが尠くない。此間機業者は登繭期に座繰絲の新絲値段に關する高値を宣傳して、座繰絲の生産を多からしむる傾向がある。

(六) 出廻繭は玉繭其他屑繭込なること。養蠶家は簇より搔放しの儘選別せず、賣却するから前記(三)と共に一層絲量の見當を誤り易い。

(七) 繭商の買付によつて相場を荒されること。製絲家と異つて繭見込商人の生繭買付振りは絲價の採算には頓着なく買進み、兎角法外の値段を出し易い。

此種の事情により産地に於ける繭相場は先づ第一に其の地域に互る作柄の豊凶乃至座繰絲關係による出廻量の多寡等、詰りはその需要供給の原則に支配される。之に次いで買入の意氣込や人氣といふものが繭價を左右する有力な原因を爲して居る。本邦でもそうであるが、殊に出廻の極めて短期にして兎角熱し易い支那當業者にあつては一層採算を離れて相場の變動を醸し易く、結局品質の良否に拘らず大勢に順應して成行買に出る外はない。試みに最近五年間に於ける生繭相場を左表に掲げやう。

各繭市場の生繭相場 (單位一斤)

繭	大正九年			十年			十一年			十二年			十三年		
	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均
紹興	五七	五五	五六	五八	五六	五七	六〇	五八	五九	七〇	六八	六九	七〇	六八	六九
杭州	五五	五三	五四	五七	五五	五六	五九	五七	五八	六〇	五八	五九	六〇	五八	五九
蕭山	五〇	四八	四九	五二	五〇	五一	五四	五二	五三	五五	五三	五四	五五	五三	五四



産地	海	嘉	常	無	宜
海	五〇六	五	五二八	五	五二八
嘉	五二五	三	四七四	四	六二四
常	六〇三	六	五七三	六	七〇九
無	五〇六	五	五七五	五	七〇九
宜	五二五	六	五七五	六	七〇九
金	五二五	六	五七五	六	七〇九
深	五二五	六	五七五	六	七〇九

買人が周章ただしい購繭を終へて、その購繭成績を決するものは先づ烘折即ち乾燥歩合である。これは年により異り、就中景氣の良い年柄などには養蠶家は甚しい若掻き繭を持ち込み買人は之が爲めに違算を來す場合もある。即ち同業者が繭業公所に相會して開秤日を決め、その日より一齊に出動するのは一面にはこの若掻繭を阻止する爲めである。斯くして例へば生繭買入總平均を一斤六十仙とし、乾燥仕上げ即ち烘折を三百五斤と假定すれば乾繭百斤は百八十三元となる。之に上海着買入諸掛三十元を加算すれば二百十三元を示し、銀元相場七十二兩五錢に換算して上海着乾繭百斤の原價は百五十四兩となる勘定である。そこで最後に損得を決するものは言ふまでもなく、その荷口の絲量である。假りに折頭(折)生絲百斤に要する乾繭量が六百斤とすれば繭本は九百二十四兩となり、之を十六で割つた五七七五兩が即ち本邦でいふ掛目である。斯様に繭の掛目は繭の仕入を終へて繰絲試験の上始めて適確なる掛目が判明することは本邦に於ける繭取引とその撰に異にする、今最近十數年間に於ける各地乾繭百斤に對する上海着値段と之れが絲量生絲百斤に要する乾繭量とを示すと、大要左表の見當である。

最近九箇年間乾繭百斤上海着値段

年	紹興		嘉興		無錫		宜金深	
	上海着値	絲量	上海着値	絲量	上海着値	絲量	上海着値	絲量
大正五年前の平均見當	一四九	四九〇	一四〇	五〇〇	一三〇	五三〇	一五〇	四九〇
大正五年	一五二	四九〇	一四〇	五〇〇	一三〇	五三〇	一五〇	四九〇
六年	一五八	五〇〇	一三五	五〇〇	一四〇	五三〇	一五〇	四九〇
七年	一五五	五〇〇	一四六	五〇〇	一四〇	五三〇	一五〇	四九〇
八年	一五〇	五〇〇	一三八	五〇〇	一三〇	五三〇	一五〇	四九〇
九年	一七〇	六七〇	一五九	五九〇	一五〇	六〇〇	一五五	五〇〇
十年	一五五	六〇〇	一四五	六〇〇	一六〇	六〇〇	一五〇	六〇〇
十一年	一八五	五四〇	一六五	六〇〇	一七〇	五九〇	一七〇	五八〇
十二年	二三五	五五〇	二三〇	五八〇	二四〇	六〇〇	二三五	六〇〇
十三年	一六三	六〇〇	一六四	五七〇	一五五	六〇〇	一六五	五八〇

即ち産地より繭を買出して來て其成績の如何は主として折頭(絲量)が良ければ慮外の利益を得るが、之に反し折頭が不良ならば意外の損失を蒙らねばならぬ。併しながら支那繭の産地買付は蠶況の甚しい異作にさへ遭遇しなければ、大體算盤が採れて行くのが過去に於ける事實である。昔から繭を産地から上海に持つて來て直ぐ賣れば、乾繭一擔に付いて十兩若くは二十兩は儲かるものとされて居る。蓋支那の購繭は巨額の現銀を携へて、尠からざる勞苦を拂つて買



入に従事する次第なれば理屈から言つても、多少は儲けなくては誰も遣り手が無いであらう。だから事實に於て繭商が盛に着手して居ることは、この仕事割合に味のあることを物語つて居るものである。

### 一一 上海及無錫の乾繭市場

繭行は生繭の買入が済むと、僅に會計係のみ居残り、購繭全部の乾燥を俟つて之を發送し、然る後繭行主と一切の清算を遂げ此處を引揚げる順序である。斯くして乾繭は地方所在の製絲工場に送るものを除いては悉く上海及無錫に送られる。しかも其の大部は製絲家の荷たると繭商のものたるを問はず資金關係から一先づ金融業者指定の繭倉庫に收容され、且つ後者の取扱に係はる繭が乾繭買賣に附せらる。この乾繭取引の旺盛なことは繭行制度と共に斯業の一特徴と言ふべく、假に春夏繭の出廻額乾繭三十萬擔と見て少くとも一半の十五萬擔(二百四十萬貫)は乾繭取引による數量である。それといふのは(一)上海製絲家が薄資者の多いこと、(二)繭の出廻が殆ど春繭一期なること、(三)本邦に比して貯繭の容易なること及(四)生繭を思惑買して乾繭市場で賣るのが比較的味のある商買であること等が、乾繭取引を盛ならしめた主因と言ふべきであらう。而して上海乾繭市場に入荷するものを分つに三つの徑路がある。その(一)は蘇浙各地より滬甯及滬杭鐵路により上海北站及南站に到着するもので、之が大部を占めて居る。次いで(二)江北地方、安徽及湖北諸省の産繭は汽船によつて埠頭に荷揚せられ、この兩者は海關を通じ正規

の輸出税子口半税若くは沿岸貿易税を納付せる所謂護照により移入せられたものである。更に(三)蘇浙産繭地より嚴重に板圍せる民船に積込んで直接水路をとつて上海に移入するものがあり、其の一部は關税を納めずに厘金局を経て所謂土照によるもので、これは全數の一二割と看做される。今之に就いて去る一九一三年以降の上海乾繭入荷高を擧げれば左表の如くである。(年度自五月至翌年四月にして土照により移入せるものを含まず)

#### 上海市場逐年乾繭入荷高

年度	江浙兩省産繭			安徽省産			漢口及上流産			其他			計
	担	担	担	担	担	担	担	担	担	担	担		
一九一三年度	90,101	110	1,124	96,033	8,238	96,848	107,440	110,340	126,493	112,277	112,277		
一九一四年度	96,251	210,177	944	8,238	107,440	110,340	126,493	112,277	112,277	112,277			
一九一五年度	108,019	1,976	3,773	7	110,340	110,340	126,493	112,277	112,277	112,277			
一九一六年度	131,531	3,975	2,773	7	110,340	110,340	126,493	112,277	112,277	112,277			
一九一七年度	133,762	4,766	2,773	33	110,340	110,340	126,493	112,277	112,277	112,277			
一九一八年度	133,993	6,334	2,773	131	110,340	110,340	126,493	112,277	112,277	112,277			
一九一九年度	133,256	4,492	2,773	385	110,340	110,340	126,493	112,277	112,277	112,277			
一九二〇年度	155,533	9,200	5,348	594	110,340	110,340	126,493	112,277	112,277	112,277			
一九二一年度	74,667	4,771	2,008	565	110,340	110,340	126,493	112,277	112,277	112,277			
一九二二年度	111,707	3,900	3,311	1,377	110,340	110,340	126,493	112,277	112,277	112,277			
※一九二三年度	114,437	6,381	3,700	1,954	110,340	110,340	126,493	112,277	112,277	112,277			



※一九二四年度	九三、六〇	七、五二	二二三八	一、二五〇	一〇四、六七九
※一九二五年度	二五、九三四	一三、〇三	三、八五三	八九八	一四三、一八八
一九二六年度	一五、七六二	八、五三	一四、〇六〇	一、七〇六	一八〇、〇八〇
一九二七年度	二五、〇三	八、四九	七、五三	八七四	二五二、七三九
※一九二八年度	一六、七六	四、〇四二	四、四三	一	一七二、五一一

註 「其他」は青島福州其他より移入せるものなり。 ※は五六七月の三ヶ月移入高なり。

即ち入荷の旺盛なるは仕入の終りたる六七の兩月にして、大部分は此時期に移入し、上海の南北驛站や繭倉庫の並ぶ蘇州河畔の一帯は白木綿の細長い繭袋の輻輳する光景を見る。そして八月以降は僅に無錫乾繭市場より移入するに過ぎない。

而して産地より直接上海の工場に搬入せられるものは僅に二三割見當で、大部は市中の繭絲倉庫に收容されて居る。繭絲倉庫は之を絲繭推棧若しくは繭棧と稱して居る。現在其の主なるものは十二棧を算し、多くは蘇州河畔に沿ふて建てられた堂々たる三、四階の煉瓦建である。去る大正十年三月隣接せる六箇の倉庫が災厄に罹り乾繭五萬擔と生絲二千俵を燒失せるは今尙當業者の記憶に新なる所である。而して倉庫の收容力に就き貯繭には乾繭三四十斤入の木綿袋を以てするから假りに乾繭百斤に付き繭袋三本の割合とすれば、全體では約五十萬俵を容るゝに足る設備を要するが、支那繭は繭袋の儘で普通二十俵積位に堆積して殆ど繭質に損傷を來す虞なき利便は其の收容力の如き上海では無限と言ふ可く、一面上海製絲業に於ける旺盛なる

乾繭取引及繭絲倉庫の利用は貯繭の容易なる點に存する。而して此の倉庫業は多くは銀行及錢莊の所屬若しくは關係する所に係はる、今其の倉庫名を擧げると

中國銀行棧	信記棧	大陸銀行棧	鴻記棧
豐記棧	承記棧	滋餘棧	集益棧
江蘇銀行棧	鼎記棧	信通棧	上海銀行棧

倉敷料(棧租)は乾繭三十乃至四十斤入一包に付き一箇月、最初の月は洋七分(〇、〇七元)にして、次の月から六分を徴する規定である、倉出に就きては従前月の十日前は日割を以て計算したるも最近は一箇月分を徴収する。上下力即ち荷役は積込、倉出共一包に就き各洋二分にして其他買賣取引のありたる場合買主は多少の看貫料を支拂ふ慣習である。

一方中支最大の繭市場たる無錫は最近乾繭としても亦收容力を加へ前者に對抗して特色ある市場となるに至つた。それは上海市場に入荷する繭は江蘇浙江各地の産繭は固より安徽山東の白繭から湖北の黃繭を含み、近時僅少乍ら福建江西からも出廻る有様で、殆ど中部支那全部の産繭を網羅して居る。反之無錫乾繭市場に集中する繭は此地を中心とする所謂江南地方一帯の産繭に係り、品質から言へば唯一無錫繭を以て代表するもののみである。而かも此の同一系統に屬する繭の無錫市場に抱擁さるゝ數量は大略十萬擔の巨額に達し、且又夏蠶の本場として夏繭も一二萬擔内外はある。通例繭商は無錫方面に買入れた繭は採算上一先づ無錫の繭棧に入庫し、上海無錫兩市場に於ける乾繭の相場を比較し、孰れかその有利なる方に賣却する方法



を採つて居る。就中無錫縣管内に買入れた繭は繭棧より上海へ輸送する際に始めて繭稅乾繭百斤に付き十二三元を納付すれば良いから其間の金利に益する所がある。随つて無錫北門外の大運河に沿ふて貯繭設備の完全な倉庫が並立して居る。その主なるものは瑞昶潤協成福裕乾益大有源慎宏泰の七棧を算へる。

## 一二 乾繭取引の状況

繭の出廻が殆ど春蠶一期なるに製絲家の産地買付は平均原料の三四箇月分に過ぎずして、繭餘の原料は上海無錫の乾繭市場に買入ねばならぬ。之に對し乾繭を供給するものは普通餘繭家と呼ぶ繭商である。然し繭商といふもそれは玉繭其他屑物を取扱ふ商人や産地の繭行所有者とか、其他多少蠶絲に理解があつて金を持つた者は好んで之に思惑を試みんとする。殊に絲價好況の場合の如き彼等の活動は一層目覺しい、此の賣買兩者の間に立つて仲介を營むブローカーを指客と稱して居る。この繭仲介人は本繭を始め玉繭其他の屑物をも取扱ひ、其數は頗る多い。彼等は製絲工場を廻つて商談を求め、口錢として買方から乾繭一擔に付き一兩を徴る慣習である。それから繭取引機關とも言ふべきものに絲繭公會なるものがある。これは會員組織による同業者専用の茶館で、謂はゞ同業者の集會所とか俱樂部の性質を有するものである。一體支那人は茶をよく嗜好し、到る處に茶館といふ喫茶店がある。製絲家を始め指客及繭商、それから春先には繭行契約に繭行主なども顔を出す、彼等は毎日午後五時頃からこの公會にや

つて來て茶を飲み乍ら商賣話から雜談に耽り、その間市況を探訪し或は相手を見付ける譯で頗る盛況を極めて居る。

次いで乾繭取引の方法に就いては之に使ふ折頭及繭本なる用語から説明を加へねばならぬ。先づ繭本とは本邦でも使ふ通り繭相場を示し、例へば「繭本九百五十兩」といへば生絲百斤に要する原料繭の代價が九百五十兩といふ意味である。また折頭とは繭の品質を示す絲量で折頭五百斤物といへば、生絲百斤を製造するに要すべき乾繭量五百斤の義である。従つて繭本は之を十六で割れば本邦でいふ掛目となり。折頭は絲歩を逆に表したもので、折頭五百斤は乾繭の絲歩二十匁といふに異ならないが、然し支那繭は屑繭込みで、その收入が相當に多いから、直接之を本邦の繭價に換算する譯には行かない、そこで製絲家が乾繭を買入れるには普通打様子といつて見本を採り、その試験挽の結果によつて値段を切り出す譯である。それには先づ荷主から様單といつて「見本として繭二十磅を交付すべし」との旨を認めたる小票を受取つて、之を倉番に呈示して全荷から随意に見本を採り、試験挽によつて絲量及解舒等が解ると、例へば折頭が六百斤あつたと假定し、其の時の繭相場が繭本九百三十兩見當なれば、その繭は乾繭百斤百五十五兩を基準として商談が行はれる状況である。

元來乾繭取引には繭質を鑑定するに困難なる事情を伴ふものであるが、上海の乾繭取引を考ふるに、製絲家は各地産繭の合併挽は殆どやらないし、また乾繭市場に於ける荷口も使用せる繭行所在地の地名を附して銘柄の様にして居る。従つてその年の蠶況に依つて各荷口の繭質に對



し大凡の見當だけは付けられる利便がある。而して乾繭取引なるものの存在は製絲經營の上から見て、至極進歩的に考へられるが、然し養蠶家自身之を乾繭に附して隨時之を賣放つならば兎も角上海乾繭取引の如く、其間に繭商なる仲間業者が活躍することは一利一害の伴ふを免れない。即ち乾繭取引の利用によつて製絲資金の運用を圓滑ならしめ絲價暴落の場合の如きその蒙るべき損失の一半は之を繭商に轉嫁し得られる。だがまた絲價好轉の場合には其の利益は兎角繭商に占められ易い。それといふのは通例製絲家は商館と取引するに買手に五日間位絲の値段を電貸し、その間に安い原料繭を漁り、返電を俟つて之が買付を爲すのである。然し斯様の返電は獨り一家の製絲家のみでなく、同時に澤山の製絲家に這入る場合が多く、斯くて皆が一時に買付け様とするから繭の値段は一足先に昂騰を來し易い。爲めに乾繭の買入も亦た容易な業ではない。

## 第六章 器械製絲業

### 一 器械製絲發達の徑路

十九世紀西歐文明の東漸と共に伊佛に於ける蒸汽利用の製絲法は東洋蠶絲國たる日本と支那に殆ど期を同うして傳へられた。所謂 Steam Silk Filature として一つは上海開市場に、他は都市を離れて上州富岡に設立を見たのが即ちそれである。而して上海に移植されたものは主として歐州機業を對照に成長して年々歳々經營者は變つても、製絲法は當初の體型を改むることなく、依然ブルウナ繰絲法を踏襲し、また將來とも之で進むであらうが、所謂上海絲 Chainas は最高級品として兎も角も歐米市場に異彩を放つて居る。然るに一方本邦に生れた洋式器械繰絲法は其儘成長を見ずに、我が在來法と巧に配合せられ、此處に一新機軸を出し、爾來米國機業を背景に異數の發達を遂げた、この兩者の徑路は興味ある對照と謂ふべきである。抑々上海器械製絲業の起源を按ずるに、之れが資料として先づ一八八〇年發表せるシルクなる海關特別報告がある、これは當時の總稅務司ロバート、ハート氏が里昂商業會議所の委囑を受けて各地海關から管内蠶業狀況を徵せる詳細な調査書である。之に載する所に據れば今日の上海式製絲工場が成立するまでには三回の順序を経て居るものの如く、即ち「一八六二年我が文久二年に百釜の器械製絲工場の設立を見たのを嚆矢とするが、其の成績思はしからずして遂に一八六六年閉鎖して



終つた。また同年拾釜の工場を設立するものがあつたが、運轉僅に數箇月にして閉業し、其繰絲器械は日本に送られた。次いで一八七八年(明治十一年)に二百釜工場を設立して漸く事業は其の効を奏したと言ふ。そして此三回目の工場が我が上州富岡製絲工場創立當時の技師長たる佛人ブルウナ氏の經營せる寶昌絲廠であつた。斯くて偶然にも日支兩國器械製絲業の教祖とも言ふべきはブルウナその人である。

更に斯業の沿革に就いて絲繭總公所の發表する所に依れば「上海器械製絲工場の起源は一八六八年である。當時設立せる工場は伊太利の法に倣ひ、伊國の技師が招聘せられて指導の任に當つた。下つて一八九五年(明治二十八年)政府は輸出貿易の振興策として上海其他開市場を離れて江浙兩省の内地に器械工場の設立を許可する旨を布告した。その翌二十九年上海の近郊に最初の工場が設立された。けれどもこの年養蠶は稀有の凶歳で、製絲家は残らず大損失を蒙つた。之が爲めに上海製絲業の地方進出も約十年遅れて漸く一九〇六年(明治三十九年)無錫に工場の設立を見たのが地方製絲業の嚆矢である」といふ。即ち上海製絲業の初期は直接外人の生絲商館の手に經營せられて歐洲からは幾人かの技師が渡來して現業の指導監督に當つた。然し歐人の經營法は彼等か支事業につきものなる所謂「買辦制度」を採り、工場の實務はこの買辦に委任せるところから彼等が漸次製絲經營を體得するに至つた。斯くして斯業は支那人の手に移つて其の數を加へたものの如く、之を古株の當業者に聞くと斯業は明治二十七八年頃までに至る十年間は年々相當の利益を擧げ得たといふ。然るに偶々明治二十九年斯界の恐慌に

遭遇して當業者は大打撃を蒙り、之が爲めに資力ある工場主にして直接經營の衝に當るを避けるものがあつて、今日旺盛なる工場貸借の慣習の如きは、實に此の期に端を發したと言はれて居る。爾來斯業は本邦同様に浮沈を繰返し乍らも儲かつた年には新設工場を加へて發達した。その徑路に強いて期を劃せば大約次の四期に分つを得るであらう。

- 第一期 明治二十九年迄。外人經營の製絲工場は漸次支那人の手に移る。
- 第二期 日露戰役迄。滬杭及滬甯鐵路の開通により繭市場は發達し、また蘇州杭州等にも工場の設立を見たるも、斯業は浮沈を繰返す。
- 第三期 歐洲戰爭迄。無錫製絲業勃興の氣運に向ふ。
- 第四期 歐洲戰爭以後。無錫製絲業の發展を始め斯業は産繭地に進展せんとす。

上海圈内器械製絲工場増加の趨勢

年次	上海		無錫		其他		合計		同期器械絲 輸出量 俵
	工場	釜	工場	釜	工場	釜	工場	釜	
大正三年	六〇	一六、〇〇〇	五	一、三七一	八	一、八三六	七三	一九、一〇八	三三、三三二
四年	五七	一四、九六四	六	二、一九六	八	一、八三六	七二	一八、九九六	三三、三三三
五年	五九	一六、一九二	八	二、四五三	八	一、八三六	七五	二〇、四八〇	三二、七九二
六年	七〇	一八、三六六	八	二、五三三	八	一、八三六	七七	二二、七九四	二六、六六七
七年	六六	一八、八〇〇	九	二、六六〇	八	一、八三六	七九	二三、七〇四	三四、一六一



年	蠶絲產額	蠶繭產額	蠶繭總產額	蠶繭總產額	蠶繭總產額	蠶繭總產額	蠶繭總產額	蠶繭總產額
大正八年	壹	一八、三〇六	一四	三、八五六	〇	二、二四四	八九	二四、四〇六
九年	壹	一八、四四六	一四	三、八五六	〇	二、二四四	八九	二四、四〇六
十年	五	一五、七七〇	一五	四、一八八	一〇	二、二四四	八九	二五、七〇〇
十一年	壹	一七、二六〇	一四	四、一八八	二	二、二四四	八九	二四、四〇六
十二年	七	一八、五四六	一八	五、八三八	三	二、四〇八	一〇四	二七、九一六
十三年	七	一七、五四四	一八	五、八三八	二	二、四〇八	一〇四	二七、九一六
十四年	七	一八、二九八	一七	五、二〇八	三	二、二七六	一〇一	二五、六六八
十五年	八	一八、六六四	二〇	六、六三一	六	三、四三二	二七	二六、一八二
昭和二年	八	二〇、六二〇	三三	六、九三二	一八	六、〇五八	二八	二八、六九七
三年	九	二二、五三四	三六	一〇、四三〇	二元	六、三九〇	一六〇	三三、六六〇

※休業工場六ヶ一七一六釜。季節年度

即ち之を上表に據るも是まで集團的な發達を遂げた上海製絲業が近時原料繭地價及勞力の關係から漸く飽和状態に達せるに反し、産繭地を控ふる地方製絲業が擡頭せんとする形勢を看取するであらう。現に最近目覺しい發展振を示しつつ無錫製絲業は之を擧げるまでもなく、杭州其他地方が漸く製絲業地帯としての形態を整へて來た、加へて近來輸出向七里絲の不振は座繰絲の牙城とも見るべき地方に器械製絲工場の勃興を見んとする氣運を醞釀するなど、今や斯業は本來の性質とも言ふべき田園工業として發達すべき道程に就けるものの如くである。斯くして將來蘇浙の産繭地に分散して工場の設立を見たらば、一には所在地方に於ける蠶業の發

達を促進すると同時に他面豊富なる座繰絲が器械絲に轉換すべき結果を齎らすべきものであるが故に此の傾向は支那斯業の將來を卜するに當つて注目すべきものの一つである。

## 二 上海式製絲業の特色

所謂ブルウナ繰絲法は最近の本邦繰絲法から見れば、畢竟「斯業の濫觴を爲せる紀念物に過ぎぬ」と評すべきものなるにも拘らず、上海地方に之が發達を見たるは偶々支那人の固性や豊富な生産要件其他環境が之に合致し、自然發達の餘地あらしめたと同時にその業態は本邦と趣を異にして發達を遂げたのである。之を均しく製絲家と言ふも、上海式經營にあつては工場所有者、製絲家及繭商の三者の關係からなつて居る。即ち明治二十九年の不況以來工場主にして直接事業から手を引き或は打續く經營難に工場が持ち切れずして遂に工場賃貸借が行はれてから、茲に斯業は工場所有者たる家主と製絲經營者の二つに分離するに至つた。現に上海七十餘廠の内自ら工場を持つて經營するものは僅に拾指を屈するに過ぎぬ。而かも絲廠の「房東生意」貸家業はその賃借料たる家賃が比較的利廻の良い關係からして有利な投資物として設立するものを見るに至つた。詰り工場が孰れも堅牢なる二階建煉瓦造に鐵製繰絲器械を据付け、その構造といひ設備といひ殆ど同一型を出でないのは一面工場が貸家向なからである。換言すれば過去に於ける斯業の發達は家賃を目的とする資本家の投資に俟つことがその一因なるべく、之に伴ひ器械を改良するに困難な事由を看過することが出來ない。斯くて製絲經營に固定



資本を要せざる便益は薄資者の經營を可能ならしめるばかりでなく、此の間前章の如く繭商並に乾繭取引の發達を促し、遂に繭商は製絲家に對抗する地歩を占むるに至り、斯業は家主製絲家及繭商と三者鼎立の姿にありと言ふべきである。斯様な組織に立つ斯業は工場管理に於て將又繰絲法に於て、之を本邦のそれに比し随分變つた特色を持つて居るが、その主要點を挙げれば次の如くである。

イ 原料繭は屑繭込みにして繭質不揃なるを以て工場に於ては毛羽剥きの工程を要し、且つ選別が甚しく丁寧に行はれて居る。従つて生絲は少くとも三四等級の絲に分たれ、一方副產品の收入は製絲經濟上重要な地位を占め、生絲の採算原價は屑絲市況によつて尠からず影響せられて居る。

ロ 製絲女工は總べて通勤にして日給制を採るが故に技術に對する賞罰は寛大であり、工場の管理を簡易ならしめて居る。

ハ 選繭の嚴なることと女工の日給制とは相俟つて繰絲に屑絲を多く出すことは上海絲の絲質を優良ならしむる主要原因である。反面その直繰式索繰分業に於て亂暴なる索緒作業は生絲重を減じて採算原價を高める一方直繰式は日本の再繰法に比し轉繰に多少の困難を伴ふて居る。

ニ 上海式繰絲法は優良繭を以て優良生絲を製造するには相當の根據を持つて居る。然し蠶作不安定にして一朝不作に遇ひ解舒不良に陥つた場合には繰絲は甚しく困難を極めて生産費は著しく増加する。

ホ 生産費は年若くは場所による繭の解舒良否によつて相違を生じ、其の生産費は一釜一日當りの經費が判明し易いから大體の見當は簡單に付く。

ヘ 生絲の販賣は大抵極約定によつて先物を契約し、繰絲織度は買人の指定を俟つて繰絲する其他荷造費、輸出税は製絲家の負擔とするところの生絲買賣慣習は生絲採算原價を高める。

### 三 工場及繰絲器械の設備

上海式工場は何處を訪ねても一律一體にして工場主の個性を取入れたやうな設計は毫も認められないのは前述のやうに貸家向なからで、其の規模も大小揃ひ、通例二三百釜のものが最も多數を占めて居る、試に一九二八年度上海圈内一六〇箇工場を釜數別にすれば次のやうである。

百人繰以下	二	箇工場
百人繰以上	九	箇工場
二百人繰以上	六	
三百人繰以上	二	

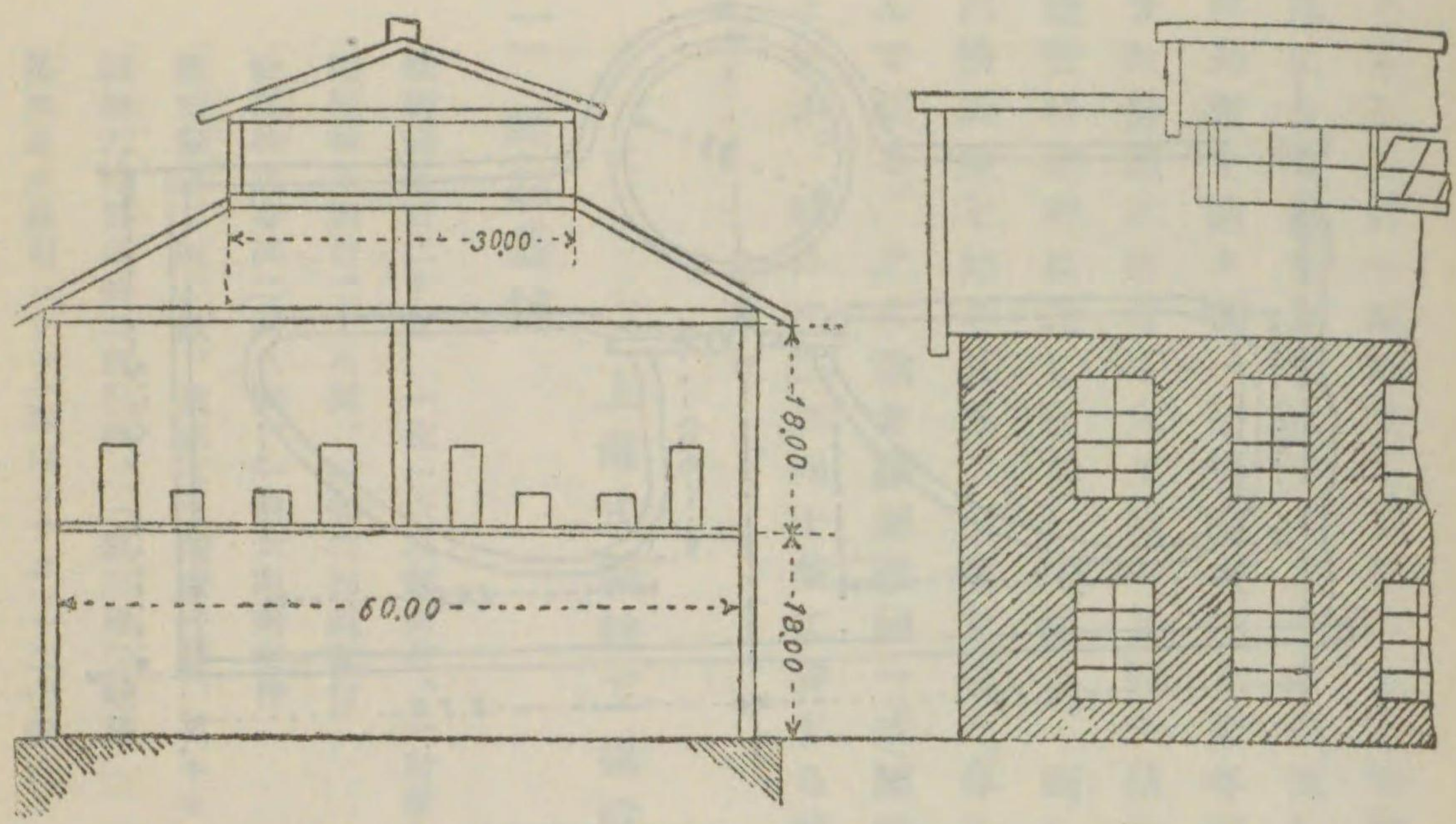
斯様に二百四五十釜のものは過半を占め、生絲の製造量を一日百二三十斤の目標に置き、これが上海式製絲工場の經營單位と言ふべきものであるから、以下之が説明も亦二百四十釜を標準として述ぶるであらう。然し二百四十釜と言ふも之を本邦工場に比較すれば尠だ簡單である。先づ第一原料繭に關しては繭行に於て購繭を本乾に附し、其他貯繭に容易なことや乾繭取引の



利用を見ること等によつて、彼の宏大なる繭倉庫を始め生繭取扱所及乾燥機等の設備を要せぬ更にまた女工は殆ど全部通勤制度なるが故に寄宿舎の設備と之が取扱の煩累を免れて居る。若しも製絲業地帯を離れた土地であつたならば、工場附近に貸長屋を建てさへすれば女工は直に集つて来る。加へて大枠直線式は揚返場を要せぬこと勿論である。従つて工場敷地は二百四十釜に對し僅に一千坪の地面があれば充分である。

之に要する建物としては宏壯なる二階建煉瓦造の繰絲場一棟と平屋建の汽罐室一棟のみで間に合はせて居るものもある。此場合繰絲場の配置は階上を配繭室、繰絲室及整理室に充て、階下は事務室、選繭室、除綿及貯繭室等である。そして少しくゆとりを取れる工場に於て事務室、客室及職員居室等を纏めて別棟に設けて居る。何しろ支那人の生活様式によつて職員の寢所は客室又は事務室の一隅に、男工は倉庫の一隅を劃して、之に寢床を横へれば差支ないし、また食事は事務室の入口に面せる廣場に疊込みの圓桌子三四脚あれば足りといふ簡易振である。

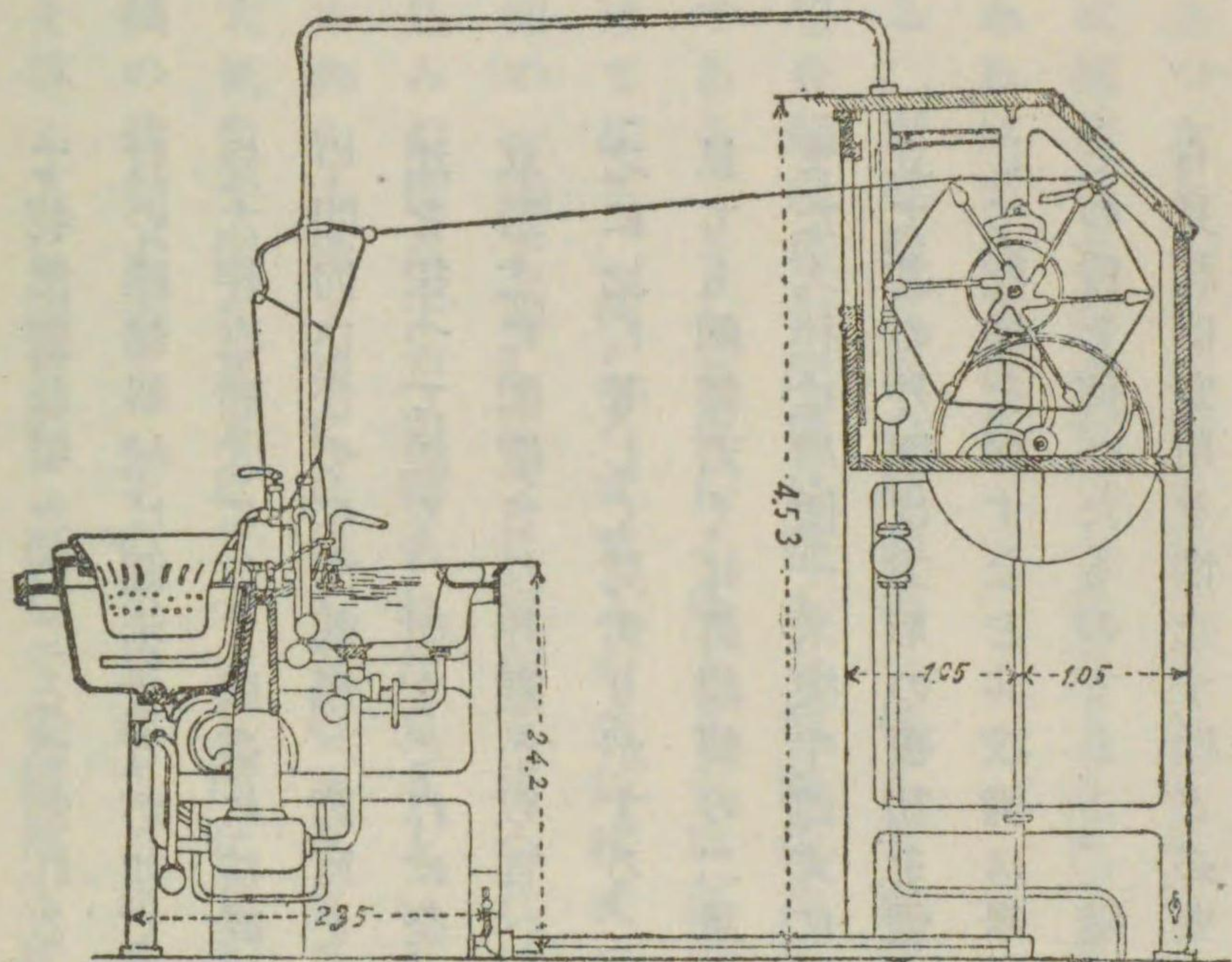
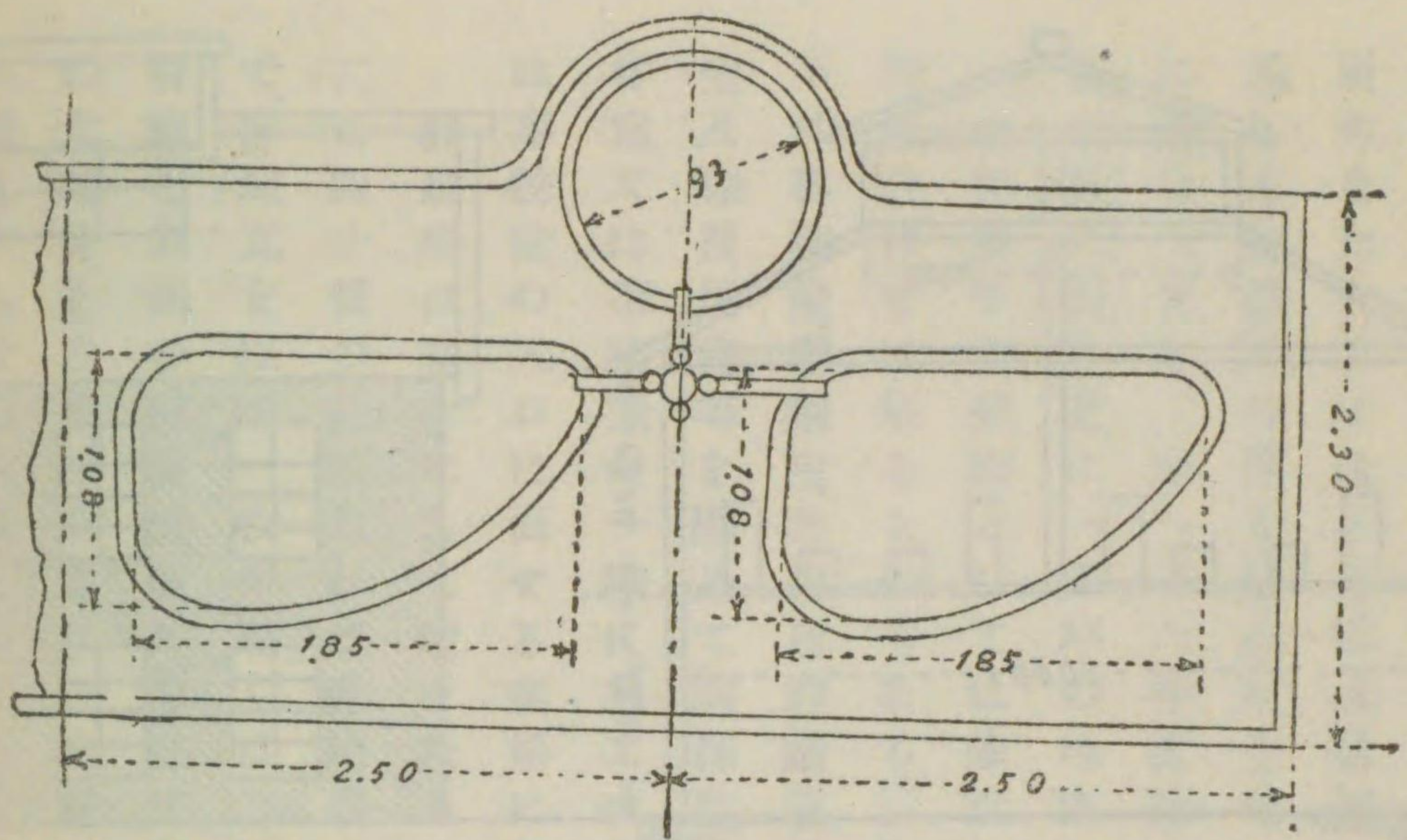
繰絲場は堅牢にして堂々たるは本邦の木造工場には迎もその比を見ない構へである。先づ二百四十釜の規模なれば繰絲場は大抵十間に、長さは二十七八間に互り、高さ四五間の長方形で、赤煉瓦を以て一枚半若くは二板積の建物である。その平屋建なるは僅に上海に於て雲成西絲廠と無錫の乾牲絲廠其他二三廠を算ふるに過ぎぬ。而して主腦部と言ふべき繰絲室は階上の大部分を占め、採光換氣の状態は佳良である。殊に排濕には煮繭釜の上方に排氣筒を吊し、その發生する水蒸気は之に導いて屋外に排出する装置を爲すなど、直線式に生じ易い枠角の膠着



第六章 器械製絲業

を防ぐに意を拂つて居る。工場は櫛比の市中にあつても屋根に一段高くなれる排氣窓を見ることによつて判然製絲場たることが知れる。繰絲場並に之に据付の繰絲器械は圖示せるか如く、總て歐式ケンネル六條、大枠直線式にして膳臺には繰絲鍋二箇に對し、其の中間向ひ合せて煮繭鍋一箇宛を配せる煮繭索緒分業法を採つて居る。而もこれは全部鐵製からなり複列雙對式に配置され、外觀から言へば本邦繰絲場の如き、之に比し著しく見劣りがする。其の煮繭及繰絲鍋を見ても銅製若くは眞鑄製の二重底なら成つて居るし、また大枠は周圍一米突半、頑丈に鐵骨と横木を以て組立て、其の外圍は方形の覆箱を備へ、内部に蒸氣管を通して乾燥を促すなど其設備は畢竟舊式の歐式繰絲法その儘を傳へたものである。隨つて本邦の經營法から見れば、費用を惜まず殆ど必要以上に耐久的であるが故に、設備は簡單なるにも拘らず建築費は巨額に上らざるを得ない。





然らば建築費は幾何を要するかと言ふに、固より建物の優劣により異なるも最近二百四十釜にして十萬兩内外を要する見込である。之を土地建物其他一切を含みたる一釜當りの建設費を見るに、歐洲戦争前は凡そ二百五十兩にて足りたるも戦争勃發以來鐵材の暴騰に三百

乃至三百五十兩に嵩み、大正六七年頃設立せる工場は概ね八萬兩前後を要した。其後鐵材の低落により繰絲器械は安くなつたが、然し地代を始め建築材料に至つては上海市の膨脹に伴ひ逐年昂騰を辿り、例へば煉瓦の如き數年前一萬枚に付き五十五六元の相場は最近百二十元を示し、また勞銀に於ても大工は一工四十仙から七十仙、煉瓦積工は五十仙より一元と値上して一般建築費は戦前に比し倍加して居る。而して上海には繰絲器械を製造するものに上海甯波路の釣昌機器廠を始め其他二三廠を算へ、専ら繰絲器械汽罐及水漉タンク其他一式の製造及請負を營んで居る。之に就き繰絲器械一式(煙突を除く)の請負相場を聞くに一釜に付き六七十兩であるといふ。試みに二百四十釜に要する建物器械及器具等の設計見積書を示せば左表の如くである。

上海式製絲工場設計見積 (二百四十釜)

(一) 繰絲器械

鐵製鍋臺百二十枚 一枚一六三封度付、一封度九分五厘替	一、八五八・二〇
鐵製鍋臺脚百二十八脚、一個二四封度付	四一三・四四
繰絲梓箱臺脚二四八脚、一個六四封度付	一、五〇七・八四
絡交裝置二四〇組、齒車三ツ綾振一個、エキセントリック一個	二八八・〇〇
繰絲大枠用金物二四〇組、一組二兩二錢替	五二八・〇〇
蒸汽及水兼用コック(四口コック)一二〇個	一、〇八〇・〇〇
第六章 器械製絲業	二四三



第二編 中部支那の蠶絲業

排水コック 三六〇個  
 煮繭鍋及繰絲鍋(銅製亞鉛渡金、中皿あり) 三六〇個  
 繰絲大枠箱 二四〇個、一個三兩三錢替  
 銅製蒸汽パイプ 大小一釜に付き一二封度  
 排水鐵管一釜に付き二兩五錢  
 トタン板製繭杓子 二四〇個、一錢五分替  
 同上蛹盒 一二〇個、三錢五分替  
 節コキ振カギ一釜に付き一錢五分替  
 鼓 二八八〇個、三分替  
 燃掛装置(鐵製ケンネル式)一釜、七錢替  
 口立箒、竹ヘラ、一錢替  
 トタン板製蛹盒 二四〇個、七分五厘替  
 メーンパイプバルフ 八個、五兩替  
 四分三バルフ 八個、一兩替  
 緩急車 十六個、六兩替  
 仕上塗料 二四〇釜分、一兩替  
 取付工賃 二四〇釜分、一釜に付き二兩替  
 シャフト 四本 四十五尺、二兩替  
 一寸八分 フレー 六個、六兩替

二四四  
 四三二・〇〇  
 一、五八四・〇〇  
 七九二・〇〇  
 二、八八〇・〇〇  
 六〇〇・〇〇  
 三六〇・〇〇  
 四二・〇〇  
 三六・〇〇  
 八六・四〇  
 一六八・〇〇  
 二四・〇〇  
 三六・〇〇  
 四〇・〇〇  
 八・〇〇  
 九六・〇〇  
 二四〇・〇〇  
 四八〇・〇〇  
 九〇・〇〇  
 三六・〇〇

三寸同一個  
 調帶大小 三〇〇尺  
 緩急車用木銚  
 鐵製シャフト鈎  
 同上用木銚  
 同上用厚板  
 暖房蒸汽パイプ 三二個  
 以上繰絲用  
 檢尺器 五個、十三兩替  
 絲捻器銅管 共六組  
 束裝箱附屬品 付き二個  
 乾絲傘總掛臺 二個  
 同上乾燥用蒸汽管  
 檢位衡 一個  
 再繰器 一個  
 デニール絲乾燥箱 一個  
 以上生絲整理用  
 汽罐室用汽罐 長二八尺、徑六尺半、鋼鐵二八五擔、三六兩替、工費八〇〇兩  
 同上附屬一式

一二・〇〇  
 一九〇・〇〇  
 八・〇〇  
 五四・〇〇  
 二八・〇〇  
 九・〇〇  
 九六〇・〇〇  
 (一四、六四二・八八)  
 六五・〇〇  
 三八・〇〇  
 六二・〇〇  
 三六〇・〇〇  
 六〇・〇〇  
 一〇・〇〇  
 四〇・〇〇  
 一〇・〇〇  
 (六四五・〇〇)  
 一一、〇六〇・〇〇  
 五四八・六五  
 二四五



十六馬力エンジン一臺  
 オーションポンプ三臺  
 水澆タンク、鐵製六個  
 以上及原動用裝置

四〇〇・〇〇  
 八八〇・〇〇  
 一、五六〇・〇〇  
 (一四、四四八・六五)

(二) 土地

三口合計二九、七三六・五三兩にして一釜に付き一二三・九〇兩を示し、普通之を請負とす、

(二五、〇〇〇・〇〇)

(三) 建物及什器其他

工場敷地五畝(凡そ千坪)一畝に付き五千兩替  
 繰絲場一棟、長一七〇尺、巾一〇尺及高二八尺及附設生絲整理室、貯繭室其他長三六尺、巾三〇尺  
 汽罐室平屋建一棟、長四六尺巾二四尺  
 事務所一棟 間口五〇尺、奥行二五尺、二階建  
 煙突、煉瓦造高九〇尺、土臺徑一三三尺、下部徑一〇尺、上部徑七尺  
 貯水裝置、貯水池セメント造深一二尺、長四二尺巾二八尺  
 同水澆タンク据付用土臺  
 什器一式  
 以上計

二二、〇〇〇・〇〇  
 二、八〇〇・〇〇  
 三、〇〇〇・〇〇  
 三、二〇〇・〇〇  
 一、六〇〇・〇〇  
 四〇〇・〇〇  
 一、一一〇・〇〇  
 (三四、一一〇・〇〇)

即ち總計は八萬八千八百餘兩にして其の金額に就いては今日異動あるを免れぬが、前表に掲げたる設備の費目には變りはない。

四 製絲用水及燃料

支那に於ける江河の多くは永へに黃濁の色を湛え、江南地方の如きも到る處黄いろく濁り、小學生の圖畫に河水を描かしめれば黄色鉛筆を以て塗るといふが如くである。上海市の水道會社の如き宏大な濾過裝置に多量の明礬を加へて其の清澄に努めて居るが、租界内の製絲工場にして用水を水道に仰ぐものは一ヶ月一釜に付き一元二三十仙の料金を拂はねばならぬ。随つて製絲工場は孰れも自ら濾過清澄法を講じて居るが、其の設備も矢張り定まつた型に則つて居る。之れが裝置は先づ徑七八尺深數尺の鐵製圓筒形のタンクを用ひ、其の内部に赤い細砂と棕梠皮とを交互に詰めたもの數箇を備へる。之を配置するに二三段の階段を爲す臺架を据へて各段にタンク二三個を排列する、最上段の高さは繰絲場の二階位はある。ポンプにより河から導いた水は先づ最上段のタンクに入つて順次各段のタンク内を通過し、最後に貯水池に落ちる頃には流石の濁水も本來の水色に戻つて居る。斯くて用水を階上の繰絲場に送るには再びポンプを以つて之を屋根の高さに据へられた一個の貯水タンクに導いて居る、随つて其の設備費は巨額を要するばかりでなく、之が淨水費も尠くはない、タンク内の細砂は杭州の山から上海に輸送され、一噸凡そ三元五十仙を唱へ、時が経ては漸次透水力を失ふから一週間隔き位には一部宛細砂を取出して之に附着せる泥土を洗出し或は之が取替をせねばならぬ。不用の細砂は舗道用若くはコンクリーの材料に賣却される、然し用水費の大部分を占めるものはポンプ運轉に



要する燃料で、特に之に消費さるゝ石炭は二四〇釜の工場に於て一日半噸の割合である、されば炭價騰貴して噸當り十八元を唱ふる場合には一ヶ月の用水費は實に百七十元を要する。而して水の消費量は甚だ多く、某計算によれば一時間一釜に付き三・二乃至四「ガロン」と言はれ、之を本邦製絲場の一釜當り約一石に對し、その倍額は使つて居る。

而して河水黄濁の程度は固より場所によつてその程度を異にして居る、上海の黄浦江の如きはその汚濁も管ならざるに加へて水標は滿潮凡そ九呎、干潮六呎半の差に製絲業地帯たる蘇州河及虹口河の支流は之れが爲めに汚穢甚しく、殊に後者の河水は見るに堪えざるものがある。随つて最近虹口河に沿ふ虹口及天道庵方面の製絲工場は孰れも井水の利用を見るに至つた。穿井費は深度により異なるが、二百五六十尺のものが最も多く、約二千元を要する。この井水は矢張之を前述濾過装置に送るも、之に要する燃料は僅少にて足り、最も經濟的である。更に上海を離れて杭州、蘇州及無錫其他地方にあつては運河の水系は大湖に通じ、所謂内河は殆ど水の流を見ぬから稍々澄みて之を上海地方に較ぶれば尠からず黄濁の度を減じて居る。此等用水を繰絲に對する水質の上から見れば、有機物は多いが、硬度は軟質にして寧ろ佳良と稱すべきである。而して之が水質の分析に就き精確な材料を缺くも左に上海工部局の衛生部が衛生の見地から毎月之を分析發表するものを掲げて参考に資するであらう。

上海水道の水質分析表 (十萬分に付)

月次	濃度計	硬度	鹽素	硝酸鹽	鹽化アンモニヤ	蛋白性アンモニヤ	C三七度 一時間吸 收酸素	C二七度 C三七度	コロリグ 機體有	全固 形物	
一月	三四・〇	二・三	二・四	〇・〇四三	〇・〇〇七八	〇・〇〇八〇	〇・〇五〇	六三	三七	〇・五	一三・〇
二月	一三・九	九・六	二・三	〇・〇〇四八	〇・〇〇一一	〇・〇〇〇八	〇・〇五〇〇	一四	一四	一・五	一三・〇
三月	一五・〇	九・四	二・一	〇・〇〇九〇	〇・〇〇一〇	〇・〇〇二〇	〇・〇四六〇	二九	一六	四・〇	一四・四
四月	一五・八	九・六	二・四	〇・〇〇四六	〇・〇〇一〇	〇・〇〇四〇	〇・〇四一〇	二五	八	二・〇	一六・六
五月	一四・一	九・〇	二・二	〇・〇〇四一〇	〇・〇〇一〇	〇・〇〇三〇	〇・〇四〇〇	二六	八	五・〇	一四・六
六月	一九・四	一〇・〇	三・三	〇・〇〇五〇〇	〇・〇〇一五	〇・〇〇二〇	〇・〇五六〇	一	五三	一・〇	一六・六
七月	一六・四	九・七	三・〇	〇・〇〇四九〇	〇・〇〇一一	〇・〇〇二八	〇・〇五三	九六	七三	三・〇	一三・六
八月	一五・〇	九・〇	三・一	〇・〇〇四九〇	〇・〇〇一八	〇・〇〇二六	〇・〇五三	五三	二五	三・〇	一四・一
九月	一五・五	九・一	二・二	〇・〇〇四三〇	〇・〇〇一九	〇・〇〇八一	〇・〇四六	七三	二五	五・〇	一三・一
十月	一二・二	八・〇	一・八	〇・〇〇四八〇	〇・〇〇一五	〇・〇〇二一	〇・〇四二〇	三〇	一〇	三・〇	一一・〇
十一月	一二・五	八・三	一・九	〇・〇〇四九〇	〇・〇〇一六	〇・〇〇九三	〇・〇四三	五五	一五	五・〇	一二・四
十二月	一一・八	八・〇	一・九	〇・〇〇六六〇	〇・〇〇一八	〇・〇一〇四	〇・〇五五〇	八〇	二二	三・〇	一一・〇

次に工場の動力に關する設備は汽鑪(爐子)にランカシャー式を用ひ、之に引擎(エンジン)を据へて用水ポンプ及器械の運轉に充てるが、前述の如くポンプは吸水に一臺及給水に二臺を要し、また繰絲器械は頑丈な鐵製なれば、之に要する動力は百釜に付き凡そ三馬力である。随つてステイム消費量は一時間一釜に付き二・七乃至三・六封度と言はれ、二百四十釜にして一日石炭の消費量は



五噸半乃至六噸に達する。加へて點燈用起電機を備ふるものが多く、勢ひ燃料は生絲生産費の主要部分を占めて居る。

而して石炭の供給状態に關して上海は言ふまでもなく有数の石炭市場である。先づ我が九州炭が豊富に此處を有力な銷場として暫々ダンピング的な販賣を試みるし、其他滿州の撫順炭、北支の開灤炭及山東炭等が盛に移入するから、その供給は甚だ潤澤である。小口扱の石炭商には製絲工場を主要なる顧客とするものがあり、工場の運轉状況により炭價の變動を告げる状況である。然し地方製絲工場にあつては江浙兩省内に産炭が乏しきにより、上海の便あるに及ばない。元來太湖からその西部に亙つては有望な炭脈があると言はれ、若しも其の地方から産出すれば、地方製絲工場は甚だ有利となるべき形勢なるも、現在太湖の西部長興縣から産出する石炭は製絲工場の用に適せず、孰れも上海から石炭を仰いで居る爲めに、上海よりの運賃及税金だけ高値を拂はねばならぬ。例へば上海から杭州に至る運賃は一車十五元を要し、また無錫及蘇州への輸送諸掛は税金共噸當り一兩を要して居る。然し最近無錫を始め上海南京間鐵道の沿線は津浦線により南京を経由する中興公司其他山東炭の侵入が漸く旺盛となり、無錫は鐵路による南京經由の石炭と海路によつて上海から來る石炭との接觸地となり、石炭の供給は餘程好都合となつた。炭價は固より上海に於ける重要商品としてその需給により變動を免れぬ、即ち日本炭は爲替相場によつて變動するし、支那炭は動亂が始ると直に供給を絶たれる等の事情によつて年により異なるが、先づ噸當り十二三元から二十元の間と見てよからう。そして製絲工場

の多くは操業開始期に當つて石炭商と一日一釜に付き若干と定めて請負契約によるものが普通である。この石炭請負相場は一九二四年上海一日一釜に付き〇・二四兩、無錫〇・二七五兩を示し、昨一九二七年の如きは赤化騒ぎに〇・四兩に暴騰を告げた。

## 五 工場の管理

製絲工場は Steam Silk Filature を直譯的に汽機製造繅絲廠と書くが、普通は某々絲廠といふ。然しそれよりも更に世俗的に通りの良いのは湖絲棧といふ言葉である。此の語源に就て支那では綿絲を綿紗と言ひ、絲とは蠶絲類を意味するが、古來生絲の代表的産地は湖州なる故に湖絲なる名稱が出たものであらう。それから製絲家を經理、其の下に協理といふ支配人を置くものがあり、我が現業長に當るものを總管車と稱し、見番が管車である。其他職員は先生で、例へば生絲整理主任を絲間先生と呼ぶが如くである。下つて見習生が學生子、男工を小工と言ひ、雜役小使が出店で、之に數名あれば阿大、阿二、阿三、阿四……等の名稱を與へて姓名は呼ばぬ、其他火夫の頭が老櫃、料理人が老師傅等様々な名稱がある、是等職員及男工の間に各自の分擔業務は判然と區別され、系統的な職制の下に働いて居る。これは固より歐式經營法を採るにもよるが、また支那人の個人性から來て居るものゝ如くである。蓋彼等は夫々自己の仕事に就いて範圍を定め、その範圍外の仕事は他人が如何様に多忙でも之に携はるを好まぬ習性があつて甚だ融通が利かない。加ふるに親戚若くは金主關係から閑職に就いて居るものがあつて本邦工場に較れば



遙に冗員が多い、此の内協理から總管車及絲間先生までは、幹部格と言ふべく、其他職員は同格であるが、今二四〇釜の工場に要する従業員數並に之れが職制を示すと左表の通りである。

上海式製絲工場の職制

分課	二四〇釜に對する従業員		百釜に對する女工數	
	男工數	女工數(人)	職員月給(元)	人員(人)
帳房(帳場)	二	—	三五—二五	正(車) 一〇〇
毛繭(除綿室)	—	—	一六	替(同補缺工) 一五
抄繭(選繭室)	—	二	四八	盆(煮繭工) 五〇
秤繭(配繭室)	—	—	—	抄(選繭工) 二〇
車繭(繰絲室)	九	四	四〇〇 (管車) 三二	剝(毛羽剝き工) (臨時) 八
絲吐(生絲整理室)	三	—	一二 (主任) 四〇	扯(工(熨斗整理工)) 八
絲吐(熨斗製造室)	—	—	一八	絲間女工(束裝工) 七
爐子(汽罐器械室)	—	七	—	—
看門(門衛)	—	—	—	—
計	一九	一九	四七八	—

斯様に二四〇釜に對する女常備は四七八人にして更に臨時の剝工を算入すると優に六百五十人に達する有様である、而して此分課に就いて先づ原動力に關する爐子間及引擎間の業務は一般工場管理から分離して居る。即ち是は汽罐汽機及點燈用起電機の取扱から製絲用水に關する特殊の仕事であるから老櫃と稱する親方の請負になつて居る。そして彼の配下には上

火人(火夫)二人、木匠(大工)一人、銅匠(鍛冶工)一人、做水人(用水掛)一人、下水人(下水掛)一人等六人を算し、此の請負相場は以上人員の給料及器械用油を合せて一箇月に就き百十五元見當である。石炭を請負とする場合には前記老櫃と石炭商とは直接關係はない譯であるが、石炭商は石炭を亂暴に消費するゝを豫防する爲に心付けの意味で、石炭消費量一噸に就き老櫃二〇仙、火夫二人に對し一〇仙の割合を以て支給するものゝ如く、假りに一箇月石炭の消費量を百五十噸とすれば其の支給額は四十五元を算し、内老櫃の収入に屬する一部分は火夫以外の人員に分與する。詰り此の別収入があるから前記工場に對する請負相場が比較的低廉なる譯である。

次に原繭及繰絲等に關する課目は後項に譲り、庶務會計を取扱ふ帳場は繰絲場の階下にあるものと別棟にあるものとあれども大抵は入口に近き場所を職員男工の食堂に充て之に接して帳場を置き、其の奥が應接兼用の經理室と云ふ配置である。此處は全般業務の中樞を爲すもので各作業場からは日々工女の出勤數及作業成績の報告がある。帳房の業務は通例工錢票係と會計係に分れ前者は工錢票の檢印と工賃の計算を掌り、會計係は金錢の出納を始め物品の購入及受渡等を擔當する。而して金錢の受拂は家賃保険料及倉敷料を初め月拂のものが多し。工賃も亦月拂にして半箇月分位の工賃を次期支拂に廻すのが普通である。更に利息も支那銀行の慣習は月拂にて金利一千兩に就き若干兩と云ふ規定である。されば日々の金錢支拂は甚だ閑散である。



## 六 工場の賃借から開業迄

特殊な生産組織を持つ上海式経営は事業を一期毎に仕切るから、新に之に着手せんとすれば世話はない、假りに新絲期から製絲經營を試みるものとして採るべき順序を述べると、先づ第一着には端境期に當つて工場を賃借することである。この賃借方法は稀に長期契約のものあれども通例新絲開始期六月より翌年五月に終る一期間にして、契約條件は従前家主は豫め製絲工賃の半月乃至一箇月分に相當する銀額を提供せしめ、製絲家の失敗による工女の賃銀不拂に備ふる所ありたるが、最近では總て之を敷金に抱括する慣習となつた。其の條件は(一)家賃は陰曆算による月額を以て定め、毎月末に支拂ふこと(二)敷金は凡そ家賃の三箇月分位(三)工場及製絲諸器械の破損は之れに要する修繕費百元又は五十元以下なる程度のもものは製絲家に於て又夫れ以上は家主の負擔にて夫々修理すること等である。賃賃料は工場の位置、建物及絲況の如何により差異あれども上海一般家賃の漸騰傾向に連れ、之を數年前の平均一箇月二兩乃至二兩五錢に比し、最近その一般相場は開北方面二兩五錢乃至三兩七錢五分、虹口三兩及天道庵方面二兩五錢と昂騰を示し、景氣の良い年には之より更に幾分高率である。

次いで職員に就いては總管車に手腕ある人物を選ぶことが必要である。總管車にさへ人を得れば其他の職員は自ら得られる。また原動力に關しては前項老櫃を定め、更に石炭商との石炭請負契約や繭行主と賃賃契約を結ぶ段取りである。斯くて繭の仕入になるが、これは

前章に述べた通りの手順を覆めば良い。それから愈々開業に當つては先づ剝繭間を開き、一二日經つて抄繭間の選繭を始め最後に繰絲場を開くことになる。而して工女の募集は極く簡單である。所謂募集運動なるものを俟つ事なく、單に工場の門口に貼附せる「某月某日開車」なる赤紙一枚で直ちに募集する有様であるが、殊に上海紡績工場經營不振の年柄には女工は工場到處殺到して開業當日は其取捨選擇に尠からず混雜を呈する。而して女工の採用には單に番號と苗字を記入せる工錢票を交付するに過ぎない。今一八四釜を有する某工場の開業當初に於ける女工採用人數の實例を見るに實際作業に要する女工數は正車一八四人、盆工九二人あれば足りる譯であるが、更に九十餘人の補缺女工を採用し、開業後十二日間に於て此過剩女工たる替車の延人員數は一、四九人を算した。此賃銀支拂額は三九八弗に達し一見不經濟極まる様であるが、之れは工女が工場に腰を据へる迄には多數の不參者を生ずるからである。現に開業後一箇月を経たる七月二十二日に於ける同工場の出勤工女數を擧げるに

各臺	釜數	正車	替車	盆工
一	四六釜	三五人	二五人	一九人
二	四六	三一	二六半	二〇
三	四六	三九	二一	一九
四	四六	三八	二一	二〇

合計三一四人半にして作業人數に對する過剩の替車人數は三八人半に減少して居る。而か



も此の位の補缺女工を空釜に備ふることは必要ならしむるは工場賃借其他の關係上却て不經濟なる他面此種替車は平素繰絲煮繭及緒立等の作業を手傳ふものなれば此人數を餘りに減ずる事は女工の不平を招き易い事情がある。

## 七 工場の或る一日

開業當初の混雜が一段落を告げると、それからあとは分業制に各自擔任の業務だけは責任を持つてやるし、また本邦工場の如く工女の雇傭物品の買入等煩雜なる仕事に累せられないから日常は日々定つた仕事を繰返すに過ぎない。據つて各課各人に互り一日の作業狀況を述べて見やう。先づ早曉五時半に汽笛の第一聲が鳴ると、繰絲室の男工は釜に蒸汽を通じ、また通用門を開ける。この門番には風手の嚴めしい印度人を雇ふて居るものもあるが、工場の出入は比較的嚴重である。女工は全部通勤であるから、未明に起きて朝食を認め、それから小圓形にして蓋の付いた竹製又はブリキ製の辨當を手携げて家を出る。この辨當は後刻正午近くになつて家の老人とか子供に届けさせるものもある。女工が入場して作業の準備に取掛ると、次いで六時、第二回の汽笛と共に繰車は動き始めるのである。朝の七八時頃に至つて職員男工は朝食に稀飯シイフンをとる。それから間もなく經理即ち製絲家が抱へ車を驅つて工場にやつて来る。彼等の多くは一寸現業場に顔を出す位で、大抵は客室に納まつて居ると、其處へは本繭や屑繭の仲買

人とか錢莊の跑客銀行の番頭其他色々な人間がやつて来る。是等と雜談を交はして午飯を済ますと、二三時頃には工場を引揚げて終ふ。即ち經理の仕事は主として外部關係にあるから、工場業務は大抵各係の先生シイサに任せて居るが、最も骨の折れるのは矢張り總管車を始め管車である。終日手に撻シイを持つて膳臺を廻り、煮繭繰絲に注意を與へたり、絶えず大聲を上げて女工を叱咤激勵する。それから近時上海式工場に於ても日本流に管車が各女工の繰絲成績及織度等を讀み上げることが行はるゝやうになつた。これは杭州日本式工場から看做へるものゝ如くである。一方製絲工女の作業振を見るに彼等の作業は朝の六時に始まつて十一時半迄は座席に付いた儘休憩時間はないが、その執務狀態に就いて私は日本の工女よりも油を賣ることが尠いと思ふ、それといふのは工場の設計が割合に工女を監督し易い様に出來て居る。

即ち繰絲場は大抵二階であるから、作業中は全く梯子段を下りることが出來ないし、また便所が繰絲場に直ぐ接して設けられ、繰絲場から扉一枚を開ければ直ぐ便所のやうになつて居る。この場所は二四〇釜位の工場でも僅に數坪位の一室で、其處に拾數個の馬桶モウジと稱する便器が竝べられてあるだけのものである。女工が作業中繰絲の手を休めるのは便所に行くか、哺乳の時のもので、曾て私が實驗した某優等工場では席を離れるには必らず之を見番に通告せしめ、そして見番は許可證として木札を繰絲臺に懸ける、若しこの札がなくして席が空いて居れば無斷に席を離れたるものとして、一回五仙の罰金を課する規定を設けて居た。兎に角製絲家は日給制度であるから、時間中はなるべく女工を働かせようとするのは當然で、女工が油を賣るのは精



々便所通ひの時位のものである。茲は男人禁制のことゝて長居しても見番から文句を言はれないから、穢い話ではあるが、眞夏のやうな作業に苦しい日には便所は大入満員で、夫々便器に腰を据へて相向ひ、珍妙な馬桶會議が賑ふ譯である。それから十一時半に至つて放業の汽笛が鳴ると食事の光景は上海の工場ではなくては見られない圖である。蓋し工場には食堂の設備はないから食事時間になると、繰絲臺は忽ち食臺に早變りする譯で、繰車の回轉が止まると、煮釜や繰鍋の中にある繭は繰絲臺の隅に拘ひ上げて終ひ、大枠に通ずる絲縷は通行に差支ないやう全部切斷してから愈々食事に取掛るのである。即ち先づ平素繰絲臺の下に備へ付けてある茶碗と箸を取出してから食事が済むと、釜の中で茶碗を洗ひ、それから支那人は料理屋でも、どこでもよく熱湯に浸した手拭で顔を拭くことを好む習慣があるが、これには繰絲場などは詭向きであるから手拭を繰絲に浸して幾度となく顔を拭いてから調髪をやるものもあれば、或は三々五々門外附近をぶらつくものもあり、彼等にとつてはその日の最も楽しい時間なのである。

斯くて十二時半近くになると、そろそろ席に戻り、切斷を連結し或は煮繭を始めて汽笛を合圖に作業を始める。詰り工場での食事は一回だけであつて食事に對しては全く設備がなく萬事が簡便と言ひ得るが、然しこの雜然だらしのない光景は潔癖の本邦製絲家が見たならば喫驚することであらう。そしてまた彼等の辨當はその副食物に暉菜、豆腐、豚肉、乾魚及鹽魚等を使つて居るが、是等は到底邦人の口にし得ないものである。

午後の作業は零時半から始つて、六時の閉業近くになると鈴を鳴らして閉業の準備に着手せ

しめ、六時の汽笛を合圖に一齊に大枠の廻轉を止める。女工は枠をはづして緒留の個所に紙の小片を卷付け、繭の三四ヶ所に簡略なアミソを掛けたる上各自一日に繰絲せる繭を携へ魚貫して絲間に入る。絲間には大きな繭掛臺に順次女番號を記せる木釘があつて女工は繭を夫々自己の木釘に掛けて一日の作業を終へるのである。

次に「絲間」では早朝二三人の係員が繭掛臺に吊された繭を一々手にとり、一通り肉眼検査を爲し、此際色澤や類節の特に甚しきものは整理の取扱を異にするやう區別して置き、それより整理に着手するが、これは後項に譲り、之に従事する女工は一般女工よりは育ちが良く、身振りも異彩を放ち、先づ彼等の間にあつて特殊階級に屬するものと言ふべきである。その數は十二三人の内數名は年増の婦女にして、生絲の整理に當り、殘餘は十二三歳の娘が多く、これは認造や織度の採集其他雜務に當つて居る。而して生絲の整理は大抵午前中に片付いて終ひ、午後は僅に年少の女工が居残つて織度絲採集に當る位で、勞務は最も樂である。反之雜踏を極むるは「剝繭間」である。階下のことであるから天井からは繰車の雜音が聞えるし、繭は山積に開けられて塵埃が多く、それに最も採光の悪い場所が充てられる。何しろこの仕事に當るものは臨時傭で、此處に集つて來るは技能なきのらくら者や老婆や幼年者等の烏合の衆で中には男の子も混つて居る。その多くは家の閑人が内職稼にやつて來るのである、随つて剝繭間には入口に女看守を附して退出の際身體検査をする工場がある。それは此種の下層階級者には盜癖あるものが尠くなく、繭を衣裳或は辨當箱に陰匿して盜むものがあるからである。之に隣る「抄繭間」は前者よりも採



光は良く、高い長方形の選繭臺が整然と並べられてある。選繭工は他室のやうに幼年者は殆どなく大抵十六七歳から四十歳までである。そして作業時間は秋口に入つて日足が短くなると繰絲室よりは三十分早く退ける。最後に常備女工の中最下位なるは仕事柄熨斗絲作りの女工である。この「絲吐間」は工場の側に設けられた薄暗い土間である。

### 八 原繭の品質

之よりして繰絲状況を明にするには先づ原繭に説明を加へねばならぬが、品質から見た支那繭の特色に就いては一般に「織度の細いことと、品質が地方的によく統一して居る」とは、誰しも支那蠶業を視察したもの的一致した所感である。これは未だ蠶種の改良が餘り手を附けられないので、品質が本邦のやうに複雑しないからである。しかし其實支那繭が統一して居るといふのは、聊か語弊がある。例へば紹興繭といつても長圓形のもの、球状のもの、等形状は様々であり、また海甯繭の如きも胴締りのものや、筐繭を多量に混入して品は不揃である。此の點から言へば各地の繭は甚だ雑多である。それで支那繭が統一して居るといふことは畢竟するに支那の繭市場が各地割據的で、地方毎に大體蠶種を同するを以て、夫々異つた特徴を持つて居るから、大體その特色によつて何處の産繭たるかが判明され易いと言ふに外ならない。随つて乾繭市場に於ける繭の種別には産地名を附し、之れが殆ど銘柄となつて居る。されば某産繭子と言へば製絲家は繰絲試験を俟たずとも、絲量解舒は別として其の織度なり、生絲に現はるる特色を知

悉して居る。のみならず織度は「十五中」であれ、「十七中」であれ、商館の指定に任せて自由に繰絲の出来るのも、要するに繭の織度が細くして永年地方的に統一せる特色を持つて居るからである。之に就いて支那繭の代表的とも言ふべき無錫及紹興繭の繭質を示せば左表の如くである。

一粒繰絲成績表 (百粒平均) 其一

繭種	繰絲長(回)			繰絲量(瓦)		
	最多	最少	平均	最多	最少	平均
紹興	七〇〇	三四〇	五二一	・三三元	・二六四	・二六五
無錫	五五五	三三〇	三六七	・一五五	・〇六五	・〇八六

一粒繰絲成績表 其二

繭種	織度			類節(對百回)			切斷(對百回)			層物(瓦)		
	最多	最少	平均	最多	最少	平均	最多	最少	平均	最多	最少	平均
紹興	三、四〇	一、六四六	一、八四	二、五九	四	一	〇、一八七	〇、一八七	〇、一八七	〇、一八七	〇、一八七	〇、一八七
無錫	二、二六〇	一、三三〇	〇、八二〇	二、〇三六	七	一	〇、一三三	〇、一三三	〇、一三三	〇、一三三	〇、一三三	〇、一三三

更に各地産繭の特色を見るに先づ「紹興繭子」は支那繭の中最も大粒に屬し、織度も太く、目的織度「十四中」繰絲に對する粒付数は五個新厚皮五個若くは二新四薄(厚皮二個薄皮四個を配合する意)を標準とする。それに毛羽量は七乃至八%の多きに達し、特太品の繰絲に良く、殊に米國向繰絲用の原料に向いて居る。次に紹興蠶種の中圓及框種を飼育する「蕭山繭子」は前者よりも著しく小粒となり、一升凡そ二百七八十粒繭衣量凡そ五%を示し、繭には中圓形と框形のものとなす



混へてその出廻繭には玉繭の多いことは既述の通である。之に隣る「諸暨繭子」は大粒にして球状に近い圓味を帯び、織度は紹興産と殆ど變りなく解舒も悪くはないが、絲には類節の多い傾があつて、繭質は紹興繭に一籌を輸するものである。浙西平野に入つて「杭州繭子」に就き洪震橋市場に出廻るものは繭形に本邦種系の縊目を持つたものや笹繭を多量に混じて居る。それに蠶糞の附着するあつて外觀を損するが、これは上簇法に火力を用るに歸因するものの如くである。毛羽量は支那繭の中では最も少く僅に三%見當に過ぎぬ。織度は「十四中」繰絲の粒付稍困難と言はれ、優等格の原料には不向である。次に「海甯繭子」の拜見は素人眼には杭州繭と殆ど識別を附け兼ねるが、笹繭は一層多く、繭質は前者よりも優る。斯く杭州方面の産繭を原料とせる生絲は一樣に赫味がかつた青色を呈し、色澤に重きを置く歐洲向には歓迎されず、勢ひ絲の色を餘り問題にせぬ米國向に充てられて居る、續いて「嘉興繭子」に至つて所謂綠嘉興と呼はるものは揃つて濃厚な綠色を呈し、其の絲質には最も剛S(Hard nature)特徴を持つも、近時著しく其の生産を減じ、之に代はる白繭は繭質紹興繭の系統に屬すべきものである。其他産額の豊富なる「湖州繭子」は中粒にして細長く、或は兩端尖り、繭として出廻るものは概して優良ではないが、自家繰絲に用ひらるものに至つては捨て難いものがある、之より江蘇省に入つて「楓涇繭子」は江蘇の蓮心系統に屬し、繭は小粒にして純白なるが、「金山繭子」は前者より稍大粒に浙江産の趣味を加へる。それから上海の近郊に於ける「龍華繭子」は前者に似たるも各地より集り品は雜駁である。次いで滬甯鐵路の沿線に至り、蘇州の「洞庭山繭子」は湖州産と同じく榧形にして無錫繭とは全然趣を異

にするが、絲量に富み優良繭の部に入るであらう。それから蘇州産には近時織度の太い改良種を漸次加へて居る。轉じて「無錫繭子」は數量といひ、繭質といひ、支那繭の代表的なもので形狀は小粒にして所謂蓮心形を爲し、色澤は優美にして純白色を呈して居る。織度は極めて細く、凡そ二デニール内外で丁度十四中を挽くに三新四薄又は四新三薄といふ七粒附位のものである。繭衣は五%位で歐洲向の原料としては最も好適して居る。殊に細絲となると無錫繭の價値は最もよく發揮される。しかし同じく無錫繭といつても、蕩口方面の東路貨に比較すると、横林地方の西路貨は遙に小粒であり、更に四通八達の水路によつて、仔細に觀察すれば、各地夫々幾分の相違はあるが、また大きく言へば、無錫、江陰、常熟及常州の四縣に互つて上海器械絲原料の三分の一を占める産繭は繭質から見ても、一樣に無錫繭なる名目の下に總括しても差支ないものである。「江陰繭子」は無錫繭に較べると、粒は更に小さく、一升三百五十粒見當なるが、織度は却て太く、十四中の粒付数が五新一薄といふ所である。隣りの「常熟繭子」も同様支那繭の内では最も小粒のものである。「常州繭子」は無錫に近い西路方面は無錫繭と異同なく、反對に溧陽縣に接する東路貨になると溧陽産の趣味を帯びて來る。

是等の所謂無錫繭は最もよく支那繭の特色を代表して、上海絲が歐洲市場に於て比較的優勢を示してゐる根柢をなして居るが、最近其の繭質は漸次退化の傾向を來し、絲量なども普通作に於て生絲百斤に對し少くとも乾繭六百斤を要し、之を七八年前の折頭五百二十三十斤物といふ様な優良品は殆ど望まれなくなつて來た。其の反對にこれ迄新場所と目され、省内最も出廻の早



い宜溧金方面の産繭は江蘇省に於ける優等繭の産地である。先づ「宜興繭子」は矢張蓮心種といふ蓮の實の形を呈する小粒が多数を占め、之に接壤關係から若干湖州及安徽産系統を混へる。次に「溧陽繭子」には從來在來種として細長い大粒の産出があり、その座繰絲には類節多く、繭質粗悪なりしが、近時此種繭は影を潜めて宜興産に同じく、更に「金壇繭子」に至つては一層小粒となり宜溧金方面の代表的良品である。それから長江を渡つて「靖江繭子」は玉繭の多い缺點はあるが、對岸江陰産と同種の優良品である。然し之を除いて通州繭を始め江北各地から出廻る「江北繭子」は繭質概ね不良にして上海乾繭市場に於ける最下級品である。「通州繭子」は形状稍大粒にして特に在來の三眠蠶は著しく大粒である。毛羽量は僅少にして凡そ三%見當に過ぎない。更に「安徽繭子」も亦た新場所として通州繭と同格に屬すべきものであり、「湖北の黄繭子」に至つては各地一様ではないが、伊太利に似た大粒の赫繭にして立派な外觀を持つて居る。その割合に解舒の良くないのは織度が細過ぎるからで、殊に凶作に逢着すれば解舒不良に惨々な目に遭ふことがある。これは湖北産に限らず一般に織度の細い支那繭の持つ缺點であらう。

斯様に各地夫々特色あるが、之を總括して中支の繭は紹興繭を以て代表する浙江省産と無錫繭を以てする江蘇省産の二大系統に區別され、前者に就いて紹興繭は米國向の一本經とし、また浙西方面の産繭は笹色を帯ぶるに於て米國向に使はるる外はなく、且つ一般に織度の太い點から言ふも、米國向の需要する特大品の繰絲に適ふものである。反之繭質小巢にして繰絲の細い江蘇省産は歐洲向細絲原料に適する。而して中支出廻額は全體浙江産三割五分、江蘇産六割五

分の比である。斯くて歐洲向原料に好適するもの大部分を占める上海絲は自然的に歐洲向素質を有するものと言ふべきである。

## 九 剥繭と選繭

産地から木綿袋に凡そ五十封度入として送られて來た乾繭は之を其儘倉庫内に二三十積の高さに積重ね置くも、左迄繭質の損傷を來す虞のないのは一因として繭面に厚き毛羽を蔽ふによると言はれ、兎も角貯繭に深く意を拂はずとも、その容易なことは我が當業者の見て以て羨望する所であるが、然し他面産地の買付慣習か屑繭込の儘取引されることと、毛羽の厚い特性の爲めに特に除綿工程を要し、其の選繭法にも甚だ手数を掛けて居る。原繭の取扱に就いて製絲家は先づ必要に應じて順次繭資金の決済を遂げて倉庫より搬入せる原繭は先づ之を「剥繭間」に於て毛羽を剥きとらねばならぬ。故に産地で買付けた儘の繭を毛繭モウサキと唱へ、除綿せるを光繭ウツシといふ。剥繭間では澤山の女工が毛繭を入れた底の浅い籃カゴ徑凡そ二尺を擁して、その傍に小箆二個を備へて繭衣を一粒宛剥きとると同時に此際一目瞭然たる玉繭とピシヨ繭とは之を小箆に選出して居る。係員の前には本繭、玉繭、爛繭及繭衣を入れる四通りの繭袋を並べ、一籃の除綿を終へた女工は之を夫々前記繭袋に入れて新に毛繭を秤量の上受取る。一籃の毛繭量は除綿の難易によりその容量を異にし、例へば紹興繭の如く厚い毛羽を持つものは一籃五封度入とし、無錫繭のやうに粒数の多いものは是亦た手数を要するから六封度入とするが、湖北黄繭、杭州繭及通



州繭の如き毛羽の薄いものは量を多く十封度入とするやうに之を斟酌する。一日一人當りの除綿量は平均凡そ二籃、その賃銀は一籃に付き百三四十文七、八仙である。斯様に繭衣を一粒宛剥ぎ去るが如きは甚だ煩累にして、其の費用も乾繭百斤平均一元九〇仙を要する次第なるが、支那繭は薄皮繭、潰繭及玉繭等を夥しく混入して居るから、此作業に對し器械的利用は困難なるべく、やはり手指によるを至當とし、不熟練勞力の豊富なる支那ならでは實行不可能なる點である。一方「剝繭間先生」は卓子を据へて各工女の仕事量を記憶し、苦力は並へられた繭袋が滿つると之を締め括つて本繭は「抄繭間」へ送る順序である。

抄繭間に於ける繭の選別は甚だ丁寧にして不良繭を選出すると言ふよりは、寧ろ繭を十餘種に互りて仕譯を爲す譯にて聊か其の度を過ぐるの嫌があり、之れに要する選別女工數も五釜に付いて一人の割合に當り、乾繭百斤の選繭費は大凡二元見當を要する有様である。けれども支那繭の荷口が甚しく不揃なると煮繭方法の拙劣なるは、之を粗略にすると却て絲歩を損する虞があり、慎重なる選繭を必要とする所以である、今之に就いて選繭の標準を示すと大體次のやうな仕譯となる。

頂<sup>テ</sup> 號<sup>ゴ</sup> 整形にして繭層の厚きもの。頂號絲の原料となるものにして形狀により更に之を大小又は大中小形に區別することあり  
 頭<sup>ド</sup> 號<sup>ゴ</sup> 前者より稍繭層の薄く頭號絲の原料となるもの、形狀により大小に區別することあり  
 副<sup>フ</sup> 頭<sup>ド</sup> 號<sup>ゴ</sup> 繭層の上生絲が前者に入るべき見込あるもの

ニ<sup>ニ</sup> 號<sup>ゴ</sup> 繭層薄く潰れ繭のもの  
 三<sup>セ</sup> 號<sup>ゴ</sup> 繭層及繭色の劣れるもの  
 印<sup>イン</sup> 頭<sup>ド</sup> 汚繭即ちビシヨの爲めに黒い汚點のつきたるものにて程度により之を二種に分つ  
 黄<sup>ワウ</sup> 班<sup>バン</sup> 汚繭にして程度により上下の二種に分つ  
 柴<sup>サイ</sup> 印<sup>イン</sup> 簇著繭にして上下の二種に分つ  
 雙<sup>サウ</sup> 提<sup>テイ</sup> 單<sup>ダン</sup> 是れは一旦選出せる玉繭の中から形狀の玉繭に似て誤つて混ぜる單繭を撰出したるもので一々耳にあて振つて之を其の響によりて見出される

以上の繭は之を上車<sup>ウヂヤ</sup>と言つて繰絲され得るもので、頂號より繰絲せるを頂號絲 Extra、頭號よりの生絲を頭號絲 No.1とし、この兩者を等分に取合せて、一荷口として賣却し、其餘は副票の原料となるものである。この上車に對し、繰絲する能はざる屑繭を下脚<sup>カク</sup>と稱し、この下脚を専門に地遣絲を繰絲する工場を下脚絲廠と言つて數廠を算へる。下脚の種類は次のやうである。

爛<sup>ラン</sup> 繭<sup>コン</sup> 死籠繭、下脚工場又は絹紡原料となる。  
 雙<sup>サウ</sup> 宮<sup>クワン</sup> 玉繭にして毛繭間にて選別するもの毛雙宮、前者を抄雙宮と唱へて品質は毛雙宮より劣る。  
 白<sup>ハク</sup> 四<sup>シ</sup> 號<sup>ゴ</sup> 綿繭、下脚工場及絹紡原料  
 薄<sup>ハク</sup> 皮<sup>ヒ</sup> 繭<sup>コン</sup> 同上  
 穿<sup>チヤウ</sup> 頭<sup>トウ</sup> 蛆出繭 絹紡原料  
 川<sup>ケン</sup> 頭<sup>トウ</sup> 特に甚しい不整形繭



斯様な分類的選別を爲すには長方形の選繭臺に繭を山盛に載せて、之を前に女工が居並んで先づ繭を受入るべき大箆を臺下の足許に置き、更に大小數個の箆を臺下や腰掛の左右等手の届く身邊に並べて居る。最初は上等なる頂號頭號に相當する繭を臺上から漸次足許の大箆に掻き落とし、黄班や三號等の劣繭は夫々別の箆に入れて大體の仕事を爲し、次いで大箆の繭から頂號及頭號に分けるといふやうに幾度となく手を掛ける。斯くして箆が満つると之を積重ね置き、閉業頃に至つて各工女の選繭量を秤量し、係員は之によつて工女の成績を徴する。更に選繭工の中に倒繭工なるものがあつて、選繭の仕上げに當る。これは箆に這入つた選別済の繭を更に他の箆に移し乍ら検査を爲し、此際目に止つた不良繭を除くのである。従つて抄繭間に送られた繭は少くとも二回は目を通す譯で、自然一日の選繭量の如きも一人當り午前午後各二十數封度と平均四十斤に足らぬ。更に黄班、三號及印頭等に對しても同様な再選別を行ひ、其の方法は優等格の工場に至つて一層嚴選され、その丁寧なる選繭振は斯くも二十餘種に互るが、固より繭質の優劣又は形状の揃不揃によりて其の程度を異にする。

### 一〇 煮繭と繰絲

選別済の繭は木綿袋に入れて之に例へば無錫茅塘橋頂號といふやう買入場所の名札を附して貯繭し、順次荷口毎に繰絲して所謂合併挽をやることの稀なるは前述の如く繭が地方的にその質を異にするのと幾通りにも選別されるからである。繰絲場に送られる繭は「秤繭間」に於

て配給されて居る。繭は大體一日分の要量を箆に入れて各工女に渡され、其の分量は勿論繭の優劣により異なるも先づ四百匁前後である。秤繭間では大抵午後から繭を秤にかけて定量宛を澤山の箆に入れ、之に工女番號を記せる木札を添へて夕刻繰絲の終るを俟つて之を繰絲場の各釜の前に配置して翌朝の作業に備へる。然し一日分の配給量に對しては固より工女の技術により終業間近になると幾分の過不足を來し、之には木札により改めて秤繭間と受渡をすることになつてゐる。而して新な荷口を繰絲し或は原繭を購入せむとする場合は必らずその荷口から十五乃至二十斤の見本繭を採つて繰絲試験及選繭歩合を徴する慣習である。その一例として宜興繭の成績表を掲げやう。

第一表 選繭成績 (總量三、一八〇匁)

上繭		計		原繭量		生絲量		折頭	
一等絲原料	重量	百分比	一等絲	原繭量	生絲量	折頭	原繭量	生絲量	折頭
二、七八五	一、七八五	五六・二三	一、七八五	一、七八五	三九九	四四七	八四五	一五二	五五六
二、六三〇	八四五	二六・五七	二、六三〇	二、六三〇	五五一	(光折)四七七	計	五五一	(毛折)五五七
計	二、六三〇	(八二・七〇)	計	三、一八〇	五五一	(毛折)五五七	計	五五一	(毛折)五五七
玉繭	三五五	一一・七九	(毛繭)	三、一八〇	五五一	(毛折)五五七	計	五五一	(毛折)五五七
毛繭	一一〇	三・四六	(折頭とは生絲百斤に要する乾繭量)						
蛆出繭	二五	〇・七九							
爛繭	三〇	〇・九四							
薄皮繭	一〇	〇・三二							



計 五五〇 (一七・三〇)  
合計 三、一八〇 一〇〇・〇〇

即ち原繭、選繭及繰絲の三者に對する關係は前表により窺知さるが、繰絲の實況に至つて先づ幼年工の「盆工」といふが、膳臺を挾んで繰絲工と向合に二人分の繰繭を交互に煮繭索緒する。之に要する道具としては索緒箒と繭を搦ふ杓子である。この箒は紹興産藁麥の根を束ねた全長七寸に互る老大なものである。それに繭杓子も頑丈な鐵製圓盆に柄をつけ、盆面に拾數個の小孔を穿つたもので、兩者ともか弱い幼年工の力には持て餘せる觀がある。盆工は先づ煮繭鍋に蒸汽を通して華氏二百數度の熱湯とし、之に投ずる一回の繭量は三四合の新繭に前回の落緒繭五六合とを加へて一升近くはある。そしてこれが操作は煮繭と索緒を同時に兼ねて行ふものと言ふべく、繭を熱湯中に投入し金杓子にて二三回繭を押へるや否や、箒を握つて右から左へ向け連続的に箒打をやる。其の打數は恐らく百回から解舒不良の繭は二百回に及ぶであらう。之が爲めに盆中の湯は渦を爲す位な速度で回轉する。斯くて一分間乃至一分間半を経て、箒に附着せる緒絲を右手に集め、左手の金杓子にて残らず繭を搦上げて繰絲工に渡す、繰絲工が之を繰絲鍋に移すと、煮繭量が多いから、繭は釜面の大部を覆ふて終ふ。之を整理するには竹片をフオーク狀に裂いた繭搦と稱するものを以て、末緒着繭や落緒繭は之を膳臺に搦ひ上げ、緒絲のみを集めて繰絲に着手する、續いて盆工は膳臺に投げ出された繭を掻き集め、之に新な繭を加へて再び前述の操作を繰返すのであるが、この煮繭振は本邦製絲家が見たならばその亂暴なる驚く

外はないであらう。今斯る作業による主なる缺點を挙げると(一)頭腦幼稚なる幼年工なるが故に煮繭の適度を得ず、唯無暗に索緒せん爲に突廻し絲歩を切る事が甚しい(二)繰絲工女二人分の繰繭を交代に煮繭索緒するが故に或程度迄索緒すれば未だ緒立せぬ繭をも取纏めて繰絲釜に移し、新に他の工女の繰繭を煮繭せねばならぬ。故に繰絲工女をして之れが整理を煩累ならしむると共に徒に煮繭回數を多からしむる事(三)煮繭の程度は大體若煮の甚しいものであるが、前記事情により落緒及未緒立の繭を反覆煮繭するから一部分過熟のものを生ずる事及(四)以上の理由により燃料を多く要する等の諸點である。

斯様に上海當業者は重要な煮繭法に對しては甚だ鈍感と言ふべく、此點が日支繰絲法の主要なる相違點を爲して居る。而して反面斯くも大膽に絲歩を切つて之を犠牲にするから絲質の良好なるは言を俟たないが、更に繰絲工が添緒専門なるは當然絲條班を減じ、上海絲の優良なる一因は此點に存する。更に之が原因としては繰絲工が多年の經驗を積みて相當熟練の技倆を持つものが多く、彼等は比較的手先に巧妙なことや日給制を採つて仕事を急がせぬことも看過することが出来ない。更に又直繰式六條繰の運轉に於て絲を繰上げる大枠の回轉數は遅緩にして一分間僅に六十回を標準とするに拘らず、常に六條全部を使ふことは殆どない。この絲條數は繭の解舒の良否や織度の粗細によつて之を定め、普通細絲から「十四中」までは五六條を受持つも、特太「二十一中」に至つては大抵三四條繰である。故に工程は煮繭索緒の分業にして且つ繰絲器械の堂々たるに似ず、一日の繰絲量は最低六七十匁から最高百三四十匁に止り、之を平



均九十五分見當である。據つて繰絲狀況を述べむに繰湯は百八九十度の高温を保ち、常に之が清澄に努めて居る。それから管專見番の女工に對する指揮監督は主として繰湯に蒸汽を通すること、繰湯の取替それに粒付數の三點を注意するにある。後者の粒付數に就いては製絲家や總管車は多年の經驗から特に一粒試験を行はずとも例へば無錫繭ならば「十四中」繰絲に三新三薄若くは二新五薄といふが如く、其の配合割合を熟悉し、繰絲原料の變はる毎に粒付數の標準を各繰絲臺に掲示する。繰絲に就き特に言ふべきは集緒器に甚だ無頓着にして殆ど破損する迄使用するから、集緒孔は大類をも通過する程に大孔となれるものが多く、また繳掛は甚だ少くその幅僅に五分乃至一寸にして其數は二百繳内外に過ぎぬ。

更に日支繰絲法の一相違點たる直繰式に就いては、再繰工程を省き之に要する設備と費用を免れて居る。然し乍ら生絲消費者の立場よりして轉繰ワイヤックに容易なる本邦式再繰絲を希望することとは言ふまでもなく、先年第二回米國視察團の上海訪問を機會に當時上海に於ける工場の殆ど全部に再繰式の採用を見るに至つた。けれどもこれは單に一時的流行に止つて僅に一二年ならずして再び舊來の直繰式に復歸するに至つた。これには諸種の事情があるにもせよ、矢張數十年來實施し來つた直繰式が上海地方に於て必らずしも不適當でないことを語るものであらう。それといふのは(一)環境に於て中支は湿度多きも氣温高くして蒸發力の旺盛なこと(二)繰絲場は通風換氣の設備佳良なる階上を充てて居ること(三)大枠を箱に覆ふて蒸汽管を通し繰絲の乾燥を促すこと及(四)大枠回轉の緩慢なこと等の諸因を擧げ得るであらう。斯くして直繰式を

採ることによつて設備費及再繰工費を省き、減耗を避け、其他二本揚のないこと、繰縷の毛羽立を防ぐ等の利點を見るが、また缺點として織度絲の採集に不便にして、特に之が爲めに繰絲を中止せねばならぬし、程度の差こそあれ、再繰式に比し枠角の膠着、認め、油污等の弊は免れぬ。

## 一一 絲量と工程

製絲法に於ける究極の歸着點は絲量及繰絲量に關する能率であつて、支那當業者と雖も之を重要視して努力を拂はぬことはないが、之を本邦繰絲法に較れば著敷遜色を示し、此點が本邦製絲業に對するハンデキャップと言ふべきである。先づ絲量は之を生絲百斤に對する乾繭量を以てし、之を折頭ゾウと呼ぶことは既述せるが、折頭には毛折モヅと光折クワシヤとがある。毛折とは屑繭込の即ち毛繭に對する折頭にして、後者は除綿せる光繭に付する折頭ゾウ(絲量)であるが、普通折頭と言へば毛折を指した意味である。而して各種繭の折頭を見るに毛折に付き五百斤(即ち乾繭百斤より二十分)光折に於て三百七十八斤(絲歩二十六七分)以上を出るものは殆どないと言つて良い。これは原繭が逐年劣化の傾向あるによるも更に前述の煮繭索緒法によつて著しく絲歩を切るからで、此點に意を用ふる本邦製絲法に比較すれば實に一割乃至二割の相違を見る。次に繰絲量に就ては豊凶により解舒に甚しき相違を見るが、之を平均九十五分見當なるは織度の細い關係からでもある。所謂繭の解舒に當嵌る熟語は寸度見當らぬが、普通解舒の良否を問ふに「做絲ゾウ好ホウ不好ボウ」と言ふが如く、先づ做絲若くは出絲シュウシが之に當るであらう。然し當業者は之を表はずに一層



適確に生絲百斤を製造するに一日若干釜を要するか、その釜数の多少を以て示して居る。而して當業者と雖も絲量及工程に對し決して鈍感ではないが、然し本邦經營法に於て絲量には飽迄も「薄皮を攻むる」一方工程に對しては工賃算定法其他の手段を講じて女工をして全力を擧ぐるに努むるといふ眞劍味の足らぬことは争はれない。斯くして此點に遜色あることが日支兩國斯業の消長を來せる一因ではあるが、一面それだけ經營に餘裕ありと言ひ得るであらう。即ち日給の如きも各工女に付き殆ど等差がなく、技術も割合に揃つて居るのは假令技術を更に發揮し得るものと雖も或程度に停止し居り、或は之を一樣に大枠の回轉數を早めれば直に絲質に影響を及ぼす状況である、今試みに絲量及工程の關係を見るに普通工場では二十乃至三十釜を一臺として各臺に工女を平均して振り當てて居るから茲には取敢へず、なるべく同一原料及同一織度で繰絲して居る甲乙二工場を選んで、一繰絲臺に於ける各工女の繰絲高及絲量を檢べたものは左記の如くであつた。

甲乙製絲工場の繰絲成績

工女番號	甲工場(十二月二日)		乙工場(十二月二日)	
	繰絲量	絲歩	繰絲量	絲歩
一	117.75	23.5	108.75	20.7
二	108.75	23.4(替工)	115.0	23.7

甲工場(並物格、原料繭、海菁繭頂號、織度十七中、粒付厚皮三個、薄皮五個、五口絲、大枠回轉數六十回) 乙工場(中等格、原料繭、織度及回轉數共甲に同じ、但し四口絲)

工女番號	甲工場		乙工場	
	繰絲量	絲歩	繰絲量	絲歩
三	118.50	23.3	98.5	19.5(替工)
四	113.5	24.0	105.00	20.9
五	101.50	23.3(替工)	110.25	21.9
六	111.00	23.1	110.25	21.9
七	105.75	23.1	110.5	23.5
八	110.3	23.4	111.00	23.1
九	115.25	23.9	111.00	23.1
一〇	119.5	23.4	107.5	20.8
一一	101.5	24.1(替工)	107.5	21.9
一二	108.75	23.8	99.00	18.3(替工)
一三	108.75	23.7	111.5	23.3
一四	114.75	23.2	105.00	21.9
一五	110.25	23.7	107.5	20.7
		(平均)	111.8	23.5

(絲歩は乾繭百匁に對する絲量)

即ち繰絲量に於ては替工を除く甲工場の最高は一二五・二五匁、最低一〇五匁にして其の差は二〇・二五匁なるが、乙工場は最高一一四匁より最低一〇五匁其の差九匁を示し、それから上海繰絲法の最大缺點として居る絲歩に就いては、之と反對に甲工場は最高二四・五匁より最低二二・



一匁にしてその差は二四匁であるが、乙工場は最高二四・一匁から最低一九・九匁と其差五・二匁といふ成績を示して居る。勿論これは甲工場は乙工場よりも一格下の絲を繰糸して居たのである。更に平素私が見る處では甲工場は數年斯業に従事し、製絲家の中では比較的上手に經營して居るものと認めて居たが果して絲歩に於て乙工場よりも遙に優れたる數字を現はして居るのは興味あることである。

### 一二 生絲の整理及検査

生絲整理法は着手前に總の全部に對し一通り肉眼検査を爲したる後先づ之を一々木枠に入れて正式に緒留を施し、普通四個所に力絲を五つ編みに掛ける。此際曩に色澤や類節の缺點を指示せる總に對して色澤の特に甚しきは之を不合格とし、或は大類を除くに總の層を剥きとるなど、随分思切つた方法を探り、斯くして除去せる屑絲を縫絲フイタと呼んで居る。この整理が終ると、女工は總掛臺の前に齒車のついた總造器を据へ木釘に吊された總を順次取出して結束を行ふ。その方法は先づ總の一端を絲鉤に掛け、他端は眞鑄管徑七分、長さ凡そ四寸に一端は尖るトに通し、之を左手に持つて總を緊張してから、左手にハンドルを握つて齒車を回轉すると下撚が出来る。次に之を折返して上撚を施したる後絲鉤からはづして、その先端を左手の眞鑄管の中に通し、管は之を反對の方向に抜取ると、總の兩端は交つてそこに鬚と緒口を作り、捻頭が出来上る。この操作は仲々手極良く仕事も敏捷に一分間に二十本位は捻られる。捻られた總は再び元の位置

に收めて全部の操作を終れば總掛りで各工女の繰絲量を秤つて括造に着手する。即ち工女の番號順に木釘から一人分宛の總を取出して、之を秤量し係員がその目方を讀むと他は之を聞いて工女成績簿に記入し、一方女工は總九封度宛を笊に入れて、この一笊を以て一括とし、十五括を以て百斤俵とするのである。随つて一括の總數は日本絲の三十本といふの如くに一定して居ないが、大體の標準はある。試みに之に就き某商館の要求する整理法は左の如くである。

#### 生絲整理の標準

一、一括の總數		一、緒留	表緒と裏緒を緩き程度に結び兩端を剪る事
織度細十止	總數	一、力絲	力絲は絲留箇所及他の三箇所 <small>ト</small> に施す事
同 十一中	同	一、綾	綾は歐洲向は姫綾にして米國向は鬼綾とすべし且つ鬼綾は十二ダイヤモンドとする事
同 十四中	同		
同 十七中	同	一、總の長	五六英寸なる事
同 二十一中	同		
同 二十九中	同		

括造法は本邦に見るものと略ぼ同型の括箱を臺架に載せて二人の女工が相對し、先づ箱内に括紙を敷いてから前記笊より總を取出し一人は捻頭を他は捻尾を整理しつつ順次箱内に收める。斯くて括紙で包みたる上に商標を添へてから、之を括壓器に挟みて壓搾するが、この螺狀の壓棒を回轉するには車輪を附し、足に掛けて廻はす頑丈なものである。壓搾せる括には三ヶ所に



麻紐を通して之を結束し、紐の先端は之を纏めて括を提げ得るやうに括つて置く、最後に括の頭尾両面に包紙を覆せて麻紐で縛し、括の體裁は日本絲よりも良好である。括紙には歐州から來る藍色の洋紙を用ひ、その内側に桑皮紙(和紙)を重ねてある。斯様に括紙及商標の上に括絲を施するから商館に於て拜見の際括を裸にする手数を要しないし、加へて之による括紙の破損取替に對する失費を免れ、其の整理法は本邦のものよりも優つて居る。次に依造は十五括を金布の通ひ袋に入れて油紙に包みたる上を編目の荒い麻袋に包みて之を商館に引込む順序である。商館では金布袋を取替へ外部をアンペラ包装とするが、其の荷造費は賣手の負擔とする慣習である。左に生絲一依に要する荷造費を擧げると、

藍紙	十五括	七五枚	四八〇枚	二兩替	〇・三一兩	
桑皮紙	同上	百二十枚	百枚	四〇仙替	〇・三五	
麻絲頭	同上	五捆	一捆	六五仙替	〇・二三	
商標	同上	十五枚	百枚	二元五〇仙替	〇・二七	
油紙	一依	二枚	拾仙	麻袋一枚	二八仙	〇・二七

以上合計一依に付き一兩四錢三分にして之に商館に於て製絲家の負擔となる荷造費一兩七錢七分を加算する時は生絲一依の荷造費は三兩二錢に當る。次に生絲の検査及工女の成績調査も絲間の仕事に屬して居るが、本來本邦工場とは聊かその目的を異にする。即ち本邦工場に於て工女の成績検査は工賃に密接な關係を持つが、上海式工場にあつては日給制度を採るが故

に此點に關しては特に絲歩を著しく切るとか、或は工程の上らぬ工女の有無を調ふれば足るし、また生絲の検査も總體に關する絲質検査を徵するにある。随つて織度検査は日々工女の一部に行ふに過ぎないし、切斷數の検査も二三十枠の再繰臺を備付けてはあるが頻繁には行はぬ。先づ絲間では逐日工女成績簿に繭渡暈、繰絲暈を記入し之より折頭を計算すると同時に各繰絲臺に對する平均成績を出し、これが比較表を揭示して各臺の優劣を論じ各受持見番を督勵する。其の比較表を例示せば左の如し。

各臺比較 (原料繭金壇頂號 十四中 各臺三十釜)

繰絲臺別	總繭暈	總絲暈	折頭	平均繰絲暈
一	二、三三四	五六六	四一九	一五・七二
二	二、五〇九	五九七	四二〇	一六・五八
三	二、四七七	五七〇	四三五	一五・八三
四	二、三七〇	五六二	四二二	一五・六一
五	二、四八五	五九〇	四二一	一六・三九
六	二、三八四	五六五	四二二	一五・六九
七	二、五〇三	五九八	四一九	一六・六一
八	二、四六一	五八二	四二三	一六・六七
光折	四二二斤			

織度検査は抽籤により或は順番を定めて毎日一部工女に對し、例へば二百四十釜の工場にし



て午前午後各二十釜を供試するものもあれば、或は單に午前二十釜に止めて居るものもある。この採集には絲間の年少な女工が繰絲場に出張し男工の力を藉りて繰絲中の大棒を取はづし普通一棒より二百回宛二本を採るに過ぎぬ。随つて工女の成績に對する賞罰法は寛大である。之に關する規定は工場により區々である。今中等格の某工場に於ける賞罰を見るに織度では目的織度によつて異ふが、十四中なれば「デニール」の飛びが一仙、一五「デニール」が二仙、二「デニール」が四仙といふ割合であり、再繰検査に於ては一時間と十五分の間に五六〇〇尺を捲き取つて、その切斷を検し、切斷數が一回三仙、二回七仙及三回は二十仙の罰を課して居る。若し切斷がなく織度も中心にあれば三十仙の賞を與へて居るが、是れは寥々たるものである。其他絲量及絲目に就いては甚しい不成績でなくては罰金はない。今同工場五月中繰絲日數二八日間に於ける工女の賞罰実績を見ると賞はなく殆ど全部が罰金のみであつた。然しそれも一ヶ月の間に最高の罰が僅に四十七仙から最低のものが五仙を示し、その總罰金額は二百四十釜に對し四十五元七十仙で、一人當りの總平均罰が十八仙といふ微々たるものであるから、この賞罰法に就いては女工の収入の上には殆ど影響がないものと言つてよからう。

### 一三 屑物の整理

最後に製絲工場からは副産品として本邦には見られない立派な毛羽を始め、玉繭其他多量に屑繭を出しまた特産長鬚斗を製造し、生絲百斤に對する屑物収入は市況により異なるも大體百兩

内外の巨額に達し、屑物相場の變動は製絲經濟上輕視することが出来ぬ。就中その主要なるは「絲吐間」に於て製造する長吐である。其の生産高も生絲百斤に對し普通頂號絲から十五斤、頭號絲は二十斤其他等外絲からは三、四十斤を生じ、其の平均鬚斗總量は二十四斤にして先年無錫繭からは生絲百斤に就き平均四十斤の生産に達した例があり、反面如何に製絲工女が絲歩を切るの甚しきが解る。絲吐間に於ける作業は工女二人にて繰絲臺一臺を受持ち、兩人交替で繰絲場に至り緒立絲を集めて來て之を兩分する。換言すれば各自十五釜分宛の手屑を以て一把とし先づ之から揚繭や蛹襖を除き一旦熱湯に煮沸してから、石の上で砧の如き棍棒を以て叩きたる後、之を竹籠にて長さ七八尺に梳り、その兩端を圓味のある扁狀となし、之を乾燥するといふやうに其の製法は頗る丁寧にして上海製絲工場は寧ろ長鬚斗製造工場なりとの酷評もあながち無稽の言葉でもない。一日に手屑を四回繰絲場より採集するから一人にて四把を作り、一把の目は平均八九十匁である、其他釜底からは揚繭を選出して之を汽罐室に乾燥し、或は稀には座繰絲を製造するものもあり、蛹は之を蠶蛾廠に賣却し、従前蛹代は従業員に給與し、或は工場主と折半の慣習なりしが、近來釜底相場の騰貴によつて馬鹿にならぬ収入となるに至つた。(第九章屑物取引参照)

### 一四 一般労働者の狀況

譯つて原繭と共に肝心の要件たる製絲労働に考察を進むるに、先づ一般労働狀況を一瞥するな



らば最近支那の労働運動程甚しい變化を見たものは稀であらう。從來支那労働者に對する觀察は彼等の困苦欠乏に堪ゆる體力や勤勉を推賞するものあれば、或は之と反對にその固陋不潔乃至貪欲等は彼等の天性なるが如くに擧げざるものあつて、其の所見は一様でなかつた、けれどもその能率問題は別として勞力の豊富にして且つ低廉なことには異論なく、これが支那産業の將來を語る威容とも言ふべきものであつた。然るに最近數年來隨所に罷業騒ぎを演じ、労働問題の風潮は急速に進展し、殊に一九二五年の春端を内外棉會社の爭議に發した所謂五參事件の如き上海全市に亘つて罷市罷業となり、一時に數十萬人の盟休者を見たのであつた。然しこれまでの罷業は主として外人經營の工場に限られ、常に排外運動の性質を帯ぶるものであつたと見る間に一九二七年の春國民政府の上海を占領するや共產黨の跳梁は打倒資本家の聲に赤化の色彩を加へ、從來安全圏内にありと見られた支那事業家は一溜りもなく之にやられて當時世人を震駭せしむるものがあつた。この騒動に一時製絲業の前途も暗雲に覆はれた觀があつたが、其後常態に復すれば何事もなかつたものの如くに平穩である。それは曾て山東の一角に起つた拳匪に廟堂の大官までが附和して意外な排外運動を企てた所謂團匪事件の如き附和雷同性の突發によるものか、或はもつと根柢ある労働者の悪化に歸すべきか、支那労働問題の將來に關しては遽かに豫測を許さないであらう。而して上海を中心とする地方の労働者はその大半は江北人と稱する特殊階級である。第一章にも述べた通り江北地方に於ける住民の大多數は赤貧洗ふが如き窮民である。然るに之に接する江南地方は上海蘇州杭州を入れて最も富力の集中せる地であるから、彼等にとつては江南は好個の出稼地である。そこで多くは家に老幼者が居残つて、若い者は男といはず、女といはず江南にやつて来て、下女、下男、人夫、職工乃至農業に従事して、その所得の一部は國許へ送つて居

る譯で、上海附近では労働者と言へば直ちに江北人を指す位である。然し上海は五方雜居と言はるゝ通り諸所方々の人間の寄合世帯であるから江北地方以外の各地から集る労働者も尠くない。それに支那は郷團を中心とする社會制度の國とも見られ、非常に愛郷心の強い國民である。これは平素彼等同志の初對面の會話などにも良く現はれる事實で、貴君の御名前は？(備貴性)の挨拶に次ぎて發する文句は大抵御國はどちらですか？(府上在那兒)の問である、そして之に答ふるにも例へば寧波から既に祖父曾祖父の時代から本據を上海に移したものである、その子孫は依然寧波人と言ふのである。其他名刺などにも必ず揚州とか臺州とか、その郷國を附記し、更に大きく言ふと山東人、湖南人、または廣東人といふ風に分けるが、上海邊で廣東人と言へば中國人に非らずして外國人位に考へて居る有様である。この愛郷心の強いことは一面排他的になるものか、兎に角一の仕事は同郷人のつてを求めて這入るから、例へば苦力と言つても、その仕事の種類によつて各出身地を異にして居る。

是等労働者に就いて仔細に述べれば際限はないが、上海に於て最も多數の集團を爲し且つ製絲工に關係ある労働者として、苦力、人力車夫、小車夫及紡績工の四者に就いて一九二五年親しく調査せる所を掲げて見やう。

(一) 苦力 苦力といへば支那の名物かの如くである。そして苦力なる言葉も廣く下層階級者を指す場合もあるが、先づ主として貨物の運搬其他に當る筋肉労働者と解釋すべきであらう、苦力の中にも熟練者があり、不熟練者があつて相當の階級があるから、先づ苦力の種類を分けて見ると。

イ、青口苦力。是れは山東省境の青口チンクウから來て居る苦力で、上海新興街に本據を置き、數箇の埠頭



に繩張を持ち一大勢力を作つて居る。この苦力の特色は貨物を肩に背負つて運搬する仕事を専門にして居る。それで多くは袋物であるが、棉花の一俵約五十貫入位のを平氣で倉庫の三四階迄擔ぎ上げるといふ驚くべき體力である。それで居て食事は粥とか大餅たいピン一種のパンの如き粗食であり、また妻帯するものは甚だ稀なる奇風がある。彼等の繩張には絶對に他國人は入れず、其親方になると宛然會長の如き勢力を持つて居ることである。

ロ、バンブー苦力。支那では二人掛りで貨物を運搬する時に使ふ擔ぎ棒には總て竹を用いて居るが、これがバンブー苦力なる名稱の起りであらう。彼等の間には小頭シヨウドウなる親方があつて、その配下に十本(即ち二十人)乃至二十本のバンブーがある。このバンブーは太い、そして兩端に一吋とした裝飾が付けられてあるもので、小頭はこの一本に對して部下から一日銅貨二十五枚を徴收して居る。この苦力は苦力の中でも一流の方で、その収入も最高のものである。月收三十元位にはなり、多くは一戸を構へて妻子は工場に通勤するといふ具合で、立派な渡世である。それからこの苦力には農業繁忙期には歸郷して閑散期になつて上海に稼ぎに来るものが尠くない。

ハ、船内苦力。これは部屋人足とも見るべく、ホツクを使つて貨物の積卸をする苦力である。多くは江北人で、彼等の團體では仕事がなく、遊んで居ても月平均五元の手當が與へられて居る。そして仕事の爲に負傷するとか、其他の傷病に關しては相互救済が講ぜられて居る。収入は月最高二十五元見當であるといふ。

ニ、荷譯苦力。これは倉庫内に搬入せる貨物をマークによつて荷譯をする苦力である、直接労働はやつて居ないが、多少頭腦を要する仕事であるから、多くは上海人が占めて居る。以上三種

の苦力は彼等の中でも熟練労働者といふべきで更に破損を恐れる石油運搬の苦力もこの班内にあり、賃銀は包人ポオニンといつて月拂になつて居る。

ホ、野鷄苦力。バンブー苦力の一種であるが、彼等の持つて居るバンブーは前者に較べて頗る貧弱であり、運搬力も非常に劣つて居る。バンブー苦力を常備と見れば、これは臨時傭と言ふべく、賃銀はその日々に支拂はれる。普通野鷄とは支那の最下等の賣春婦を指す言葉である名によりこの苦力の實も窺はれよう。即ち彼等は苦力街の共同長屋に集喰つて居て、之を使ふ者は毎朝苦力街を大きな聲で觸廻ると、之を聞き傳へて仕事に出掛けるのである。

ヘ、マツト苦力。これは上海黄浦江及蘇州河の浚渫作業に於て、泥を運搬する苦力で、殆ど湖北人の獨占になつて居る。

ト、道路の苦力。道路の修理、ローラー挽き及掃除夫等で多くは零落者で、他の苦力の如き労働に堪えないから、安い賃銀でこの仕事に着いて居る譯である。先づこの下が立ん棒、乞食といふ順序であらう。

次に苦力の賃銀と労働時間に於いては普通船會社などで苦力を使用するには、その會社の買辦との秘密請負契約になり、その買辦は更に苦力請負業者と請負をする順序であるから、苦力の賃銀は、その種類により一定して居ないが、大體八〇〇文から一、五〇〇文の間にある。労働時間は通例税關の作業に準じ午前六時より午後六時迄、それから半夜業が午後六時より同十二時迄、全夜業が翌朝の六時迄の三種ある。即ち通夜工と言つて、一日二十四時間晝夜兼業で働く時には、バンブー苦力は三分、船内苦力は二分の賃銀が與へられて居る、野鷄苦力に對しては夜業に限つて唯夜食及中食が親方から支給されるのみで居る。



更に苦力の生活を窺ふに上海虹口方面は苦力の最も密集して居る地帯で、その共同長屋が並んで居る。彼等の住居は寢臺として戸板を横へ、之に木の枕が着いて居る位なものである。一日の宿泊料は凡そ八十文(銅貨八個)で、この中御茶は無代で自由に飲めることになつて居る。こゝへはよく苦力専門の講釋師などがやつて来て仕事に出ないものは、茶を飲みながら講談を聞いて居るのである。それから作業中の食事は一回が先づ百三十文で、包人の苦力になると小さい竹片が親方から渡され、之を持つて食事を辨じ月末賃銀から食費を控除されて居る。兎に角、米飯が茶碗一個四十文、副菜物が五十文見當であるから一日の生活費は二百五十文乃至三百文位のものである。従つて眞面目にやつて居れば相當の金は残るが、然し彼等には鴉片と賭博といふ二つの道樂があつて之に使ひ果して終ふ者が多いようである。鴉片といつても本物は高價であるから彼等の用ふるのは土皮(鴉片の滲み付いて居る包紙)又は戒煙丸である。更に苦力の最下層のものになるとその住民は藁と藎で作つた蒲鉾小屋があり、また江北船といつて黄浦江の支流到る處に碇泊して動くことなく屋根には同様蒲鉾形を用ひて居る船もこの部類に屬し、夜になると狭い所に數人位は這入つて居る。支那苦力の生活が頗る粗食なるに拘らず、その體力の頑強なるに驚くの外はない。最近上海には露西亞の労働者を使つて居る所もあるが、是等は到底支那苦力の如き労働は出来な

いといふことである。

## (二) 人力車夫

自慢でもないが、人力車 Ricksha は日本が元祖と云ふべく、支那でも之を東洋車といつて居る。然し此處のは棍棒が妙に突き出で、車體が落ち凹んだ褐色箱形の不體裁なるもので普通黄跑車リキッシャーといはれて居る、尤もこの外に包車パネッといつて稍體裁の良い抱車も尠くない。上海工部局の報告では、この黄跑車は租界内で約二萬七千臺といはれ、これが一時に街上にあつて、上

海の市中は人力車や、自動車、馬車などで全く駱駝織るが如く、電車の通らない横丁でも眞中を歩行することは困難な程である。

黄跑車は一輛を二人の車夫が午後三時を交代期として、溜所もなく、一日中駆け廻る譯で、朝の六時から午後三時に至るものを日班、午後三時より夜半に至るを夜班といつて居るから、詰り労働時間は九時間である。彼等が近きは銅貨の三四仙から遠い所で二三十仙の賃銀を以て、憩ふ暇もなく、客を扱つては東奔西走するの劇務をやつて、よく體が続くと思はれるのも、この労働時間が割合に短かいからであらう。この車夫は全部江北人の營業で、其數は二萬七千臺に對しては五萬四千人となり、更に包車の數千臺と租界外に於ける車夫を算入すれば全部で約七、八萬人といふ大多數である。

そして彼等は車を自有するものは甚だ稀で、多くは挽子である。即ち車業といふものがあつて、これは數輛又は數十輛を備へ、一箇月一輛に付き鑑札料五元を收めてから、之を車夫に賃貸し、同時に車夫を寄宿さして席料を徴る營業者である。賃貸料は車屋によつて小洋十角乃至十二角の間にあり、普通日班五十仙、夜班六十仙の割合である。この他宿料一人に付き一箇月六十仙、食費が一食分二十仙であるが、車夫が自宅で食事をやるのは一日一回で、他は市中で簡單に済んで居る。だから一日の費用はザット一元位になるが、之れに對する稼高一元五十仙見當のものであるから差引幾何も残らない。しかもこの中から一部は月々國許へ送金せねばならず、仲々苦しい生活で、上海に於ける労働者の最下級の部類に屬すべきものである。之れが爲めに賭博其他の悪習慣を覺えて自墮落になり易い。上海にはこの朦朧車夫は尠くなく、殊に日本から始めてやつて來た人などはよく悪車夫に度膽を抜かれるが、これは一面彼等の生活難から來る結



果とも見られる。

(三) 推小車夫

小車とは支那の一名物なる一輪車にして、上海では一般貨物の運搬は大抵小車で辨じ、石炭其他過重品には數人で挽く大車を使つて居るが、荷馬車に至つては絶無である。これも勞力の安い一斑を示すものであらう。市中に於ける小車の數は恐らく二三萬臺を下らざるべく、運輸機關として最も缺くべからざるものである。のみならず工場附近では退勤時間になると、工女が數人宛之に乗つて三々五々家路を指して歸へるのを見受ける。車體は小形であるが、積載量は割合に多く、藪のやうに嵩張つたものは乾藪一俵三四十斤入のもの八俵積にして、米などは一包支那の五斗入(一〇八封度)十包を積むのが普通である。この一輪車を推すものは推車人(北方では推小車的)といひ、多くは江北人である。それも新參者は少く、上海土着のものが多數を占め、前記の車夫よりは階級が先づ一段上にある。といふのは貨物を運搬するのであるから、相當信用がなくてはならないし、それに兎も角一家を構へて居る連中である、殊に製絲工女の配偶者にはこの推車人が最も多數を占めて居る。小車の營業狀態に就いては、小車一臺の價格十八元見當なるが、多くは賃借で、その借賃が一元、それに共同及佛國租界の鑑札料各一元を合せて、一月三元を要し、之に對して一箇月平均十五六元位の收入がある。それからこの小車には一定の區域からなる繩張があつて、その圈内にある倉庫などへ荷物を引込むには何處の小車でも構はないが、倉庫から貨物を持出す場合には必ずその繩張に屬する小車を使ふか、又はその同意を経なくてはならない。この推車人の仲間には親があつて、之に申込むと所要の小車は數十臺、數百臺となく直ちに集つて來る狀況である。私がこの親方に就いて聞いて見た所によると、彼も亦同様に車を推し苦力頭のやうに頭を刎ねることはない。其他の勞働者に就いて

て、上海には毎朝各家の汚物を運搬する「おわいや」があり。これは一人で十數戸宛を受持ち早朝限りの商賣で、一箇月の收入が八元見當にして、彼等も一つの團體を作つて居る。更に大工、左官業者も看過す譯には行かない、此種の年期奉公は三年であるが、是等建築業に従事して居る徒弟のみでも、上海全體では二萬人を下らないとのことで、一人前の大工の月収が二十數元、其他自動車運轉手も月二十五元から三十五元の間である。

(四) 紡績女工其他

最近上海に於ける紡績業の發達は頗る目覺しく、それも主として本邦當業者の對支發展によつて、その繁榮を來せるは見るからに氣持がよい、現在上海の紡績業は運轉工場四五、約百二十萬錘にして、その中邦人經營の工場は町の川下揚樹浦方面に上海紡績、鐘紡、東華紡等があり、蘇州河方面には内外綿、同興、日華紡、大日本紡、豐田及東洋紡績等が執れも堂々たる工場を構へて居るが、殊に内外綿などは九工場、三十萬錘を算し、邦人の數も家族を入れて約千人といふ尅大のものであり、また日華紡も最近支那人經營の二工場六萬錘を手に入れて委任經營をやるなど、上海の郊外に特殊な日本人村を作つて居ることは邦人の在支事業の中で、最も誇るに足るべきものであらう。而して茲には製絲工女に密接な關係を持つて居る紡績女工に就いて、その大要を述べて見たい。そこで先づ上海に於ける紡績工女の數に就いては、大體三萬錘の工場に左記の人員を要すといふ。

混綿及打棉	男工	二二人	精紡	女工	五六〇人
梳棉	同	二八	仕上	同	五六〇
練紡	同	八〇	荷造	男工	四〇
	男工	二〇八	試驗	女工	一〇五
	女工	三〇〇	棉	男工	一〇〇
粗紡一二三號				女工	一〇〇



其他鐵工、大工、左官及原動等四〇人、雜部及保全掛約百人を加算して、大凡男工五百人、女工千五百人見當て、假りにこの割合を以て全數を推すと、男工二萬人及女工六萬人といふ概算である。紡績女工は例によつて江北人が多數を占めて居るが、彼等の間には頭腦、小頭腦と稱する親方株の女工があつて、紡績會社も、之を公認して居るものゝ如く、會社が女工を募集するには、この頭腦を招致すれば、その配下の女工數十人が隨伴して來るのである。然しこの頭腦制度は女工の中に不良のものもあるも、之を除外することが出來ない弊があるから、之を廢めようとして居るが、從來の慣習で之れが實行は未だ困難であるといふ。作業時間は、大抵晝夜兼業で、午前六時及午後六時を交替期とし、一般職工の晝食は午前十時より十一時半のものと、同十一時半より十二時半迄の二回に交代して各三十分間であるから、正味の労働時間は十一時間半である。然し上級の役付工になると、午後九時と午後の三時に、各十五分間の休憩が與へられて居る。元來器械を利用する工場制度に於て紡績と製絲ではその規模に就いても段違ではあり、それに邦人が經營して居るのであるから、その作業状態は上海製絲工場とは同日の論ではない、勿論食堂の設備もあり。また製絲場などは乳兒を繰絲臺の下に寝かして作業する有様であるが、紡績工場では乳兒を工場内には絶対に入れないから、子持の女工は至つて尠ない。工賃と技倆に就いては普通女工の大部分を占める精紡工にあつては、スピンドル八本若くは六本を一枕といふが、女工一人の受持數に於て、十枕に至らないものは未だ一人前の働が出來ない養成工であつて、これは日給二三十仙である。それから普通工になると、十五枕から最も多いもので四十枕を持ち、これには數年前から仕事拂制度を採用して、一日の収入が三十五仙から最高六十仙迄のもので、一人當りの總平均が一日四十仙前後であると。之を日本の女工に比較すると中には日本の優良女工として甲

乙の無いものがあるが、全體から言へば、その能率は本邦女工七人に對する十人といふ割合であると見られて居る。次に女工の賞與及手當に關しては、夜業手當が一日二仙にして、これは工場によつては、二週間毎に一日分の賃銀を與へるものがあり、また精勤賞として二週間皆勤者に二日分を給し、其他内外棉會社などには、割増貯蓄及出來高賞等の優遇法が講ぜられて居るとのことである。それで紡績工の月収は普通十二三元見當にはなり、しかも繰絲日數は製絲業に比して遙に多く、大體一年三百二十日位であるから、その年收の多きところより製絲工女は兎もすれば、之に吸集せらるゝ傾がある。従つて製絲工場の工賃の如きは、常に紡績工の賃銀によつて左右されて居るようである。しかも最近上海紡績業の状況を見るに、大正八年頃から十一年迄は全く不景氣知らずの好況を續けて居たが、近年に至つて反動状態を現はし、殊に支那人經營の工場は甚しく苦境に陥つた、然し大勢は好勢の氣運に轉ぜんとするものゝ如く、若し一と景氣出て豫定計畫が實現さるゝ様になつたならば、女工に對して必然一大不足を來すべきは疑ふ餘地がない。斯る場合に於て上海製絲業が如何なる影響を受くべきやは上海製絲家にとつて可成重大なる問題と言ふべく、これは將來に囑して興味ある事實である。更に女工としては煙草工場に約一萬人近くのものがあり、更に普通アマと稱する女中も夥しき數である。普通上海の外人は大抵の家で一人や二人のアマを使つて居ないものはないが、これも多く江北人である。給料は支那人の家に勤めて居るものは一箇月數元に過ぎないが、外國人に傭はれて居るものは五六元から十二三元の間である。

## 一五 製絲工の養成



紡績女工に對し大集團を爲すものは製絲女工である。既述の如く上海式製絲工場は百釜に對し正車繰絲工替工(繰絲補缺工)盆工(煮繭工)抄工(選繭工)其他常備は二百人に達し上海及其の範圍内總釜數四萬三百餘釜に對しては八萬六百人を算し、之に臨時の剝工(毛羽剝き工)を加算すれば優に拾萬人を超へ、數に於ては甚だ盛なりと謂ふべきである。この大集團に就いて、先づ女工の出身地から見ると、最も多いのが江北人で之れは全數の約七割を占め、残りの三割が上海人(本地幫)を始め常州、無錫、蘇州及紹興等の幫である。そして上海附近でも湖州、杭州其他富裕の地方は田舎に居ても色々内職があるので工場勤をする者は稀である。

是等各幫の女工間には自然顔役とか、勢力者とも云ふべきものが出来て、紡績でいふ小頭腦なるものがあり、この下に十人乃至二十人の女工がグループを爲して居る。然しこの團體は苦力幫の様に配下の頭をはねるものなく、結束はルーズの様である。而して製絲女工になるには特に養成工を置かぬから、幼少の頃から工場に入つて先づ煮繭索緒を見習ひ、この盆工から替工へ替工から正車へと漸次階段を踏んで行くからである。工女が先づ盆工として工場に這入るのは十二三歳からであるが、中には體軀から八九歳としか見られず、その索緒等もか細い手に持て餘して居るやうな者も見受ける。

この煮繭索緒の作業は普通二週間位で習得されるが、少くとも十五六歳迄勤めなくてはならず、女工にとつてはこの幼年工の時代が最も辛い時節である。腰掛がないから一日中煮釜の傍に立ち通しではあるし、繰絲工女からは煮方が悪いと言つては打たれたり、熱湯を浴びせかけら

れ、また見番もこの女工に對しては遠慮なく鞭を加へる有様で、暫々盆工が泣面をし乍ら等々掻き廻して居るのを見ることがある。そして苦しい三四年の間に繰絲を見覚えて漸く替工といふ補缺工女になるのである。従つて替工は多くは娘盛りで正車の休業したる時之に代り、釜が塞いで居れば盆工の仕事をやリ、未だ技倆も一人前なる正車には至らないから普通正車が四口繰のところなれば替工は三口繰である。それ故に一人前の女工は二十歳頃から四十餘歳位の間に、三十歳前後がその過半を占め、孰れも既婚者である。斯くして工場には相當技術に熟練せる者が多い。

## 一六 製絲賃銀

製絲女工の賃銀は第三者から見ても割合ハッキリ分り易い。それは(一)食事自辨の日給制度にして(二)同業者が其の賃銀の標準を每期協定すること(三)各工女の賃銀は其の標準に近く殆ど等差のないこと等の事情からである。この賃銀及労働時間に關しては製絲業同業組合たる絲繭總公所に於て新繭開始期(六月)と舊曆正月開け(二月)の二期に當つて頭等女工(一等女工)の最高賃銀を協定するが、其賃銀は先づ女工の需要關係から定まる。例へば景氣の良い年は運轉釜數も多いから自然協定賃銀は高く、また春挽操業は夏挽よりも運轉釜數が尠いから五六仙方安いのが例である。然し賃銀は罷業の起る毎に高められて來た。之を一九二二年度の協定賃銀は四十仙に過ぎなかつたが、翌一九二三年度は景氣が良くて四十五仙となり、その春挽期は不況に三



十八仙であつた。次いで一九二四年は前期の損失を受けて四十二仙に低落し、間もなく罷業騒ぎに四十三仙に値増され、續いて一九二五年は四十五仙に引返し、一九二六年は同値を唱へ、一九二七年は罷業騒ぎに四十八仙に昇騰した。同業者の賃銀に關する協定は次のやうなものである。

一、就業時間は舊曆四月より九月に至る期間は毎朝五時半より午後五時半迄同十月より翌年三月に至る期間は朝六時より午後六時迄の十二時間とす。

一、作業時間は朝食及晝食の休憩時間を除き十時間半を超ゆることを得ず。

一、工賃は一等工女最高日給を大洋四角五分(四十五仙)と定め技倆の優劣により等差あるべきこと、毎月に於ける皆勤者には日給四分を、半日缺勤者には三分、一日缺勤者には二分、一日半缺勤者には一日分の精勤賞を支給すること。

一、禮拜賞。一週間皆勤したるものには繰絲工女二十仙、補缺工女十仙及煮繭工女に銅貨十枚の割合を以て週毎に支給される。

一、全工賞。前項規定の如く一ヶ月精勤者には四分分の賃銀を割増し、其他一ヶ月の半日缺勤者には三分分、一日缺勤者二分分、及一日半缺勤者には一分分の賃銀を與へ、二日以上以上の缺勤者には賞がない。然しこれも一ヶ月の繰絲日数が二十日未滿なるときは別に規定はないが、一日分宛減じて居る様である。

この協定賃銀が定まると、各工場に於て實際に支拂ふべき賃銀はその公定標準に近く且つ各工女に就いて餘り差のないことは斯業の一特色である。試みに一九二四年の甲乙兩工場の實際支拂賃銀と協定賃銀を比較すれば次のやうである。(但平均日給額)

工女名	關北協定最高賃銀		關北甲工場六月分平均支拂賃銀		關北外乙工場六月分平均支拂賃銀	
	仙	%	仙	%	仙	%
正車	四五	四七	四三・五〇	一〇〇	四一・二〇	四〇
替車	三三	三八	二九・四五	一〇〇	二五・九〇	二八
盆工	二六	一二	二三・七四	一〇〇	二七・二〇	一二
抄繭工	三六	三	二九・四七	一〇〇	二七・二〇	六
倒繭工	四五	一	二六・六二	一〇〇	二六・六〇	七
吐間工	二七	一	四三・二二	一〇〇	四二・六〇	一四
絲間工	四八	三	二九・四五	一〇〇	二七・二〇	六
一、繰絲女工(正車)二一〇人の内	九九	四七	二九・四五	一〇〇	二七・二〇	六
日給四二仙のもの	九九	四七	二九・四五	一〇〇	二七・二〇	六
同 四一仙のもの	八〇	三八	二九・四五	一〇〇	二七・二〇	六
同 四〇仙のもの	二四	一二	二九・四五	一〇〇	二七・二〇	六
同 三九仙のもの	二	三	二九・四五	一〇〇	二七・二〇	六
同 三七仙のもの	一	三	二九・四五	一〇〇	二七・二〇	六
同 三六仙のもの	二	三	二九・四五	一〇〇	二七・二〇	六
同 三五仙のもの	二	三	二九・四五	一〇〇	二七・二〇	六
一、補缺工女(替工)五〇人の内	二〇	一〇〇	二九・四五	一〇〇	二七・二〇	六
日給三〇仙のもの	二〇	一〇〇	二九・四五	一〇〇	二七・二〇	六
同 二九仙のもの	一四	一〇〇	二九・四五	一〇〇	二七・二〇	六
同 二八仙のもの	六	一〇〇	二九・四五	一〇〇	二七・二〇	六
同 二七仙のもの	三	一〇〇	二九・四五	一〇〇	二七・二〇	六
同 二六仙のもの	七	一〇〇	二九・四五	一〇〇	二七・二〇	六
一、煮繭索緒女工(盆工)一一〇人の内	六一	一〇〇	二九・四五	一〇〇	二七・二〇	六
日給二四仙のもの	六一	一〇〇	二九・四五	一〇〇	二七・二〇	六



日給二三仙のもの	二八	二五	日給三二仙のもの	二九六
同 二二仙のもの	一〇	九	同 三一仙のもの	二
同 二一仙のもの	五		同 三〇仙のもの	六
同 二〇仙のもの	六	一	同 二九仙のもの	六
一、選繭女工(抄工)四〇人の内			同 二八仙のもの	二
日給四二仙のもの	五(倒繭工)		同 二七仙のもの	六
同 三五仙のもの	四	一	同 二六仙のもの	三
同 三三仙のもの	四	一		

斯様に日給に就いて大差のないことは生繭の買入に於て繭價が繭の品質の優劣によつて高低のないと同様に彼等が等差を附せらるゝことを欲せぬからでもあるが、一面製絲家がなるべく女工の生計費から割出した最低限度にて支給せむとし、優良女工の優遇を度外視して居る傾がある。然し女工に對し仕事拂の採用は必らずしも不可能ではない。現に紡績工場では立派に之を適用して居るし、勿論能率増進の上から仕事出來高制度の適當なるは言を俟たぬ、然し優等絲製造の見地から言へば日給制度にも相當の根據があり、上海製絲女工に對し兩者賃銀支拂法の優劣は輕々に之が論斷を許さぬ。

### 一七 操業時間と勤惰

組合の決議により製絲工場の作業時間は現在正味シフト工作十一時間と定められて居る。第一少

しでも時間を誤ると女工が承知しない様である。と言ふのは女工は元來日給であるから、勿論作業時間の短いことを希望して居る、それに最近の労働思想の影響を受けて居るものと見られる。殊に先年支那には暫行工場通則なるものが發布せられ、その通則には労働時間を十時間と規定されて居るところから、女工の一部は職業的な労働屋に煽動されて十時間労働の勵行を迫つて居るが、之に對して製絲家は十一時間労働といつても、その中便所とか哺乳等に要する時間を差引くと、作業時間は法規通りの十時間に符合するなどと言つて御茶を濁して居る。

然し労働時間に對しては、別に官廳の監督などはないから、生絲好賣行の頃は一部工場は五時半から始めて正味十一時半の作業をやるが、この場合賃銀に相當値増のあることは勿論である。夜業に就いては特殊の事情がない限り減多にはやらない。その事情とは原料繭があり餘るか、若くは生絲の引渡に就いて例へば二十俵の賣約に對してその月に十七俵丈しか生産力のない場合にはその不足の三俵を夜業によつて間に合せる譯で、その時間も一時間乃至二時間にして、この夜業手当は四、五仙である。而して製絲女工は全部自宅から通勤して居るから本邦の如き寄宿舎制度に比較して出勤率の良くないことは免れない。またその出勤率も季節により眞夏炎暑の候は比較的缺席者が多く、冬になると工場の方が暖いから出席者が多い傾向がある。然しこれに最も影響を及ぼすものは何と言つても女工の懐合のやうである。即ち之を事實に徴するに春挽期には例年運轉工場が少く且つ一個月の繰繰日數も多くないから女工の収入は大いに減じて生計は大分苦しくなつて來て居る。そこで新絲操業の始まる五六月頃は一生懸



命に稼ぐので一ヶ月皆勤者の如きは全數の五六割を占める有様である。ところが彼等の囊中が段々暖くなつて來るとその出足も次第に鈍り、秋頃になると一ヶ月皆勤者は約三割程度に減少する状態である。今前記工場に就いて出勤率の多い舊曆五月中に於ける女工の勤情を示すに左記の如くである。(繰絲日數二八日間)

	正車	替工	盆工	合計	百分比
一月皆勤者	一三三	二七	二五	一七五	四七%
半日缺勤者	四	二	二	八	二
一日缺勤者	三三	二七	一五	七五	二〇
一日半缺勤者	一	二	一	四	一
二日缺勤者	八	九	三	二〇	五
五日以下同	二二	二六	二	五〇	一五
一週間以下	九	一〇	一	二〇	五
二週間以下	一〇	七	一	一八	五
	二二〇	一一〇	五〇	三七〇	一〇〇%

即ち金があれば怠け、無ければ働き出す事は労働者の通弊とも言ふべく、工場としては前記の如き精勤賞を設けて奨励策を講じて居る所以である。然し前表に於て五日以上の缺席者多きは未だ繰業匆々にして女工の移動を語る物である、然し一面女工の大部分は金を儲ける爲に出稼に來て居る江北人であるから上海の女工に怠ける者が多いとは言へないのである。

### 一八 女工の待遇及生活振

製絲家が女工に對して本邦製絲家のやうに種々慰安の道を講ずるが如きは絶無にして、僅に二三優等工場が例外として工賃を他より二三仙高に支拂ふとか、或は利益の一部を與へて居る位のものである。兎に角工場經營者には移動が劇しいのと女工も年々工場から工場へと轉々するから製絲家と女工の間に溫情的關係など出來やう筈がない。寧ろ女工が通勤制度なることや郷黨的團結心の強いことに於て、各工場を通じたる女工全體と製絲家側とが團體的に對峙して居るものとも見られ、殊に最近製絲家は暫々賃銀の値上げや労働時間問題に悩まされる状況である。そこで最近工場の最も密集して居る閘北及虹口の兩地帯には對女工問題に關する協議機關として、絲廠同業會商處なるものが組織せられて居る。更に一九二三年から女工に對する施療及その子弟の教育事業をやり出した。この事業に就いて虹口方面にあるものは虹口絲廠女工義務學校及同惠工醫院と稱し肩書は立派であるが其の實況を見るに普通の住宅向支那建家屋二戸分を借入れて家賃が月五十元之を二階を以て學校に充て階下を醫療室になつて居る。

現在學校の生徒は女工の子弟が約百五十名にして四箇年間の修業で二人の先生が受持つて居る、醫院の方も醫者が二人である、醫者と言つても漢法醫であつて、各工場では女工が病氣になると之に施療券なるものを與へる、女工は之を持つてやつて來て診察を受け、處方箋を貰つてか



ら同院特約の藥屋に行つて無代で藥を受取ることになつて居る。日本では醫者と云へば金の高いのに決まつて居るが、支那は昔から醫は仁術なりと言ふだけあつて頗る簡單である。それにこの兩事業は一個月の經費が四五百元見當のものであるが兎も角も無教育、無衛生の状態に置かれて居る女工に對しては相當効果のある施設であらう。開北方面のものも前者と略同様なもので開北絲廠保商惠工分處と言ひその内部を醫院、學校、友誼及施材の四部に分けて居る醫院に於て前年夏挽期に於ける施療者數は中醫漢法醫三千四百人及西醫洋醫か五千七百人といふ統計であり、學校の方は普通學校と英文夜學校の二部に分れ、各五十名位の生徒がある。友誼會といふのは工場の職員及男工の懇親會と見るべきもので、之は虹口方面にも存在して居る。施材といふのは女工の救濟であるが、是は未だ何もやつて居ないらしい。是等の事業に要する經費は各工場が分擔して居るが、最近各工場に於て女工の工賃から一ヶ月一人に付き一仙宛を控除して居るのは之を此の事業に充てる目的のやうである。

世にいふ勞働問題に於て我が勞働界は勞働團體の承認など、言つて騒いで居るが、斯様に上海の製絲女工に就ては既に實質的には此種の團體は存在して居るものと言ふべきである。そして近時愈々正式に絲廠女工總工團なるものが成立して、この團體は將來相當な發達を遂げるやうに思はれる。

次に女工が如何なる生活をして居るか、殊にその生活費は幾何を要するかを窺ふに、先づ女工の収入に就いては日給四十二仙なる一等工女の月收は假りに繰絲日數を二十八日として、休まずに働けば之に四日分の賞與と週勤賞四回分八十仙を合算して十四元二十四仙、これが彼等の稼ぎ得る最高工賃である。が然しこれだけの収入のあるは新絲期最初の二三個月位のものである。蓋し上海工場の操業日數は極く短く殊に最近兩三年の傾向を見るに、絲況が悪くなると忽ち休業者を續出し僅に金主に迫られたり女工の散失を恐れて三日挽いては二日休むといふ状態である。暫々製絲家は女工の生計を顧慮して一週間に五日間は操業すべき申合をしたことがある。斯くして一般に支那の決算期たる舊年末に至つて缺損が出たり、原料繭がなくなつたりして舊正明けの春挽期に開業するものは非常に減じ、實際上海製絲場の操業日數に就いて之を適確に知ることは殆ど不可能であるが、大體の見當から行くと一箇年に八九箇月位のものであらう。そこで休業期には女工は更に他に糊口を求めるのであるが、此期には倉庫に行つて屑絲の整理、鳥毛の仕譯及茶葉の手入等の仕事に當るものが多く、又た紡績工場へ行くものもある。殊に支那の屑絲には座繰業地から來るものが最も多くて、是等は蛹其他の夾雜物を多量に混入して居るから、其取扱商は倉庫を構へて整理の上輸出して居る、從て之に使用する女工も全體では可成りの數に上り婦女子にとつては有力なる仕事の一つである、此賃銀は一日銅貨の廿五六枚(凡そ十二三仙)である。其日々に支拂はれるから、相當に活らして居る婦女子も内職稼にやつて來るが是等の女工は概して製絲工場の開業中は集りにくく、閉業には頗る豊富である。斯くて女工は製絲の閉業期と雖も若干の収入はあるが、それでも未だ困つて來ると、彼等が一帳羅を入質して遣繰するものの如く、此質屋は支那では當又は典と稱して廣く發達し、勞働者に



とつては有力なる金融機關である。然しここに注目すべきは土地の女工とか、所謂都會の風習に染みたものは、その所得を大抵衣食に供して終ふが、その大多數者なる江北人は元來金を儲ける目的を以て上海に出稼ぎに来て居るのであるから、前記のやうな小額の賃銀から能ふ限り生活を切詰めて、月々若干の金を残して居ることである。一例として予の知れる一包車夫の如きは月給十六元で自活して二個年の後には二百餘元を貯えて居た程である。そこで最後には女工は幾何あつたならば活らして行かれるかの問題に逢着するが、最近米其他一般物價は昂騰して來たので、喰ふだけに一人ならば一ヶ月五六元を要するものと彼等は言ふて居る、之は眞に近い數字のやうで、現に女工などを置く素人下宿は一ヶ月四元五十仙といふ相場である。住居に就いては一般支那人の家屋と變りなく、家賃は月十元前後から十六七元位までである。然しこの様な家には夫婦共稼でも獨りでは到底住めないから、男なれば十人乃至二十人のものが集まつて一人の老婆を置いて共同生活を營むで居るが、女工にはそれが出來ないから獨身者なら親戚又は知己の家に寄偶して居る。それから有夫のものになると、製絲女工の配偶者には先に述べた推小車夫が最も多く、其他工場の男工などで皆共稼をして居るが、一戸を構へても家賃は高過ぎるから、更に十數人の女工を宿泊せしめて一箇月の席料一人當り六七十仙を徴るものがあり、或はまた三夫婦なり四夫婦なりが相寄つて一家に間借りするものが多い、普通この種の家に就いて見ると飯を炊く竈が數個並べてあるのはこれが爲めで、その間借料は一夫婦一ヶ月二元見當である。要するに彼等の衣食住に就いては詳細の數字を挙げられないが、上記の如くザツ

ト食費が四元五十仙、席料が五十仙、それから小使、雜費のやうなものは二元あれば足りるから一箇月の生活費は大體七元見當と看做して大過あるまい。即ち支那に於ける賃銀の低率といふことは言ふ迄もなく、一般物價の低廉に伴ふ結果でもあるが、また更に彼等の驚くべき簡易生活によつて生活費が非常に安くつくことがその賃銀を低率ならしめて居る主因である。

## 一九 労働問題

然しながら近時労働問題の續出は賃銀を高むる一方女工の使役も容易ならず斯業の一重大問題となつて來た。而して罷業なるものは歐戰後世界的風潮とも言ふべきものであるが、然し元來支那に於ける罷市罷工は必らずしも歐洲文明に伴ふ輸入語ではない。昔から強者の壓迫に對し集團の力を以て之に反抗する手段として用ひられた武器である、之を製絲工場に於ても既に歐洲戰爭前から暫々罷業の行はるを見た。けれども從來其の原因は單純に罰金の過酷とか不良繭を繰せしめたと云ふが如く、彼等の感情を害せる場合にして、且つ其運動も通例一二日の短期間に終る線香花火的のものであつた。そしてこれが所謂労働問題の性質を帯びて來たのは大正十一年の罷業からであらう。據つて以下同年以降に勃發せる製絲労働の爭議に關する事件を検討して見やう。

### (一) 一九二二年閩北の罷業

閩北製絲業地帯に於ける女工は同年八月二十日突如一團となつて閩北全部の二十五廠に對し



就業時間の短縮、賃保留の廢止及日給四十仙に値上等の三條件を提出して一揃に罷業を始めた。時偶々支那労働争議の先驅たる香港海員の罷業に影響を受け、上海にあつては海員總罷業中の折柄であつたから、一般に注目を惹く所となつた。殊に當面の製絲家は之を以て新業全體に關するものとして絲繭總公所に會合し、協議の結果翌二十一日から上海に於ける製絲工場全部の休業を宣して先手を打つた。一方租界當局も之を重大視して七日には工部局官憲保護の下に租界内にある工場全部を開業せしめ、また租界外支那側官憲も之に一致行動を執り、主謀者及煽動者の拘引、檢束をするなど彈壓を加へたる爲めに罷工團の足並は亂れ、八日には租界外の工場も四五割は復業し、遂に十日始と全部の開業を見るに至つた。斯くして罷業は製絲家側の暗中飛躍と官憲の壓迫によつて女工側の敗北に終つた。それには一面女工側の中心勢力は穆志英其他の組織する女工徳工會と言ふもので、之に江蘇省議會の吳彝伯、胡怡白氏等の後援はあつたものの未だ其の結束は微々たるものであつたからである。然し女工側の要求は必らずしも不當なものではなかつた。即ち當時の操業時間は午前四時半に第一笛を報し、遅くも五時四十五分には就業し、正午に一時間休憩して午後六時半に終る正味十三時間労働であり、それに通勤時間を加へると一日十四五時間を役することになり、加へて當時稀有の酷暑に女工は一層の苦痛を感じて居た。しかも之を他種工場に比較すれば、製絲業の時間は最も長く、また賃銀は於て最高四十仙は紡績工場よりは低位を示す等の事情より觀察して此の罷業は女工の一時的屈服によつて僅に解決したに過ぎなかつた。

## (二) 一九二四年虹口の罷業

一九二三年は何事もなかつたが、翌一九二四年には前回罷業と場所を變へ、六月十五日端を虹口

の雲成及物華兩絲廠に發した争議は十七日には虹口製絲地帯一圓に互る十四廠に波及し、更に租界濱北の優等工場永泰絲廠に飛火したが、後者は翌十八日に解決を告げたるも、虹口方面に於ては女工側は種々の要求を提出し、漸くその二十八日に至つて解決を見た。この罷業の原因としては賃銀の値上げが眼目であつた。即ち賃銀は前年の夏挽が四十五仙、同年春挽が三十八仙なるに、この夏挽期は前期四十五仙より三仙安の四十二仙に協定された點に罷業の導因は伏在して居つたのである。それで賃銀引下げの不平は當然勃發すべき情勢にあつたが、偶々最も早く支拂期に接した虹口方面の製絲工場が先棒を喰つた譯である。而して罷業は先づ十五日雲成及物華の兩絲廠から起つた。詰り雲成絲廠の見番が某女工の絲質検査に對し苛酷なる罰金を課した事がその導火線となつて、更に物華絲廠の女工が之れと同一行動を採るに至つた。此兩絲廠の罷業女工は今次の賃銀引下は虹口絲廠會處主任朱某氏の計る所であると唱へて同氏の經營せる同豐永絲廠を包圍して器物を破壊し或は他の附近工場に押し掛けて示威運動をやつた、而して附和雷同性は此處の國民性であるから、其の影響は忽ちにして虹口全體の工場に擴大した。之れと同時に金双鹿の商標を以て有名なる永泰絲廠が飛沫を喰つたのは一寸意外であつた、この工場は瑞綸、信昌及怡和と共に四大絲廠として是等の工場は一般工場の埒外に置かれ、製絲賃銀も二三仙高く支拂つて女工を優遇して居る状態である、然るに十六日永泰絲廠の女工は二三十人の煽動に乗ぜられて罷業し現在の繰絲時間正味十一時間半を九時間に短縮すること及賃銀は前年度通りに復することの二條件を要求した、然し是れは固より大多數者の意志ではなかつたから罷業二日間にて希望條件を撤回して無事復業するに至つた。

而して虹口の罷業は開北方面を始め上海全體の工場に動搖を來す虞があるから製絲業者の團



體たる絲廠總公所は緊急會議を開いて其の善後策を講ずる所があつた。即ち護軍使に交渉して派兵を請ひ罷業女工の鎮靜を計ると共に罷業の波及を防止するに努めた。

一方租界内外の官憲は罷業の主動者と認むべき女工數名を拘留し又各工場には軍警を派出して就業を希望する女工の登場を保護する事として漸く解決を見ん形勢であつたが、一面最近所謂労働問題の風潮に感染せる職業的運動者が裏面に在つて窃に聲援せるやの形跡ありて罷業女工は尙ほ軟化する模様なく十九日は製絲家側に對し左記の十六箇條の要求を提出した。

- 一、拘留女工を直ちに釋放すること
- 二、賃銀は一日最高五十仙に増給すること
- 三、毎月一日及十五日は休業とす
- 四、夜業を廢止すること
- 五、操業時間は一日正味十時間として午前五時より十二時に  
終り午後は二時より五時迄とす
- 六、工賃据置の惡例を廢止すること
- 七、一切の虐待を禁止すること
- 八、幼年工の就業時間を短縮すること
- 九、工會なる労働團體を承認すること
- 十、虐待其他の行動ありたる場合は女工は直接工場主又は支配人に訴ふることを得
- 十一、女工の婚喪及疾病等ありたる場合は相當の手當を爲すこと
- 十二、産婦は前後五週間の休養を與へ其間平常通の賃銀を支給すること
- 十三、年末に於ては女工に相當の賞與を給すべきこと
- 十四、就業期間の賃銀を支拂ふべきこと
- 十五、濫りに女工を解雇せざること
- 十六、女工の待遇法は農商部工廠通則を以て標準とする事は認め難く畢竟先決問題は拘留女工の釋放と賃銀増の二條件であつた。然し拘留女工の釋放に就いては警察署は既に主謀者二名を除く他の女工は全部保釋し、またその二名の女工に對して

も罷業女工が全部復業してから一週間を経過すれば釋放すべきを宣言して居たから、問題の鍵は工賃増給の要求に對して製絲家、女工側何れかの讓歩によつて解決すべきものであつたが、製絲家も絲況不振の際なれば前年同様の賃銀を支給するは困難なるべく、之れが爲めに解決は行惱みの状態にあつた。

然しながら女工側も長く休業すれば糊口問題が目前に迫つて居るのは解りきつて居るし、製絲家側も勿論苦痛とする譯であるから遂に松滬警察署長が其の間に這入つて調停役となり、製絲家側を代表する江蘇省議員陳氏と、女工側の代表たる省議員吳氏の三者によつて協議された結果賃銀に就いては日給四十二仙に一仙を増して四十三仙とすること及先に首謀者として拘禁されて居る女工は復業を俟つて釋放すとの二件にて同月二十八日より開業することに話が纏つて圓滿な解決を告げたのである。

同時に此の事件の善後策として絲廠女工會議所なるものが生れた、これは製絲家及女工間の意志の疎通を計つてかゝる事件を未前に防ぐといふ趣旨で、その大要を挙げると左記の如くである。

- 一、絲廠女工會議所を設けて絲廠業總公所内に置くこと
- 二、同會議所の經費として毎月五百元を絲廠公所より支出すること
- 三、會議所には經驗及學識ある女工二十名を選出して調査員とすること
- 四、該調査員の人選に就いては絲廠總公所の同意を経ること
- 五、該調査員の業務は絲廠總公所側調査員と協同して行ふこと
- 六、絲廠女工會議所を承認したる以後女工側は再び同盟罷業を爲さざること

此の契約は總公所總理沈聯芳氏と女工側代表穆志英との間に調印せられ七月から實行される



といふが、思ふに是れは女工間には江北人とか紹興人といふ様に地方的に系統があつてそれぞれ各々親方とも見るべきものがあるから、彼等を調査員なる名目の下に懐柔して此種の事件を防止するものゝ如くであつた。

### (三) 一九二五年五參慘案と製絲女工

五參慘案と唱へ同年五月三十日に勃發せる所謂上海事件は全市百業の罷市となり、三十萬工人の罷業を生じ當時世界の視聽を集めた大事件であつたが、此際獨り數萬の女工を擁する製絲業は殆どその埒外にあつた。僅に外人關係の怡和絲廠ヂョウヤとそれから虹口同豊永絲廠に多少の動搖を見たが、後者は僅に一日にして事なくして済んだ。元來虹口方面の女工は閩北方面よりは實の悪い傾向がある。而して未曾有な上海事件は對外關係に起因せるものであつたから、當時製絲業は國産の輸出品として日本絲とは競争の立場にあつて支那絲の輸出が一俵減少せば日本絲の輸出は一俵を殖える關係にあるから罷業に及ばずとの説が唱へられたのであつた。

### (四) 一九二六年無錫閩北及漢口の罷業

越へて一九二六年製絲勞働界は多難の年であつた。先づ無錫製絲業に於ては新繭の出廻りを控へた五月二十一日工賃の値上要求を開始し、無錫全部に互つて大騒動を演じ漸く六月初旬三仙値増しの日給四十八仙にして漸く落着を見た。斯く無錫罷業が工賃問題に終始したのは同期無錫に新設工場六廠凡そ二千五百釜の急増を告げたからである。即ち是等新設工場は工女募集の對策から五月十九日に既設工場の日給四十五仙に比し四十八仙を支拂ひ且又之に多少の賞與を給する旨を發表して女工の招致に努めた。之を聞いた既設工場の女工は前者と同様の待遇を迫り、日給四仙方の値上を要求したが素氣なく拒絶された、其間一工場に於て職員と女工との口論が

動機となつて大亂闘を起した爲め、巡警の出勤を請ひ、數名の主謀者が拘引された。之が爲め一層女工の激怒を買ひ、遂に無錫全圓の罷業となり、數千の女工は一揃に罷工して一二工場に暴行を加ふるものがあつた。而して時偶々新繭の登市を目捷に控へた折柄であつたから遂に製絲家側の讓歩となつて日給四十八仙の値上に解決を見た。

この無錫罷業は延いて上海に事なくして濟まぬと見られたが、果然六月二十八日から上海には從來に見ざる罷業騒が起つた。之れが動機は偶然にも閩北及虹口兩方面に起つて、事件は擴大するに従つて女工側の暗闘となり、數廠の暴行事件や巡警の發砲によつて死者二名を出したといふ騒動振りであつた。即ちこの罷業の動機は先づ六月二十八日虹口の天昌絲廠に於て一女工が晝休みの時間を利用して煮繭釜で褲子ズボンを洗濯して居るのを發見した管車ケグは之を叱責して其の褲子を焼き捨てた。之を切かけに不良性の女工等は善良女工を語らつて彼等がこれまで組織せる製絲女工會の會費として工場主を代理に日給の中から二仙宛差引いて保管する會費の即時返還を要求して遂に虹口全體の罷業となつた。

この罷業が未だ解決せぬ裡に一方閩北の天來絲廠に於て二十二日管車は成績不良の一工女に對し二元の罰金を課した。女工は之に泣を入れて一元に減額を受けたが、更に割安な銅貨を以て支拂はんことを主張して解決を見ずに、之を女工會に持込んで會長穆志英に調停を依頼した。然るに會長は前一九二四年度の項に一寸述べた通り絲繭總公所から月額三百元の手當を受け、今や之に買収されてその走狗となれる傾があつたから平素女工の反感を買へるにこの罰金事件の調停にも製絲家側に有利のやう仲裁したのであつた。之が爲めに會員の感情を激發して會費(日給より二仙宛控除)の不納を宣言し、二十五日の工賃支拂日にはその會費の即時拂戻を請求して罷工



するに至つた。然るに工會に屬せざる女工は平素通り就業せんとしたるに形勢不穩と見た天來其他數工場はその日休業を宣した。そこで女工側は一團となつて天來絲廠其他十四廠を襲ふて器械器具を破壊し約一萬元の損失を與へた。之が爲めに支那警察署では巡警を繰出して非常警戒に當つたが、そこで巡警と女工が衝突して巡警は女工から糞桶を浴びせかけられる駭に、巡警が發砲して死者二名を出し、多數拘束者を見た。此の騒ぎに穆志英は逃亡せるが、女工の一團はその居宅を襲撃するなど、二十六日から虹口及閘北數十廠に亘つて罷業が擴大した。斯くて女工側は(一)女工會長穆志英の罷免(二)工賃値上五仙のこと(三)就業時間は午前六時より午後五時まで(四)亂罰せざること(五)工賃半月分を翌月に繰越さぬこと等の要求條件を呈した。そして隊伍を組んで示威運動を試みた。爰に於て閘北警察署は暴行事件の再發を慮りたれば仲裁に立つて製絲家及女工側を調停し、不取敢へず上記(一)及(五)の二條件を製絲家に承諾せしめ、殘餘の要求條件は保留することとして兎も角六月三十日から六百名の軍警を派して各工場を警戒の下に漸く就業を見るに至つた。

繼つて其頃よりして支那の政局は三民主義を標榜する國民政府の北伐軍は積望を遂げて八月遂に武漢を占領するに至つた。そして武漢國民政府の成立となるや共產黨の跳梁は甚しく、廣東と同様に各種の工人會が設けられ、工場主との交渉は之を公會で引受け、公會は軍隊及警察と連絡をとつて随時工人に有利な解決を促し、若し工場主が之を承認せざれば官憲の力を以て強制する有様であつた。之が爲めに漢口に於ける製絲工場主の如きも不法監禁され、要求條件をして(一)製絲女工會の承認(二)右公會の凡ての經費を工場側にて負擔すること(三)從來女工賃の一千文(約三角我金三十五錢)を支拂居りしも、之れを大洋四角五分(我金五十三錢)に増給すること(四)從來休業の場

合は工賃を支拂はざりしも、爾後公休日と雖も普通の賃銀を支拂ふこと(五)工場の都合にて女工の入場を拒絶する場合と雖も普通の工賃を支拂ふこと(六)就業時間を七時間とすること等其の他大小條件として、合計二十個の強要を受け、休業の己むなきに至つた。この漢口の赤化運動はその翌春南軍の上海占領となつて一九二七年上海には未曾有の騒動が持ち上つたのであつた。

### (五) 一九二七年赤化騒動、新絲期の罷工及製絲工場職員の罷業

同年は全く製絲家受難の年であつた。舊正月も開けて間もない二月二十一日南軍の手に杭州の陥落を見るや上海の總工會は祝意を表すべく全市に亘つて總罷業を命じ、之に己むなく絲繭總公所も臨時總會を開いて製絲工場罷業の件を議決し、之よりして業界は漸く不安を加へた。續いて上海に青天白日旗が掲揚さるゝと同時に奉天軍との間に猛烈なる市街戦を演ぜられ、其の間工人は工場を乗取り、武器を執つて横行し、北軍の根據を動搖せしむるに目覺しい活動をしたことが後日彼等の跳梁を恣にする原因であつた。蓋總工會の中心勢力は共產黨員の掌中であつて彼等が爪牙を現すや南京事件に續いて上海には恐慌状態を演出したのであつた。上海市中の不安状態は極度に達して製絲工場も三月二十一日から休業の己むなきに至つた。總工會は各種工場に對し代表工人權の承認、生活の保障及八時間労働其他莫大の要求を提出し、製絲業に關しては總工會から絲繭總公所に對し(一)女工賃は七十仙(二)労働時間八時間(三)女工の出産あるときは六週間の休養四日を與へ工賃を支給すること(五)工場の休日と雖も工賃を支給す(六)工會の許諾なくして勝手に解雇することを得ず(七)日曜日に開工するときは普通工賃の二倍を支給すること等の要求を迫つた。而して無錫製絲工場は三月二十五日から開業を見たが、斯る要求に接した上海當業者は彼等にとつて致命的なものであるとして數次對策の結果(一)原繭の在荷不足なること(二)長時日に



互り休業は徒らに女工の生活を不安ならしむ(三)總工會との交渉は新繭出廻後までに延期すること(四)工賃其他は従前通り變更せざること等を申合はせ、三十日より在上海製絲工場は一律開業することとした、而して女工出入時間は工部局及陸戦隊の了解を得て午前四時に臨時交通を許可することになつた。折柄總工會よりは更に各製絲工場に對し四月一日附を以て左記の要求條件を呈出せられたる爲め、手持原繭が不足の折柄弗々工場を閉鎖するものすら現はれて來た、今製絲工場に對する要求條件を見るに(一)工會は工人を代表するの權を有す(二)今回の罷工期間内の工賃は平常通り支給すべし(三)工賃を(イ)二十仙以内の者は加倍す(ロ)二十仙以上三十仙以内の者へは八割を増給すべし(ハ)三十仙以上四十仙以内の者へは七割を増給すべし(ニ)四十仙以上五十仙以内の者へは五割を増給すべし(ホ)五十仙以上六十仙以内の者へは四割を増給すべし(ヘ)六十仙以上は一律三割を増給すべし(ト)剃繭(毛羽剥き)は毎籃五磅を越ゆることを得ず、而して毎籃の工賃を最少二十仙の割合を以て増給すべし(四)工人を打擲又は罵り、濫罰することを得ず、罰金は五仙を越ゆることを得ず、而して此の罰金は該工場の工會に交付し工人の學校及娛樂機關の資に供す(五)工人の解雇は工會の同意を得るを要す(六)毎日午前六時より十一時半迄午後〇時半より五時迄を勤務時間とす(七)女工に出産あるときは六週間の公休を給し、工賃を削減することを得ず、工場内には嬰兒哺乳所を設け女工嬰兒を收容し哺乳に便ならしむ(八)工賃の預りは五日分を越ゆることを得ず、發給日を毎月一日、十五日と定め變更削減することを得ず(九)日曜日、記念日及休場日の工賃は平常通り支給すべし、而して毎月の賞與は従前通り發給することを要す(一〇)廠主が若し缺損に因り又は其他の事由に因り事業を停止するときは(イ)三箇月以内の勤務者には其の半額の手當を支給し(ロ)半年以上の勤務者には三箇月以上の工賃に相當する手當を支給すべし(ハ)若し再開するときは先に

使用したる工人を使用すべし(三)休場中の家賃は免除す(一)工人に疾病あるときは工場主が醫藥料及工賃を負擔す(二)従業中死傷ありたるときは撫恤金を支給すべし(三)故なくして工人を解雇することを得ず(四)工場内の門戸窓を改良し衛生に注意すべし(五)十四箇條に互つて居る。

此の過大なる要求に應じたならば製絲家は數ヶ月ならずして、破産するの外なく、寧ろ此際休業するに如かずと腹を据えたものゝ如くであつた。而かも製絲工場には糾察隊がピストルを持して出入する有様に不安状態は絶えず、當時一般市中の模様は南軍や糾察隊が武裝の儘各國陸戦隊と對峙して居り、何日何時砲火を交えるか流言益々多く一刻として不安の念去らず、住民も支那町の者は租界、租界の者は支那町に、上海の者は田舎に、田舎の者は上海へと互に各地を避難して歩く故汽車、汽船、民船は大繁昌であり、汽船會社の買辦の如きは大成金となり、ホク／＼者であつたが、又一方には着のみ着の儘で逃ぐるものもあり、火の消えたと同様に如何にして仕事をせんかと考ふるよりも、如何にして生命と財産を保全せんかと腐心する外餘念もない、全くの暗黒時代を現出したのであつた。一方蘇州にあつては我が日華蠶絲株式會社經營の瑞豐絲廠は總工會の手に占領せられて過大の要求を迫られ、また蘇經絲廠の廠主は馬に乗せられて群衆の罵聲裡に引ずり廻はされるなど上海よりも警察力の及ぶぬ爲めにその暴狀は言語に絶するものがあつた。斯くして國民政府の信用は地を拂ひ、内外人の怨府となつたが爲めに右翼派の蔣介石は遂に自衛上共產黨員にクーデターを斷行するに至つて漸く人心も平穩に歸し製絲工場も開業を見た。上海はこの共產黨狩によつて新繭の登市頃には殆ど不安状態も去つて颯風一過の觀があつたが、然しその餘波とも見らるゝは六月二十五日虹口方面の十八廠に互つて工賃の値上要求に罷業を開始し、示威運動は猛烈を極め瑞輪絲廠に於ては女工の罷業參加を強制中門衛の發砲によつて一女工を仆した。



然しこの罷業は結局製絲家が折れて工賃四十八仙の値上によつて解決を見た。其後罷業騒も一段落と見られたが、然し裏面に於ける共產黨分子の策動は熄まず、官憲の隙を窺ふては煽動を試みるものがあつて、遂に九月十五日には未だ前例なき製絲工場の職員及男工の罷業が突如勃發し待遇の改善を工場主に迫つた。同時に女工團も之に同情罷業といふ形をとつて日給八十仙より一躍六十五仙の値上を持出して此の兩者は相互に連絡をとり、上海全工場に一律罷業した。今之に就いて従業員罷業團の要求條件を掲げれば次の如くである。

絲廠業務工會要求條件譯文

- 拜啓上海東區第一、上海北區第一、上海北區第六の三製絲場業務工會は工場主側一致の御意見を承はり度く聯席會議を開き、先に三業務工會より提出せる條件に基き、左の十二箇條を定め一致行動を取る事を議決仕り候に就き、工場主側に於かれても公平に御評議下され速に御解決下さらば幸甚の至りに存上候 條件如下
- (一)本會は純粹の職工集團にして全職工の代表權を承認し本會成立の日より本會費とし毎月一釜につき十仙宛徴收する事を承認する事
  - (二)工場規則の改正及雇傭契約に就きては本會と協議の上決定する事
  - (三)工場より製出する蛹はもと職工の所得となつてゐたのを現在は工場主の所得となり居るが、是れをもと通り職工の所得となし、賣上代金の分配法は各職工の毎月の給料高に比例し給料高一弗毎に五十五仙の割合とし一年四回の節期に於て是れを分配する事
  - (四)給料は一樣に本年陰曆五月分より増加する事
  - (イ)繰絲室 總釜數二百釜を標準となし最低給料毎月三十六弗とし、一百釜の増加と五十釜の縮減とを同じ比例に計算し其の釜數により給料の多少を計算する

即ち百釜増加せる場合は給料四弗を増し五十釜縮減せる場合は給料四弗を減少するものである、其の他檢番は一列二十六釜備付けを標準とし、此の二列を管理する者の最低給料毎月三十六弗とし一列の釜數最少二十釜以内を管理するものは給料二弗を減じ最大三十釜以上を管理するものは給料二弗を加俸する事、而して一列だけ管理するものゝ給料は二列を管理するものゝ給料の八割と計算する

- (ロ)總造場及括造場に於ては其の主任は(釜數二百を標準とし)最低給料四十二弗とし、釜數の増減百釜につき給料四弗の増減をする、其の他の職員は是れを二級に分ち副主任及主任代理は第一級とし其の他の職員を第二級とし、而して釜數二百釜を標準となし第一級者最低給料は三十四弗、第二級者最低給料は三十弗とす、而して百釜を増す毎に二弗の加俸する事
- (ハ)選繭室 釜數二百釜を標準となし主任の最低給料三十弗、釜數五十釜の増減毎に給料三弗を増減する事

其の他工賃係及剝繭係主任の給料は二百釜を標準とし毎月二十二弗を最低とし、釜數百釜の増減毎に給料貳弗を増減する事、煮繭係、熨斗製造係は釜數貳百を標準とし主任最低給料毎月十八弗、而して釜數百釜毎の増減に依り毎月給料貳弗を増減する事

其の他各部主任以下の職員給料は該部主任給料の八割とす但し見習生及見習の期間を過ぐるも正式の職務を擔當する事の出来ない者は例外とす

倉庫係、會計係、庶務係及工場長は釜數を標準とはせず従來の給料十弗以上の者は七弗加俸、二十弗以上の者は六弗加俸、三十弗以上の者は五弗加俸、四十弗以上六十弗の者は四弗加



俸、六十弗以上百弗の者は三弗加俸、百弗以上の者は加俸なし

見習生は第一年月は毎月四弗、第二年月は八弗、第三年月は十二弗を支給する事、而して三年間に於て正式に職務を擔當せるものは本項の規定せる給料を支給する事、若し三年目に正式職務を擔當する事出来ない者は係の何たるに不拘最低毎月十六弗を支給する事

(三) 雑役は繰絲室に仕事をする者は釜數五十を標準とし最低給料十六弗、四十釜以内は貳弗を減じ、六十釜以上は二弗を増す、括造場に仕事する者は釜數を標準とせず、最低十七弗、繭室に仕事をする者は剥繭室煮繭室に仕事をする者と同じく釜數二百を標準とし最低給料十六弗を支給し、釜數の多少により適宜給料を増減する事、其の他釜數を標準とせざるもの給料は一樣に最低十六弗を支給する事

(ホ) 門番、ボーイは最低給料十四弗

(ハ) 以上規定せる給料は業務に對する勤惰及經驗の深淺により二弗を限度として増減しても差支なし、但し從來の給料が本項に規定せる以上の額なる者は減少する事を得ず

(ト) 新繭出廻期に於て原繭買出しに出張せざる者に對し工場内に居る者には一箇月の給料を支給する事

(チ) 凡そ職員が本職として擔當せる以外に兼職ある場合は其の兼職の規定給料の三分の一以上を本給以外に加へる事

(五) 賞與は本年陰曆五月より起算し工場利益の十三分の三を職員賞與として分配し、協議の上給料額に應じ年二期に是れを支給する事、即ち第一期は年末、第二期は翌年六月末に分配する事、若し在荷を時價に見積り賞與計算に疑問の點あらば本會は調査員をして之を調査せしめる

(六) 勤務は毎月従前通り十四日勤務一日休業、但此の休日が日曜日、節日、又は紀念日に當る場合は全部一日休業とす、若し工場に於て仕事を急ぎ休日にも勤務せしむる場合は給料を倍加する事、但し三週間連續勤務するを得ず

(七) 職員を優遇する事

(イ) 衛生に關し職工の寢食、仕事場、料理室、寢室、便所は改良し衛生設備を完全にすること

(ロ) 職工撫恤に關し公務上の死亡或は負傷等の場合は平常の勤惰、仕事の優劣等を酌量し給料高に應じ工場より一年乃至三年の撫恤金を支給する事、又疾病の節は花柳病、肺病以外は其の醫藥費は工場より支出する事、但し三箇月以上に至るを得ず、又醫藥料として給料より差引するを得ず

(ハ) 賠償 若し工場内に於て天災、兵亂、水火、盜賊等の爲めに職員の蒙つた損害は其の輕重により工場側に於て賠償する事、但職員は其の賠償の多少に抗議するを得ず、同時に工場に於ても故意に其の損害の見積價を少なくするような事がなく、公平に見積る事

(ニ) 營業 工場は理由なくして工場の組織を變更するを得ず、若し營業不振に因り工場を縮小閉塞する場合は少くとも一箇月以上の給料を支給する事

(ホ) 機械係 機械係は從來の請負制度を廢し請負人夫頭は人夫の請負をすべからず繰絲室の鍛冶工は貳百釜を標準とし最低給料毎月二十四弗、同じく大工は最低二十弗、若し貳百釜以上の場合は五十釜を増す毎に貳弗を増加し貳百釜以下のものは一樣に貳百釜の計算に準ずる、又二職を兼ねて繰絲室に働くものは別に五弗を加俸し、生活用の石炭代、水道料は第四項に準ず。會計庶務、倉庫係主任も亦同様處理す、又工場内發電機を設備するもの



は其検査に一人を用ふべく、最低給料二十弗を支給し、其の増給に際しては本年五月より計算すべし

(八)工場が止むを得ず中途に營業を停止するか或は契約満期となり工場主を交代して營業を繼續する場合従来の工人を其の儘に捨て、他より雇入るを得ず、中途に於て職員を採用せんとせば先づ本會に報告し本會の失業會員を先に採用すべき事、工場は止むを得ざる時に非れば濫りに營業を停止するを得ず

(九)工場主は理由なくして工人を解雇するを得ず、若し解雇する必要がある場合は本會の同意を要す、工會は其理由を質し事情を尋ね其の工人に大なる過失なきときは解雇せず使用するよう請求する義務があること

(十)此等諸條件は本年五月新繭出廻の時より履行すべし

然し此の事件は一般従業員の本意にあらず寧ろ共產系過激分子の煽動によつて起つたものなれば結局製絲家側及従業員が相互に研究することにして數日ならずして解決を告げた。

### (六) 一九二八年春挽期の罷業と製絲家側の強硬態度

斯様に製絲労働界は大正十一年以降回を重ねる毎に悪化すると同時に製絲女工側はその都度工賃の値上要求の希望を満して所謂味を占めて来たが、昭和三年新絲期の罷業勃發に對しては製絲家側も遂に従来の態度を一變して頗る強硬に出でたる爲に遂に罷業女工の失敗に歸した、その顛末を擧げて本項を終るであらう。

其の罷業の原因は之より曩き同年三月上海玉絲工場緯綸絲廠に於て一工人が巡警の爲めに毆打致死された事件は六月六日無罪の判決があつた爲めに工人の憤慨を買ひ、工會總會決議の結果

全市製絲工場に亘つて總罷業を執行するに決し、翌七日より一律に罷業すると共に緯綸絲廠主徐可亭に向つて(一)死亡工人の遺族に見舞金として三十年間の工賃銀六、六三〇元及葬儀養老費二、〇〇〇元の支拂(二)本事件後援費二、〇〇〇元の支拂(三)工會の同意なくして工人を解雇すべからず等例により種々八ヶ條の要件を呈出した。

然るに之に對し製絲家の態度は從來の罷業に鑑み此機に徹底的に之を解決せねば今後一層斯業の安全を缺く懼ありとし、それに當時絲況は不振に操業を急とせぬ事情よりして緯綸總公所に協議の結果前記の工人側の要求を一蹴するのみならず更に(一)絲廠工會の解散(二)操業時間を一時間延長して十二時間とすること(三)賃銀の値下及(四)從來工人の所得せる蠶類は今後工人が之を處分し得ざること等條件を提げて逆襲した。同時に製絲家は結束して之に當るべく(一)工人側に對し提出せる四箇條の目的達成する迄、各工場共自發的に休業すること。(二)十日及十一日の兩日中に先きに預り居たる半月分の工賃及其の後の工賃共全部支拂、二箇月の休業を宣する事、絲廠従業員にも月給を支給し解散すること。(三)操業開始は目的達成後にして若し勝手に開場するもの有る時は本事件の爲めに被るべき各絲廠の損害全部を賠償せしむること。(四)本事件の交渉及操業開始の時機等は委員に一任する事等を申合せて徹底的に工人會に當るべく腹を据へた。工人會側は意外にもこの強硬なる態度に挫かれて、無殘にも前記要求中に於ける罷業中の工賃支給の一項をのみに大讓歩して妥協を申込み同月十八日より罷工の工場に赴き就業せんとする者多かりしが、俄然工場主側より不服を主張せられて休業中諸機械の損傷修理の要あり及愈々開工するに能は原繭の引取り等相等の時日を要する故夫れ迄休業すとの理由の下に再び解散せられ復工不能となつた。更に進みて工場主の意見及要求としては(一)各工人の無條件復工(二)休業中の工賃支



拂は六日分を以て限度とす(三)釜底の分配は工場主の自由に歸す(四)今後に於ける罷工に對する官憲の保障並に工人の署名調印(五)製絲家側に於ける窮狀を脱する迄多少なりとも工賃の低下等五項にして其の内第三項及第五項は結局は讓歩せらるべきが、第一及第四項は絶対的のものとして強固に主張し、調印せらるゝ迄休業を繼續する事に決議せられた。斯くして工人側は慘敗に終らざるを得なかつたが、其間上海警備司令部が仲裁に立ち、斯く永く罷業するは工人側の生活を不安ならしむるのみならず國産品としての唯一品なる製絲業の休業は國家の非常なる不利益を來し加ふるに勞資共損失を被むる事、重且つ大なるものある故、左記の條項に付て考慮の上、工人側の無條件復工は勿論、製絲家側も司令部を信用して速かに開工すべき旨の命令を發せられ、各不滿乍ら之を承諾する事となつた。即ち(一)工人側は無條件復工のこと(二)六月二十三日を限り復工せざる者は官憲が之を拘束す(三)若し工會として復工を肯ぜざる時は、直に工會を解散すべし(四)罷工中の工賃は他日司令部に於て決定すべし(五)將來罷業又は不穩の行爲ありたる時は即時工會を解散し、且つ司令部が之を解決すべき保障をすること。斯く從來罷業すれば必ず要求の一部を貫徹して來た労働者側も今次の罷業には製絲家側に屈服するに至つたが、之によつて製絲労働問題が一團圓となるやは今後の事實に俟つ外はない。

## 二〇 製絲業の組織と經營振

轉じて製絲業の經營から經濟方面を觀察するに、先づ斯業の組織に至つては個人若くは會社組織によるものはないではないが、大部分は恰度本邦斯業に於ける某々組といふが如き匿名組

合に類似する形式を採る、それは數名の同志を集めて組合を作り、この内から一名時として二名の經理人と稱する業務代表者を擧げ、その出資金を「もとで」に金主(錢莊)を求め、之に出資金の大部を見返擔保に提供して一定額の融通を受ける方法である。此場合經理人といふが所謂製絲家であつて無限責任を負ふて直接業務を擔當する。それから他の組合員は有限責任社員にして事業失敗の曉經理人のみで債務を辨償し得ざる場合と雖も連帶責任の義務はない。斯様な組織は製絲業に限らず支那に於ける一般企業的方式であつて、極端なものになると經理人には薄資者を立て、資力あるものは組合裡に匿れて甘い汁を吸ひ、損失は前者に負はしめて巧に免るといふ弊害を件ふて居る。しかも製絲經營に至つては薄資を以て遣繰算段の出来る條件を備へて居る。既述の如く工場は譯なく賃借するから、資金と言へば繭資金や工賃支拂等の流動資本で足るし、加へて乾繭取引の利用は資金の廻轉を迅速ならしめて居る。茲を以て製絲家の極く切り詰めたる經營法に至りては從來資本は僅に五千乃至一萬兩を以て之に當り購繭資金の調達には豫め一年若くは半年分の生ずべき副蠶物を先賣し其の手附金として長熨斗百斤十五兩、玉繭繭衣百斤各十兩の割合にて若干銀額を得、之を頭金として資金の融通を受けて運轉するものがあつた。然し最近繭價の昂騰による原資金の膨張は此種資金の調達法のみでは經營困難となるに至つた。

隨つて上海式經營は比較的大規模に通例二百釜以上を經營するも其の資本金に至つては小なるは二三萬兩から普通七八萬兩迄で、大製絲家と雖も五十萬兩を超ゆるものは殆どない、所謂



製絲家なるものは普通管車の地位を進めて總管車となれる者が同志を得て獨立するの徑路を覆むものが多い、故に彼等は永年斯業に關係する強か者ではあるが、然しその成功は容易でない。假りに利益を擧げた年でも、その分配に就いて一例を以て説明すれば四人のものが一口宛を出資し、二百四五十釜の工場を經營して三萬兩の利益を擧げたと假定するに、その利益の處分は先づ製絲家(即ち經理)及従業員全體に報酬として各一割を與へる慣習である。そこで其殘額二萬四千兩に對し組合員一口の配當額は六千兩となり、結局製絲家の所得はこの配當割に前記報酬を加へたる九千兩となる勘定である。然しこの様な利益は廻り合せの良い年でなくては一寸儲らないから製絲家もた易く太れない譯である。

そして不況期に遇ひ損失の場合には各自が持ち出して穴を埋めてから其組合を解散して終ひ、更に新規に組合を作るものが多く、此種の離合集散は例年全工場數の一、二割を占める有様で終始一貫斯業に當らんとする意氣込などは到底認められないのである。それ位ならば未だしも製絲家の中には支那人の通弊として、種々な胡麻化しをやり、組合の損得よりも私腹を肥やすに吸々たる手合が尠くないのである。

斯して斯業は既に數十年を経るも、未だ本邦に見るが如き大製絲家の輩出するなく、また之によつて陶朱の富を作つたものを聞かぬ、試みに日支の製絲家を對照して見るに元來本邦斯業は地方的工業として之を業とするものは力行の人々であり、その經營振りはどちらかと言へば、生産費を切詰めて、そこに利潤を作らんとするかに見える。故に其の能率及生産費が甚だ重要視

され、端的に言へば繭の解舒と絲目とは經營の骨子を爲して居るものと言ふべきである。

然るに上海といふ大都市に起つて、特色ある發達を遂げた此處の製絲業にあつては本邦と異つて、製絲の經營振りには支那流の商才が多分に加味され、彼等は工場經營よりも、生絲、原繭及屑物の買賣に奔命して居る傾があり。製絲家は概ね商賣人と云ふべき型であつて、前者の一家一族が之に資産を投じて眞劍に事業に當るものとはその選を異にする。即ち彼等の日常生活は普通工場業務を各間先生に任せ、主として外部關係の仕事に當るから、勢ひ交際に暇も潰すことになるのである。殊に支那人の交際は極く近親のものでない限り、私宅の往來は稀であつて、通例茶館、茶館等が盛に利用されて居り、之を通して諸般の要務を辦して居るが、此處で直ちに交際道具として使はれるものは、近頃本邦にも稍流行し出した麻雀牌といふ頗る念の入つた賭博で貴重なる時間を費すことが甚しい。加へて獨り製絲家に限らず普通支那人の趣味は多くは賭博と言つたやうな道樂に囚はれて居るが、就中鴉片の吸煙といふ酷い道樂があつて製絲家の中にもこの惡習に染んで居るものが尠くない。斯く一般製絲家の生活振りは「支那商人型」であつて、交際に時間と費用を徒費し、製絲業を商賣として取扱ひ、専ら相場の動きによつて、利益を狙つて居る有様であるから假令儲かつたにしても、それが直に經營の根柢を強固とするに至らず一興一倒を繰返す所以である。況して工場經營に工夫をこらすとか或は能率の増進を計ると言ふが如き細心の努力を要することは全然期待されないものである。



## 一一一 製絲家の信用及商標

製絲家を出身地別に見る時は常州人と湖州人とが最も多數を占めて居る。それは湖州は古來有名な七里絲の産地として永年生絲商館との接觸が繁かつたから器械工場に先鞭を付け、漸次相當の勢力を占むるに至つたものである。それから常州人と言へば企業心に富み、殊に紡績及製粉業等の工場經營に長じ、上海の事業家階級に有力な地歩を占めて居るに加へ、常州府下の無錫が中支最大の繭市場にして製絲經營に便益多く、自然斯業に着手するもの多きを加へたのであるが、殊に近時無錫製絲業の發展振りは良く之を物語つて居る。それからまた上海製絲業は膝元に生絲市場を控へて居る關係から、生絲商館の買辦番頭が製絲經營に當つて相當勢力を占め居る。そしてこの買辦を通じて商館と製絲家との間に夫々粗密の關係を生じ或は製絲家同志の關係から其の間に種々系統とも見るべきものがある。更に特色と言ふべきは、生絲の商標は工場に屬すと言ふよりも寧ろ製絲家に屬し、その人物及信用は直ちに商標の上に現れて製絲家と商標即ち生絲の品位とは密接な關係にある。それといふのは斯業はその繰絲及管理法が各工場とも、一つの型に嵌まつて居つて、殆ど異同を認めないから、生絲の良否即ち絲の格は經營者の監督を始めとして、工女、原繭及其の選繭の如何によつて岐れ、その一半は經營者の人物信用に歸するものである。既に優等格に屬する工場を見るに、經營者の監督も行き届いて居るし、また選繭も眞面目にやつて居るが、否らざるものは之に反する狀況である。かの金雙鹿 (Gold

Double Deer)の商標を以て、有名な永泰絲廠の經營者は先年物故した徐錦榮氏で、現業員より鍛え上げただけに、經營に熱心なことは異彩を放つて居たが、曾て氏は語るに「この金雙鹿の絲は乃公が居なくては出来ないし、また此處の女工がなくても駄目である」と言つたことがあるが事實その通り上海絲の商標は製絲工場に屬するよりも、製絲家に附隨して居るものである。だから製絲工場の一部に年々看板が變つても市場の商標には餘り變化を來さないのである。従て商標の價値は直ちに製絲家の信用を表はすべき關係にあるが、製絲家の中には兎もすれば狡猾な奸手段を弄して喰へない人物が尠くない。據つて上海生絲市場に相當認めらる商標及其の人物に互つて少しく批評を加へて見やう。

## 一、吳登瀛氏 (瑞綸六一〇釜、商標 Anchor)

瑞綸絲廠は永泰信昌及怡和絲廠と共に上海の四大絲廠と言はれて居る一流どころで、就中その設備管理の完全なる上海隨一の稱がある。同廠は従前の獨逸商館瑞記洋行の直營であつたが歐戰勃發後吳氏の父たる吳爛溪外二人が之を繼承した、然し戰時の不況期に在つて業績は思はずからず、その後は吳登瀛氏個人の經營に移つてから成績を挙げ、今では上海に於て最も健實なる製絲家となつて居る。そして純然たる個人經營と言ふべきは、この瑞綸と吳松岩氏の大綸位のものであらう。現在吳氏は安利洋行の買辦も兼ねて生絲の賣込に當り、工場管理にはその子息をして當らしめてゐる、それから氏の弟吳坤川の經營する瑞和(一三六釜)は瑞綸の傍系工場である。

## 一、薛潤培 (永泰四八〇、錦記三一四釜、商標 Gold Double Deer)



永泰と言へば金雙鹿の商標を以て聞えたる有名な工場である。それには前經營者たる故徐錦榮氏が直接工場の管理に當つて奮闘努力した賜物である。實際上海に於て製絲家らしい製絲家と言へば僅に徐氏位のものであつた。一九二五年氏の歿後無錫工場錦記の經理薛潤培氏が其の後を襲ふて代表者となつて居る。一體この組合員には無錫の資産家にして事業家たる薛南冥氏が加はつて居り、また無錫地方に十數箇所の滿行を所有して居るなどの強味があり、這裡の關係から一九二六年上海の永泰をも無錫に移轉するに至つたが徐氏の死後經營を根據ある無錫に纏めることは蓋し利巧な策であらう。

一、史馨生 (信昌五三六、百司一八四、有司福二〇八、緒昌福二〇八、緒昌德二七八、計一四一四釜)

信昌は昔から有名な工場であるが、其經營者は暫々變つて居る。前者は當初百司洋行の買辦を兼ねて百司絲廠を經營して居たが、この兩三年來漸次手を擴げて、最近では前記五工場、言ひ換れば五箇の組合を代表して千四百餘釜を統轄する大製絲家となり、相當の利益を擧げて居る。然し氏はもう相當の年輩で、活動的な事業家と言ふべき程の人物ではない。この大規模經營には生絲商の大手筋として、取扱高に一頭地を抜いて居る信孚洋行の買辦薛浩峯其他が此の組合員に加はつて後楯を爲して居ることが、與かつて力あり、此の一團は信孚洋行系統とも見られる。商標は廠房 Factory 大將軍 Bayard 等が有名である。

一、呂和聲 (怡和五四〇)

從前協和絲廠を經營し、現在は怡和洋行の直營に係はる怡和絲廠の買辦である、從て普通製絲家とは少しく趣を異にして居るが、四大絲廠の一つとして、其經營の任に當る呂氏を茲に擧げること

は不可はない、そして氏は上海製絲家としては眞面目なる經營者である。

一、朱靜庵 (元豐二四四、同豐永一六四、新豐二四〇、計六四八釜)

氏は虹口方面製絲家の元老格であり、前記工場の經營者たると同時に、大手筋怡和洋行生絲部の買辦を兼ねる一流の製絲家である。この組合には上海の玉蘭其他屑物界の牛耳を採つた馮懋記も關係して居り、また前記永泰の故徐氏とは親戚筋である。此の一派は怡和系統に屬すべきもので、其商標日鶴及新世界等は從前怡和洋行以外には賣らなかつたものである。序手に怡和と言へば從前生絲輸出商の第一位にあつて、多數の工場に密接なる關係を持つて勢力を張つたものであるが、最近數年來は昔日程の元氣はない。

一、故奚雨人 (協安二三〇、緒昌永二六〇、緒昌仁二〇八、協豐二二四、計九二二釜)

前者の朱氏に對して奚氏は閩北製絲家の元老とも言ふべく、この方面の數多い製絲家の内で、十餘年來一貫して斯業に當つて居るものは同氏一人位のものであらう。この一派は今から十年前に吳子敬といつて鳴らした製絲家の後を繼承したもので、商標も吳氏の頭文字たる W. T. K. を用し優等格である。但し此一流製絲家も一九二五年他界の人となつて終つた。然し其の後繼者が不明であるから、茲に氏を擧げて置いた。

一、丁汝霖 (允餘四〇四、第二廠三三六、第三廠四六四、計一、二〇四釜)

最近數年來上海製絲界に於て羽振りの良い、敏腕の製絲家としては、先づ第一に丁汝霖氏を擧げなくてはならなかつた。氏は本來有名なる生絲プロカーとして、上海生絲貿易に精通した人であつた。慎餘及有餘洋行の買辦を努め、プロカーもやつて、それで製絲經營に着手したのは未だ十數年來のことであるが、繭の仕入には遠く山東、湖北及安徽省方面へも手を延し、また生絲は前記商館



を通じて、直輸出をやるなど、活動的な事業家であり、上海製絲業の改善などは同氏の如き人物に俟つべきものと期待されたが、氏も亦廢人となつた。同年上海製絲界は有力な永泰の徐氏、協安の奚氏共に逝き、丁氏を失ひて轉た寂莫の感がある。而して丁氏の事業はその二子が之を繼いで居る。

### 一、邱敏庭 (天來三工場五八八)

氏も亦丁氏同様生絲プロカーとして聞え此の方面から製絲經營に着手した湖州人であり、かの七里絲の揚返法などは氏の父が始めたと云ふことである。公安洋行の買辦を努め、生絲のプロカーをもやつて居り、製絲家としても一流筋である。系統を言へば三井洋行系統とも見られないことではない。尙ほ王擣卿の經營する泰來(二六〇)及大來(二二〇)も邱氏一派に屬した居る。

### 一、吳松岩 (大綸二〇〇)

氏は長年斯業に當つて居る製絲家である。片眼の故を以て、製絲家仲間に一隻眼と呼ばれ、八箇間敷屋にして惡辣との定評がある。それだけ金には抜目なく最近資産三十萬兩と言はれて居る。當初大綸を伊太利人アミダニ氏と關係して經營して居たが、最近は純然たる個人經營で、尙又安旗洋行と云ふ小さい商館の買辦をもやつて居る。それから氏の弟吳履卿の經營する永豐(二三四)も之に屬し、惡評はあつても製絲家としての基礎は健實である。「倪欽章」統益三五〇製絲家の顔觸も此邊から一流筋を下つて、二流どころになつて來るが倪氏は製絲家として古顔であり、曾て盛大であつた泰和洋行生絲部の買辦をも兼ね、經營振りも手堅い方である。續いて商館に關係ある製絲家を擧げると、黃吉文「豫豐一八六」米國筋美鷹洋行の買辦であり且前記工場を經營して居る。氏の弟黃吉太も安豫(一七六)を經營するに至つた。一體製絲家には湖州人及常州人が最も多數を占めて居るが氏は一寸變つて、安徽省の人である。「夏春權」連益二二四氏も亦た連納洋行の買辦と製絲

業を掛け持ちである。それから莫奎麟の經營する天綸(二五八)及曾佐麟の盈餘(一六〇)も連納系統と見るべく、莫氏の弟莫梅卿は上海の屑物三館臺、録洋行買辦として屑物界に巾を利かして居り、是等の工場にも關係して居る。「俞竹賢」通緯二〇八俞氏の商標海神「Triton」は上海絲綢物の標準になつて居る。永年比較的健實なる經營を續けて、最近事業は餘程良くなつて來た、その一族たる俞恂如の緒與(一九二)それから前年まで通緯の事務長格であつた程道卿の經營にする綸祥(一六二)及通緯の隣にある王佐泉(但し今期死亡)の裕綸經(二〇八)等は此一派に屬する製絲家である。「曹金可」(瑞豐二八四)有名な永泰絲廠の現業員から出て、先年三井關係の三元絲廠、續いて東亞蠶絲組合の經營せる瑞豐の總管車等を歴任し、獨立してから年々相當な成績を擧げて居る。工場管理にも熟達して居り、錢莊の信用もあつて、永泰の徐氏に似たところのある着實なる製絲家である。「孫榮昌」(豐泰二五六)製絲家としては古顔であり經營も手堅い方である。上海絹絲會社の絹織物部にも原絲を賣込んで居る。「杜鳳標」元餘二八四氏の本職は石炭商であつて、資産もある。これには無錫の大製絲家許稻孫も關係して居り、その分工場たる格である。製絲家も此邊までは上海製絲家の中堅とも言ふべく、不況期に際會してもそう動搖を來さない連中である。

更に古顔として王耀祖の恒隆(二四〇)湯杉泉の隆記、李東甫の洪泰(二三六)も以上の班内に入るべく、李氏は鎮江の大綸(二〇〇)をも經營し、人柄の良い人物である。續いて屠金山の盈豐(二三四)も之に次ぐであらう。もう一つ製絲界には昔の久成系統とも稱すべき一派がある。それは今から七八年前上海製絲界に風雲兒とも言ふべき人物に莫鵬清といふ製絲家があつた。彼は久成絲廠を始め、雲成、又成、利成等拾數箇の工場約三千五百釜を統轄して盛に活躍したもので、去る大正十年三月上海に於ける宏大なる繭絲倉庫が火災に遇つて生絲三千俵、乾繭數萬擔を燒失せる際の如き、そ



の夜半無錫に駆け付けて同地市場にある乾繭の大半を買占めたなどの辣腕を持つて居つた。然しこの大經營も長続きはせず間もなく破綻に終り、そして莫氏の没落後依然その殘黨と見るべきものに、先づ沈榕村の經營する雲成(二工場四八〇)がある。隨分長らく經營して居るが、業績は擧がつて居ないらしい。均しく同派の汪輔卿が經營する元元(二六〇)は相當好成績であり、また羅家灣にある李森甫の久成(四一六)湯也欽の寶泰(四一六)及莫金清の廣源(二〇八)等も久成系統の名殘として多少の健實味はある。次に少しく毛色の變つたものに葉欽如を經理とする物華(三工場六七〇)がある。これは株式組織で物華絲織綢廠といふが、生絲の二等絲を自家用とする爲めに設けたもので、一時は優勢に活躍したが、最近事業は稍蹙跌して三工場の中二工場は他に貸貸して居る。これなども支那人會社經營の通弊としてその局に當るものが喰つて終つたものと推せられる。それから繭の商賣を營業をする傍ら製絲に着手して居るものに吳漁生の九和(二三四)及蔣丙卿の允泰(二六〇)があり、有力なる屑物商黃錦帆も亦順豐(一二八)の經營に當つて居り、姚輔卿も九經(二四〇)の經理たると同時に蛹工場もやつて居る。更に之より一段下つて、二等絲の線絲を目的とする所謂下脚絲廠オチヤスワヅに張少卿の天昌(二三六)陶少江の錦雲(一二八)及吳成和の祥和(八四)等があつて、是等工場オチヤスワヅの生絲は内地消費にも需要されて居る。また兄弟で製絲家たるものに錢少菊の振興(四二八)及錢少峰があり、兩人とも隨分古顔ではあるが一起一倒を繰越して恵れない製絲家である。王子琴の久大(二二四)と王子佩の慎康(二四〇)も兄弟であつて、その父たる王笙甫氏は永年斯業に従事して、手堅い人物として名を賣つた製絲家であるが、二三年前この兩子になつてからは資産もなく一擲振はない有様である。以上の外未だ若干製絲家が殘つて居るが、爾餘のものは概ね信用なく、茲に批評するに値する程の人物はないから、次ぎに無錫其他地方製絲家に就いて一瞥して見よう。

此處の製絲家は上海に比して威勢が良い。先づ錦記(三二〇)の本店たる金双鹿の永泰が近く茲に移つて來たことは前述の通りであるし、中部支那に於ける最大工場振藝(七五二)を經營する許稻孫は上海の大製絲家丁汝霖氏と密接なる關係を有して活躍したが、一九二五年物故し、其後釜に前述杜鳳標氏が据つて居る。

それから程炳若を代表とする乾蛙(五二〇)と乾豐(二五六)は三踏舞 Three Dancer, の商標を以て聞え、數年前から上海にも分工場乾蛙申廠(二〇八)を經營して居る。程氏は英語に巧な三十歳代の少壯製絲家で、この組合には無錫商會會長の孫鶴卿も加はつて居る。次に無錫を少しく離れた田舎にある裕昌慎(三三〇)を經營する張湛華は上海には鐵工場をも經營して居る事業家である。是等の工場は相前後して最も早く設立された無錫一流の製絲家、何夢連の源康(三二〇)も相當古顔として之に次ぐが、季雲初の德興(四八〇)以下の各製絲家は、大正八九年來の好況期に起つたものであるから、未だ基礎を固めるところまでに至らない。上海と無錫の中間蘇州には古くから製絲工場が三つあつて商標星光半人等の優等絲を生産して居るが、斯業は停滯して居る。それは無錫に比して蘇州人が消極的たると同時に汪辛孜を經理とする蘇經(二工場五三六)は従前官督商辦の下に組織せられて諸種の特權を有つて居り、之を繼承した蘇經も蘇州園内の繭市場を獨占して居つて是迄他人が手の出せなかつた事情にもよるのである。次いで楊奎侯の延昌恒(二五二)は先代の楊信之氏が設立し、此處には數年前まで歐洲人が現業長として職に當つて居り、また楊氏は上海生絲界の元老であつた。然してこの保守的な地も最近繭市場とし且又製絲業地として面目を改めて來た。この蘇州と同様鎮江にある二工場も古くからあるが、原繭其他の關係から無錫蘇州に比して遜色があるから、將來とも發展は望まれない様である。續つて浙江省地方に於ける製絲家を見る



に最近一脈の生氣が認められ將來新生面を開拓すべきものは此方面の製絲家にあらずやと思惟される。それは塘棲にある大綸、蕭山の慶雲等が好成績を擧げて居るといふばかりではない。是等工場は上海其他と大差ないが杭州に於ける緯成(三八四)と嘉興にある裕嘉(二〇八)とは朱謀元を社長とする緯成公司の經營に係る純然たる日本式工場であつて、其の管理は相當見るべきものがある。

## 一一二 外人關係の製絲工場

既述の如く上海の製絲工場は最初歐洲人が始めたのであるから、彼地の技術者としてアミダニ、ビドネ、デネグリー及びリゴー其他諸氏が渡來して繰絲の指導に當れるあり、また同時に瑞綸及怡和絲廠の如き外人の直接經營とか、外支合辦による工場等があつた。しかし是等の工場は成績が思はしくなかつたので、外人も製絲經營からは漸次手を退くやうになり、最近に至つては上海地方に於て外人經營の工場は全く跡を絶つに至つた。

それに七八年前迄は歐洲人にして工場の現業長を勤めて居る者もあつたが、最近は之も全然見受けなくなつた。然し此等の技術者は單に工場の監督に當つたばかりでなく、自ら商標を所有して製絲家が之を借用する時は繰絲上の監督をなし、同時に生絲の賣込を周旋して精々高値を求めるやう盡力し、其の報酬として生絲賣上代金の百分の一見當に當る手数料を受けて居たのであつた。就中現在寶克洋行を經營してゐるアミダニ氏の如きは伊太利から空手でやつて來

てこの仕事で巨財を作つた人である。然し此種の商標は最初は聲價があつたであらうが、支那當業者が漸次經營法を呑込んで來れば、その價値のあるべき筈のものではないから、漸次商標の權威を失ひ此頃市場には此の種商標は認められない有様である。總じて最近外人の製絲工場に對する關係は外人の勢力などといふべく餘りに微弱である。而して現在上海の製絲工場は悉く支那人のみの組織に係る工場ではあるが、名義上に於て義商(伊)とか法商(佛)美商(米)若くは英商といふやうな外人の國籍を使つて居るものが尠くない。この事を普通洋商(洋商)と呼んで居るが、これは支那人名義よりも外人の名義にして置く方が便利な場合があるからである。現に前年江浙戰爭の勃發で上海は危險状態に頻して居る際に於て、此等の洋商牌子を使つて居る工場では夫々所屬の國旗を屋上高く掲揚して外國人經營の工場たることを示して居た。今外人名義を使用することがどれ位の利便があるかを見ると

イ、戰亂又は暴動の如き事件の起つた場合には工場を警衛するに便利であり且つ之によつて損失を蒙れる場合には損害賠償の要求が出来ること

ロ、火災に罹つた場合には保險會社に對し支那人名義よりも外人名義の方が保險金を文句なく受取ることが出来ること

ハ、支那官憲に對し自己の權利を保護し又は税金及雜徵等の誅求を免るること

ニ、生繭の買入に用ふる三聯單の下附を受くるに便利なること(三聯單を携帯すれば絲繭税の以外には各地厘金局に於ける検査、雜徵を免れ且つ暫々起る繭行に於ける強奪等に關して



は外人名義で交渉が出来るもので、之れは外人に限り所屬領事館から發給するものである。而して伊商名義は前記アミダニ氏關係の工場が使用して居る。同氏は之に對してその登記料及購繭資金の貸出又は周旋等を含む報酬として一工場に就き年額八百元を受けて居るといふことである。其他のものは各商館の買辦が經營して居る工場とか或は其の系統に屬するものが使用して無報酬なものもあり、中には領事館に登記せず出鱈目に使つて居るものもあるやうで之に關しては一定の慣習はない。更に日商に至つては日本が上海絲の華客先でもなく、また日人排斥にもよるか彼等は日商名義は一嚮に有難がらないやうである、然し日商に至つては斯様な名義に止らず眞銘の日人經營たる工場が一九二六年蘇州に設立を見た。即ち瑞豐絲廠がそれであるが、更に將來日商の活躍時代が来るか否やは興味ある點である。

### 一二三 一般金融狀況

薄資者の多い製絲家が比較的大規模の經營を爲し得るは一面上海が支那金融の中心市場なる地位に負ふ所が尠くない。而して製絲金融に就いては經營資金の融通と購繭資金調達の二者に分たれるが、之に就いて先づ上海一般金融狀況を述べて置かねばならぬ。言ふまでもなく上海は支那經濟界の中樞地にして貿易額の一半を占め、且つまた其の銀貨國なる事情は印度の孟買と並び世界に於ける銀需要の二大市場として最近數字の示す所によると支那銀輸出額の九割と其輸入額の四割とは上海の吞吐する所である。加へて列國の對支商權の擴張は上海を本據として各

國商人と其の自國銀行とは此處に集中して角逐する狀勢であるから上海金融市場は稀に見る繁忙と活況を呈する所以である。

### (一) 金融機關 上海金融市場を形成する主なる機關は外國銀行、新式銀行、錢莊、銀爐及公估局の五つである。

外國銀行は列國が對支貿易の發展を期すべく、在支自國商に對する資金調節機關として巨資を擁し預金、貸付、爲替を初め地金銀の買賣及兌換券の發行等の業務に活動し、上海金融界の牛耳を執つて居る。現在其銀行數は二十七行、他に外支合辦によるもの七行を算し其の分布に於て日本六、英國四、米國七、和蘭二其他佛白各一行の順序なるは各國對支貿易消長の然らしむる所である。

新式銀行とは外國銀行の組織に倣ひ一九〇七年發布の支那銀行條例に據る中國交通の兩銀行を始めとして歐戰勃發から戰時數箇年在支外商勢力の動搖を機として著しく擡頭し最近營業狀態の比較的確實なるもの三十三行を見るに至り、直接支那商に接觸する地位と其實力及信用の増進に伴ひ漸次斯界に勢力を伸展せんとする傾向が顯著である。

錢莊とは支那在來の金融機關の中で商業銀行の性質を帯ぶるものであるが依然金融界に牢固たる勢力を持ち一般支那の商業乃至各種企業は今尙錢莊の機關に俟つ事極めて大なるものがある。錢莊は多く數人の共同出資からなり其資本金は通例十萬兩内外であるが、經營者は出資の多少に拘らず連帶責任を負ふべきものであるから其の信用は資本金よりも經營者を基礎として居る、業務は預金、貸付、爲替乃至手形の發行、割引等であるが、就中預金及貸付は主とし經手人と稱する支配人の下に内事部及外事部(跑街)に分れ前者は一般事務を取扱ひ跑街は華客の吸集、信用調査及



市況の探訪を仕事として居る。現在上海に於ける一流錢莊は其數四十餘莊を算し、其の同業者の機關たる錢業公所に行はるゝ手形の交換、利息の標準及銀塊、弗銀、銅錢等の相場決定は常に市場の標準とせられ且つ錢莊の發行する莊票——一種の無記名要求拂約束手形——は確實なる信用の下に流用して買賣取引に資する所尠からず錢莊の金融界に占める地位は極めて重要である。

銀爐は兩銀の鑄造を營業とする、即ち外國より輸入の銀塊、他地方より運來する兩銀若くは弗銀を所謂上海兩に鑄造改鑄して市場に供する機關である。

公估局とは金融業者の依頼に應じ上海に流通する兩銀を檢査して其の中央凹部に重量と純分の優劣による打歩若くは割引を明記して買賣取引の便を計る營業者である。

(二) 流通貨幣 上海市場に於て日常貸借の決済に使用せらるる貨幣の種類は凡そ左記の各種である

規元銀(兩銀) 邦人の指して馬蹄銀と呼ぶもの、上海に流通するものは九八規銀と稱せられ所謂上海兩を意味し市場に於ける計算の標準になつて居る。普通一箇の重量五十兩内外である。單位兩——一〇錢——一〇〇分。

銀元(弗銀) 各造幣廠の銀貨、前清の舊貨幣及墨西哥の英洋等で均しく元と呼び、其の重量規定は前記元銀の七錢二分に爲つて居るが、其の價値は需給關係により變動し其の相場を洋厘と稱へ現物及先物の取引が行はれる。

銀角(小洋) 小銀貨にして貳拾仙(二角)、拾仙(一角)の二種あり上海に流通するものは廣東小洋最も多く、江南小洋之に亞ぎ兩者の成色に相違があるから此の相場は別々に建つて居る。

銅元 上海に流通する銅元は一錢(當十文)のみであるが、新舊鑄造時期の相違により重量、成色は

甚だ區々である、尙厘錢は最近上海では殆ど流通を見なくなつた。

兌換券 上海に於て發行するものは主として上海市場に限り流通し多くは弗紙幣である。一時外國銀行は資金吸集上其の發行に大いに努めたが、兎角風説の流布により取付騒を演ずるの弊ありて相當準備金を保有するの要があるから、其の發行は必ずしも有望でなく漸次其の數を減少し、最近では中國、交通兩銀行のものが大部分を占めて居る。而して其發行高は各銀行共秘密に附せられてある。この外に錢莊の莊票、各銀行の手形、小切手等の授受が行はれ頗る繁雜であるが、上海の大市場は好く之を消化して居る状況である。要之支那の貨幣は法貨として強制力を伴ふものでないから原則として通貨の含有する銀の重量及成色に基く實際の價値を以て流通し、其の需給關係によりて相場は絶えず變動して居るから、錢業市場に於て毎日午前午後二回市價の決定さるゝ次第である。左例は一九二五年三月二十六日午前の相場を示したものである。

國幣	七錢一分五六二五(弗銀一元の兩相場)
三月底期洋	七錢一分九一二五(同先物相場三月末渡)
四月半期洋	七錢二分一一二五(同) 四月中旬渡
銀折	二錢一分(錢莊間の貸借日歩每千兩)
江南小洋	六錢一分一五(一角銀貨拾枚の兩値段)
廣東小洋	五錢九分九五(同上)
銅元	二百六十千文(百兩に對する銅貨相場)
兌換	一千八百六十一文(一元に對する銅貨の相場)
角杯	一百五十六文(小洋壹角に對する同上)



貼 水 三十文(小洋一角と大洋即ち十分の一元との差に對する打歩)

此種通用銀の上海を中心とする移動状況を見るに先づ英米より輸入する銀塊は多く大條銀(一個千兩見當)にして是れは外國銀行が銀爐に依頼して兩銀を鑄造し、或は中國交通の兩銀行に買はれ杭州南京の造幣廠に於て弗銀に鑄造せられ、自行銀行券の兌換準備若くは市場に放出せられる。而して此の兩銀及弗銀は内地との貨物移出入に伴ふて移動する状態である。例へば弗銀に就いて言へば春季は購繭資金として又秋季には米及棉花の買入資金として産地に持込まれ次いで輸入品其他の決済として節季の決算期に至つて上海へ流入する譯である。從て金利は通例舊正月後は金融最も緩漫を呈し、續いて貨物の輸移出入により市場在銀高に變動を來し、その緩急によつて一高一低するのが常である。

## 二四 製絲家に對する錢莊の放資

製絲家に對する金融機關は殆ど唯一つ錢莊と言ふべきであるが、錢莊が斯業に盛に放資することは吾人の豫想外とする所で、斯業は全く錢莊の力によつて運轉して居る有様である。而かもこれは對人信用貸である。思ふにこれは錢莊としては上海式製絲業は資金の運轉が比較的早いのと、製絲家にしても錢莊があつて始めて仕事が出来るのであるから、大抵間違なく金を入れるからであらう。茲に於て普通製絲家はその資力を表はすに、例へば財産五萬兩信用二十萬兩といふ風に言ひ慣はして居るが、信用二十萬兩とは錢莊より信用によつて借り得る限度を示したもので、これは各自信用の程度によつて等差がある。從て製絲家は信用を重要視し、之に關

する彼等の見解に就き一例を擧げて言へば資本五萬兩、信用十萬兩と稱するが如く、信用により借入れ得る金額を具體的に表し、之を現銀と合せたる即ち十五萬兩を以て營業資本と看做し、恰も株式會社の未拂込資本と殆ど同一程度に思惟するものの如く、現在製絲家にして錢莊の資金に倚らざるものは絶無である。即ち錢莊は本邦斯業に於ける横濱生絲問屋と略ぼ同様な機能を爲すものであるが、元來錢莊は支那舊式銀行であつても、自ら斯る資金の融通を爲すに足る資力を擁するものにあらず、畢竟他人の資金を吸集して之を放資し、其の利息の輔を取得する點に於て一種のプロカーである。而して其の資金は比較的高率な預金利子を以て吸集する預金の運用にもよるが、更に莊票 Chop の發行も亦有力なる根源である、之れが資金の融通は所謂折票 Chop Loan と稱し親銀行とも見るべき外國及新式銀行、若くは時に同業者に對し莊票を差入る以外別に擔保を提供することなくして資金の借入を爲すものである。上海の錢莊は此折票に對し同業者附帶保證の制を採つて居る。其利率は即ち銀折 Native Interest と呼ぶコールであるが、其の相場に甚しい變動を來す状態に見るも、錢莊が莊票の利用に俟つことの大きなを察せられる。

而して本邦に於て斯業を營むものが先づ横濱生絲問屋に取引關係を開くが如くに上海製絲家は是非共錢莊と關係を結ばなくてはならないが、錢莊に對し未だ信用なきものは有力なる製絲家又は資本家を仲介として交渉し、其の保證の下に資金の融通を求め譯である。そして錢莊は平素跑街なる外事係を置き求資者の信用調査をして居るから製絲家と資金融通の契約を



締結すると豫め製絲家から資金の全部を頭金——墊頭と言ふ——として提供せしめ、其信用程度によりて二割乃至三割に相當する銀額を限度として資金の融通に應ずる、例へば頭金四萬兩を提供して二成(二割)墊頭の信用があると二十萬兩の資金が借りられる、詰り此の貸付の性質は外國銀行に於ける Export-account に似通へるものである、従つて製絲家は錢莊と關係を開くと工賃及購繭資金等の所要金額は隨時錢莊より引出して支辨することが出来る。斯くて製絲家は多年斯業に従事し漸次信用が加はると通例二三錢莊と關係を生ずるに至るが第二、第三の錢莊から資金の融通を受ける場合には前記頭金を要することなく一定の銀額を限度として當座貸越の如くに無擔保で借入られるを以て、製絲家は比較的小資本を以て大規模の經營に當り得る次第である。錢莊の製絲家に對する信用は人物、手腕及資本家の關係等を根據として考慮さるるものであるが、甚しきは時に例へば『彼奴は今年運が強相だ』と云ふ様な愚にも付かない材料を以て却て投機者には一層放資をする傾ありて、局外者の見て以て放慢とする貸付を敢てするの狀がある。蓋錢莊が極度の信用貸を爲す事由を想察するに、元來支那人の財産なるものは支那經濟狀態の未だ幼稚なる今日有價證券其他取るべき適當なる擔保物件に乏しく、勢ひ不適當なる擔保により回收の不可能に陥るよりも寧ろ常識による信用貸を至當とすべく、しかも上海製絲家は一般に原料の手持高少量にして資金運轉率は迅速であるから錢莊が斯業の危険なるに拘らず尙好く之れに投資を企てる譯であらう。他面錢莊の營業成績は概して良好にして其資金に對する貸借利子に於て毎千兩一箇月に就き五兩の鞘を取得する規定であるが、錢莊の利益は

單にそれのみに止まらざるものゝ如く、平常資本に對する年十割見當の利潤を擧げて居るから、自然其の貸付が放膽なる次第である。要之上海製絲業が假令不況に際しても兎も角斯業を繼續する所以のものは一つに錢莊の信用貸にありと言ふべきである。即ち製絲家の資力は薄弱であるから一朝不況期に際會すると製絲家は到底債務を辨濟すべき能力がなく結局夜逃げ若くは倒産による所謂出生誓文で解決する状態であるが、斯る事例は比較的僅少にして製絲家は不況期と雖も如何にか切り抜けて行く其の遺線手段に至りては錢莊と製絲家に絡はる一種の伏魔殿とも言ふべきであらう。

## 一一五 生絲の生産費

上海式經營法に於ては生絲の原價採算は比較的簡單に行はれ、所謂生産費に對する大體の輸廓は判知され易い。何となれば本邦のそれと異り、工場は賃借により固定償却の見積を要するなく、また購繭乾燥費等の項目も要らない、其他石炭は釜當り一日若干と請負契約によるし、工賃は食事自辨の日給制を採るが故に各費目は割合に明確である。加へて製絲資金の運轉は迅速にして普通生絲を先賣してから繭を買入れる場合が多い。随つて製絲家は一荷口毎に損益計算を試み且又乾繭の購入に當つても生産費に付き一定の標準を持つて居る。之に就いて大まかな採算を下すと、例へば乾繭折頭六百斤物の値段が百斤百五十兩とすれば、之に對し屑物を差引いた生産費を百五十兩と見て其の採算原價は  $\text{¥}150 \times 6 + \text{¥}150 = \text{原價}1,050$  の算盤をとる。



然し實際乾繭を、段になると、必らず見本を採つて繰絲試験を行ふて選繭歩合、絲量及解舒の三點を明にし、その結果先づ絲量から繭本、解舒の良否から工費及選繭歩合から屑物收入と三項を推算し、斯くて生絲百斤の原價及乾繭の買入値段を出して居る。此の場合製造工費の見積はどうかと言ふに、若し一釜の繰絲量を平均百匁とすれば、生絲百斤を製造するに一日百六十釜を要することゝなる。之に對して當業者は一日一釜に要する費用を知悉するが故に、直に百六十釜の費用を計算し、之れが製造工費である、蓋し工場は家賃一釜月若干兩、工賃は日給といふが如く、一釜に對する一日の費用は比較的明瞭である、故に原價の採算は次の方式をとる。

$$\begin{array}{l} \text{繭本} \\ \text{（乾繭百斤ノ値段} \times \text{折頭）} + \text{生絲百斤} + \text{一釜繰絲量} \times \text{一釜工費} \\ \text{（生絲百斤の乾繭量）} \quad \text{（一日生絲百斤に要する釜數）} \\ \hline \text{屑物收入} \end{array}$$

一選繭及熨斗量歩合  $\times$  屑物相場 = 生絲百斤ノ原價

而して一釜に對する費用は大正十三年の頃一兩二三錢の採算を持つてゐたが、最近は賃銀燃料等の昂騰により一兩四錢を見なくてはならなくなつた。更に之に一例を以て説明を加へれば、例へば宜興繭（一〇項参照）の買値を百五十兩として、其の見本繭二十斤の口挽試験に於て毛折五八〇斤を示し、解舒は平均繰目九十匁とすれば一日生絲百斤を製造するに百七十八釜を要し、之に次いで屑物收入は左表の如くである。

	選繭歩合	對生絲百斤 屑物量	屑物相場 對百斤	對生絲百斤 屑物代
玉	一一・七九%	六八・〇斤	七〇兩	四七・六〇兩
毛	三・四六	二〇・〇	六五	一三・〇〇
蛆	〇・七九	五・〇	六〇	三・〇〇
爛	〇・九四	五・五	四〇	二・二〇
薄皮	〇・三三	二・〇	二〇	〇・四〇
長熨斗	二二・〇〇	二二・〇	二一〇	四六・二〇

以上合計生絲百斤の屑物收入見込額は一一二・四兩を示すが故に宜興繭の採算原價は次のやうである。

$$\begin{array}{l} \text{繭} 150 \times 580 \text{斤} + 178 \text{釜} \times \text{繭} 1.40 - \text{繭} 112.40 = 1,006.80 \\ \text{繭本} \text{繭} 870.00 \quad \text{製造工費} \text{繭} 249.20 \quad \text{屑物收入} \quad \text{生絲百斤} \end{array}$$

而して支那繭は豊凶の差甚しく年に、より絲量及解舒は著敷相違を來すから生産費も之によつて常に増減を免れぬのみならず屑物收入は原價採算に密接な關係を有し、屑物相場の變動が甚しく生産費を左右することを看過することが出来ない。續いて生産費の内容を窺ふに先づ一日一釜の費用一兩四錢を構成する費目に就き左表の如く、日算拂、月算拂及休繰中に要する費目の三項に互つて列擧するであらう。但し後者に屬する費用は繰業日數の多寡により之が増減を免れぬ（二四〇釜工場）